

に列し、同四十二年十二月十八日北五丁目の村社住吉神社(住吉四神)を合祀し、同四十四年五月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は六百拾四坪にして、本殿・拜殿・社務所を存す。末社に大守神社・榎神社 事乎神社 大海神外七座社あり、老樹鬱葱せり。氏地は北一丁目乃至五丁目にして、例祭は八月一日・秋祭は十一月三日に行はる。

寶泉寺は北三丁目字北四の割にあり、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和五年十一月二十三日僧牛頓の開創なり。境内は五百參拾壹坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂 藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

西光寺は同三丁目字北五の割にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。當國川邊郡杭瀬村西光寺住職親頓の次男了珍、本願寺准如法主の直弟となりて、文祿四年檀家の協力を得て創立し、寛永十一年三月十日より寺號を公稱せり。境内は九百五拾七坪七合五勺を有し、本堂・庫裏・書院・經藏・土藏・鐘樓・藥醫門・長屋門を存す。

安樂寺は北四丁目字北六の割にあり、放光山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元久二年御幣島村の人天野四郎、本願寺見眞大師の弟子となり、教信と法名し、一字を同村に建てしもの當寺の起原なり(四成郡史には、草創年代不詳、四郎は法然上人の京都) 後十五世教鎮慶長元年三月當所に移り、寛永十一年三月十日より寺號を公稱し、文化元年五月十七日類焼に罹り、安政の大地震に大破し、

慶善寺

西念寺

萬延二年に再建せり。境内は參百六拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院・客殿・土藏・藥醫門を存す。慶善寺は北四丁目字北六の割にあり、大乘山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和九年檀徒の助力を得て祐信の創立なり。文化元年五月十七日六世智柳のとき火災に罹りて焼亡し、七世祐誓檀家の協力を得て之を再建せり。境内は壹百貳拾坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

西念寺は北四丁目字北七の割にあり、傳法山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。大化元年三月法道上人の來りて草庵を結びし舊地なるに因みて、永祿三年西譽唯念上人の草創なりといふ。もと法道松といへる大木ありしも、已に枯死して今はなし。境内は參百四拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

本地舊南北傳法村(總高壹百六拾六石貳斗六合の内、壹百參拾石四斗九升參合は傳法寺、拾八石九斗七升五合は彌左衛門開、拾壹石壹斗壹升五合は五左衛門開、五石六斗貳升參合は流作新田高なり)は寛文十年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同年二月大阪裁判所農政局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第五區七番組に入り、同八年四月三十日第六大區五小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第六大區五小區となり、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第三十九分畫に屬し、同十三年七月二日一村

獨立し、同十七年七月一日第三十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 北五丁目

本地は西成郡に屬し、申村と稱し、一に申新田と書せるもあれば、新開せし所にして、地名は其の開發したる年代の干支に因めるものなるべきも、其の年紀等は詳ならず。明治三十年四月一日川北村大字秀野字經ヶ崎を本地に編入し、同二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、貳拾貳町六反四畝拾九歩は買收せられて同川敷となり、同四十二年十一月一日北五丁目と改稱せらる。

本地は延寶五年より青山大膳亮幸利の領地たりしも、正徳元年松平遠江守忠喬之に代り、文久三年に至り徳川氏代官の支配となり、其の後の管轄及び區畫の變遷は、舊南北傳法村に同じ。

大字	字	石	町村制施行		町村制施行	
			町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
大	北五丁目	一六、二六〇	一、三八五	一三、五〇二	八、八三	
	計	一六、二六〇	一、三八五	一三、五〇二	八、八三	
		有租地反別	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
		一、九〇六	七三	七、二〇八	七三	
		三、三〇六	二、二一八	六、〇九〇	二、二五三	
		三、三〇六	二、二一八	六、〇九〇	二、二五三	二、二五三

### 第十四項 福村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、福村・南西島新田は地形上合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、大村たる福村の名を採りて福村と名づけ、兩村は其の大字となり、同二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、貳拾參町八畝貳拾參歩の地は同川敷となる。

### 大字 福

本地はもと神崎川に沿へる所なりしが、正保元年開發せられて西成郡に屬す。開發者は詳ならざれども、口碑には樋口忠兵衛の開發せし所なりと。忠兵衛は彌一兵衛の二男にして、彌一兵衛は千船村大字大野の開發者樋口伊兵衛の三男なり。同樋口氏は代々里正を勤めし舊家なりといふ。明治二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、拾五町參反八畝貳拾四歩の地は買收せられて同川敷となる。

住吉神社は北方字堤外にあり、住吉四柱神を祀れり。明暦二年の勸請にして、社殿は川床を築立てしものなりといふ。明治五年村社に列し、同四十年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百

住吉神社

五拾壹坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に事平神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は四月二十日・夏祭は七月二十日なり。

正光寺

正光寺は字大通にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基吟龍は大久保新八郎の法名なり、本願寺法如法主の直弟となり、元祿四年七月十六日村内の協力を以て創立せり。境内は參拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は正保元年より麾下小濱民部の采地たりしが、寛文十年徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同年二月大阪裁判所農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第五區八番組に入り、同八年四月三十日第六大區五小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第六大區五小區となり、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第三十九分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第三十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字南西島

本地はもと神崎川の流末なる二小島の所なりしが、元祿十五年大坂の人多羅尾七右衛門に開墾せられて西成郡に屬し、西島三新田の一にして、天保年間より南西島新田と稱す。其の南の字を冠せしめしは、同人の開發に成れる西島三新田中の南部に位置せるに依れり。明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、七町六反九畝貳拾九歩の地は買收せられて同川敷地となりしかば、全邑川床となり、同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字南西島と稱す。

本地は元祿三年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同年二月大阪裁判所農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄となり、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第五區七番組に入り、同八年四月三十日第六大區五小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第六大區五小區となり、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十八日第四十分畫に屬し、同十三年七月二日大野村・助太夫開と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第三十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大	字	舊	石高	明治九年改正	明治九年一月	町村制施行	町村制施行	大正元年五月	大正九年十月一日
編		一五	石高	有租地反別	一日現在人口	當時の反別	當時の人口	末日現在人口	國勢調査の人口
		一五	石高	三、五	一、五	六、五	一、三		

南	西	島	計
七、〇三〇	七、三六八	一四、四一八	一、七五二
三、七〇一	三、九〇三	四、九七五	四、七七六
二、七〇一	一、五八八	一、七五二	二、五五二

### 第十五項 千船村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、百島新田・大野村・大和田村・蒲島新田・佃村の五ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、村民の希望に依り古歌「濱きよみ浦なつかしき神代より千船のとまる大和田の濱」の意を採りて千船村と名づけ、各村は其の大字となり、同二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、八町七反壹畝拾五歩の地は同川敷となり、同三十九年十一月一日同川以南なる四町壹反四畝貳歩の地は傳法町に編入せられて、復た本村を去る。

### 大字百島

本地はもと百島又は行徳島と呼びし所にして、元祿年間大和田村の人次郎右衛門、地代金四百拾五兩を幕府に納めて開墾し、百島新田と名づけて西成郡に屬し來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字百島と稱し、同二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、參反六畝

拾九歩の地は買收せられて同川敷となる。

本地は元祿十五年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同年二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄に換る。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第五區八番組に入り、同八年四月三十日第六大區五小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第六大區五小區となり、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第四十分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第三十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字大野

本地はもと大野村・助太夫開の二ヶ村たりしが、助太夫開は區域狭く人口少く、殊に宇東堤下・同西堤下の部分は、大野村と土壤接續、人家連懽、利害を俱にして恰も一村の如くなるを以て、各自分立の不利なるを認め、明治十六年四月兩村を合併して一村となし、大野村と改稱せしものなり。舊大野村は古來西成郡に屬し、口碑に依れば、播州樋口村の人樋口伊兵衛の開發せる所にして、大なる

野原なりしより大野村と稱するに至れりといひ、助太夫開は開墾の年曆不明なるも、從來西成郡に屬し、住吉神官助太夫の開發せし所なりと口碑に傳ふ。明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、壹町七反參畝五歩の地は買収せられて同川敷となる。

住吉神社

住吉神社は舊大野村に屬する字大野にあり、住吉四柱神を祀れり。正保元年四月村民協力して創建せし所なりといふ。明治八年三月村社に列し、同四十四年三月七日大字百島字上の島の村社稻荷神社(字賀神)を合祀し、大正元年十一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹百四拾壹坪にして、本殿・拜殿・社務所・神庫を存し、末社に蛭子神社・事平神社ありて、老楠社頭を蔽へり。氏地は本地及び大字百島一圓にして、例祭は十月十七日・夏祭は七月三十日なり。

乘願寺

乘願寺は舊大野村に屬する字南之町にあり、日谷山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。豊臣秀頼の家臣長澤掃部之介の嫡子、故ありて本地に寄寓し、正保四年二月二日本願寺良如法主の直弟となり、祐存と法名し、村民の歸依に依りて創立し、正徳二年十二月二十五日本山より寺號を授與せらる。境内は五拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。寺寶に慈覺大師作六寸五分の阿彌陀如來木像あり。

本地舊大野村は貳百四拾八石五斗五升七合・同助太夫開は七拾貳石七斗八升壹合、計參百貳拾壹石參斗參升八合にして、舊大野村は正保元年より・同助太夫開は延寶五年より共に徳川氏代官の支配とな

り、同代官繼承して内海多次郎に至る。其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十三年七月二日大野村・助太夫開・南西島新田の三ヶ村聯合したるの外は、大字百島に同じ。

大字 大和田

本地は古來西成郡に屬し、田蓑莊とも呼びしとの説あり。大和田莊と呼び、後大和田村と稱す。字地に北垣内・西垣内・南垣内・東垣内・中垣内といへるあり。明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、壹町七反參畝貳拾四歩の地は買収せられて同川敷に没し、同川以南となりたる壹町七反貳畝拾八歩の地は、同三十九年十二月一日傳法町に編入せられて、復た本地を去る。神崎川末流の東岸にありて、佃島を挟みて大物川邊郡小田村に對し、古の謂ゆる河尻なり。大物と共に平安朝時代に於ては、大小船舶の寄泊せる大津頭たりし所なるも、水脈の推移洲渚の變遷に依りて漸次異動せしものあるならん。難波津衰へて海漕舟路の神崎川に移りし際は、其の最も繁榮を極めたるときなりしが、後堺浦興り、ついで大坂の復興するに及び、埠頭の繁榮全く此の地を去り、當年の殷賑再び見る能はざるに至りしは、隆替變遷の常ならざるを知るべし。神崎川流脈の東西を繞れると、海濱に近きを以て頗る魚鱗に富み、特に鯉魚多く、俗に大和田の鯉つかみと囃されて其の名高かりしといふ。且和歌の名所にして大和田の濱と稱し、復た大和田の浦とも呼べり。

住吉神社

萬葉 濱きよみうら懐かしき神代より千船のとまる大和田の浦 讀人しらす  
 名 寄 君か代は千船のとまる大和田に立つ細波の敷も知られず 俊 頼  
 夫 木 大和田の浦曲にこよひ船とめて清き濱へに月をいさ見ん 具 氏

住吉神社は東北字下島頭にあり、住吉四柱神を祀れり。正和九年九月十九日の勸請なりといふ。河に沿ひ海に頻し、居民の多くは漁業を營みしを以て、同神を祀りしものならん。明治五年村社に列し、同四十三年十一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十二月五日字濱の宮の無格社八幡神社(應神)・同四十四年七月七日川北村大字出来島字イの割の村社皇大神宮(天照皇大神・天兒)を合祀せり。合祀せられたる皇大神宮は、元祿元年同出来島新田開發當時の勸請なり。境内は四百八拾九坪にして、本殿の外に、拜殿・繪馬所・神輿庫を存し、末社に金刀毘羅社・天満宮社・蛭子社・稻荷神社あり。氏地は本地及び川北村大字出来島にして、例祭は十月十九日・夏祭は七月三十一日なり。

安養寺

安養寺は字下島頭にあり、莊巖山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地の住人山上與一右衛門、文明年中本願寺蓮如法主の弟子となり、祐頓と法名し、有志の助力を得て創立し、元祿四年三月五日本山より寺號を授與せらる。享和元年に本堂を再建し來りしも、明治二十三年更に之を再建せり。境内は貳百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・鼓樓を存す。

光明寺

光明寺は字中垣内にあり、遍照山攝取院と號し、時宗金蓮寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本尊は安阿彌の作なりといふ。延寶六年檀家の信施を得て倫譽貞雄和尚の開創なり。境内は貳百七拾五坪を有し、本堂・庫裏・玄關・藥醫門を存す。外に觀音堂・地藏堂あり。地藏堂に安置せる地藏尊の像は聖德太子直作千體佛の一にして、二十二世眞岡厚く之を信じて該堂を建てしと傳へ、觀音堂には觀世音菩薩並に三十三體觀音を安置す、三十三體觀音は天保十一年六月住職梅英の造立なり。

善念寺

善念寺は字奥垣内にあり、照耀山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。八木備中守高重なるもの本地に住し、本願寺蓮如法主の直弟となり、教通と法名し、有志の助力を得て創立せり。寛永七年五月十七日本山より寺號を授與せらる。境内は參百七坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・鐘樓・鼓樓・表門を存す。

淨圓寺

淨圓寺は字城垣内にあり、三谷山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地の住人佐藤猪左衛門、本願寺蓮如法主の直弟となり、信學と法名し、文明七年當寺を創立せり。然るに元和六年十月三日失火して焼失したるを以て、文化二年再建し、寛永十二年四月五日寺號を許し本尊を授與せられ、明治二十四年十月二十八日の地震に本堂崩壊し、之が再建に着手して大正三年六月五日落成せり。境内は貳百五拾五坪五合を有し、本堂の外に庫裏・鐘樓を存す。

判官松

判官松は西南耕地中なる東西拾五間五分・南北參間・面積四拾五坪の小丘にあり、一に腰掛松とも呼べり。但し今は枯れて其の朽株を殘せるのみ。傳へいふ、元暦元年二月源九郎判官義經木曾義仲を近

江に破り、ついで兵庫の福原に平氏を攻めんとして下向の折、當地に來遊しければ、庄屋治郎左衛門三寶に松を植ゑて祝儀を述べたるに、義經喜びて直に植ゑしもの即ち此の松樹なりと。尙其の際當地の特産たる鮎の鮮けきを饗したるに、鮎は子を多く着け居りて美味なりしかば、殊の外に賞味して鮎子多の姓を授けられ、今に鮎子多姓のものありといふ。

大和田城址

大和田城址といへるは中央字城の内にあり、遺跡の見るべきものなく、今は里民の邸地となる。城は本願寺光佐の信長と兵を交へたる時に構へし出城にして、陰徳太平記に「大坂本願寺より大和田に出城を構へ、下間某を入置、渡邊・神崎・十段川一に十艘川に作る邊に軍兵を出し郷民を憐亂す、天正三年三月中旬大和田より出て、所々働せんとす、荒木攝津守大和田城へ押寄、攻崩追打して惣構天満迄打破」と記せるものは是れなり。また諸國廢城考に「織田信長當國を打從へしとき、天正八年阿波仁右衛門をして築かしめ此に居らしむ」と見ゆるは、光佐の舊地に就きて設けしものならん。

本地は元和元年より麾下小濱孫三郎の采地たりしが、寛永元年徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至る。其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十二年二月二十一日第四十一分畫に屬したるの外は、大字百島に同じ。

### 大字 蒲島

本地はもと前島と呼び、神崎川中流の一孤島なりしが、元祿十五年佃村の人蒲島屋治郎兵衛之を開墾し、其の屋號を採りて蒲島新田と名づけ、西成郡に屬し、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字蒲島と稱す。

本地は元祿十五年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同年二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、翌七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第五區六番組に入り、同八年四月三十日第六大區五小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第六大區五小區となり、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第四十三分畫に屬し、同十三年七月二日佃村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第三十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 佃

本地は古來西成郡に屬し、佃村と稱す。明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、四町八反七畝貳拾七歩の地は買收せられて同川敷に没し、同川以南となりたる四町壹反四畝貳歩の地は、

同三十九年十一月一日より傳法町に編入せられて本地を去る。神崎川の末に當れる同川分派の佃川と左門殿川に擁せられて環水の島形をなし、古の謂ゆる難波八十島の一にして田蓑島と呼び、貞觀年間に至りて佃村と改稱し、田蓑庄とも呼びしといふ。然れども一説には、初の神功皇后の三韓征伐より凱旋に際し、暫く本地に着御あらせられしとき、當所の海士等鮮魚を獻せしことのある例に依り、慶長年中佃・大和田の漁民家康に魚類を呈し、其の命を受けて海上の隱密方を勤めしより佃の稱出でしものなりとせり。又本地は前記の如く古の田蓑島・田蓑庄なりと稱せるも、田蓑島・田蓑庄は鷺洲町の浦江及び大仁の地なりとの説あり。顯註密勘には「田蓑島は津の國にあり、されば難波潟とよめり、其の所の七瀬の中に擧げたり、天王寺の側に在り」と見え、方角抄には「田蓑島は天王寺の西、戊亥の方よりの海邊なり、海道より南なり」と記し、名所集には「西成郡に入ればいつれをか證とせん、しかれとも所の人に尋侍れば、杖木橋のあたりを田蓑のしまといふなり」と載せ、攝陽群談には西成郡に屬すとせるも、其の方角指する詳ならずとし、攝津名所圖會には「或云、浦江・大仁の地なり、一説には佃島と稱する地これありとぞ、共にさだかならず」とせり。之を要するに何れも微證に乏しければ、其の何れとも定めがたし。されど今此の條下に於て、田蓑島に關する古詠等の少數を掲記せん。

扶桑略記 後一條天皇治安三年十月二十八日、入道前大相國入攝津國、午時御四天王寺、於國府大渡下乘御船、風靜波平、過田

蓑島、海茫茫、沙渚渺々、未時指江口、

住 詣記 田蓑島に上りて見れば、蟹の釣する船と、數多岸のほとりに漕ぎ寄せて休らる居たり、釣のうけ繩漕たる網、木の技に掛け置きたるを見て、

家 集

雨降れと降られと乾く隙てなき田蓑の島あまのぬれ衣  
浪華の田蓑島にて雨にあひて

足利義詮  
紀貫之

古 今

難波潟しほみち來ればりま衣たみの島鶴、さわたる

讀人しらす

五 葉

田蓑とも今は求めし立ちかへり花の葉にぬれんと思へい

讀人しらす

五 吟

霜うつむ田蓑の島にすむ民の名には隠れぬ袖やさゆらん

藤原家隆

同

雨はるゝ田蓑の島に月さえて重て白き鶴のたまきぬ

同

拾遺愚草

おきあかす霜てかさなる旅衣田蓑の島はきてもかひなし

藤原定家

千五百番

なか／＼になかめにぬれば賤か着る田蓑の島の雨の夕暮

宮内卿

夫 木

霞ふる田蓑の島の苦やかたなしはさばらす拂ふ袖かな

俊成女

御 集

難波江や田蓑の島になく鶴のあし邊をさして宿り尋ねん

順徳院

御 百首

物とへば田蓑の島の海士ころも濡るゝ習に波のこゆるん

土御門院

建 保

榮え行く國の田みのゝしま守も雪ふる惠まつあふくらん

藤原行家

同

難波江や田蓑の島に鳴く鶴の霜をかさぬる長き夜の声

行 意



同 あま衣田簀の島にたつそなくにはの蘆のさつく霜夜に  
 同 降る雪に濡れてや寒きなには湯田みの、しまの鶴の毛衣  
 同 たひ人のばらふ秋も白たへの田みの、島の雪のあけほの  
 同 鶴の鳴く田みの、島も時雨つ、蘆の枯葉に秋風そ吹く  
 同 雪にさへすきこそやらねあま衣田簀の島は宿もたければ  
 同 あま衣友ありとも淋し雨かゝる田みの、島の夕ぐれ空  
 同 雨そ、く秋の田みの、島隠れ住むてふ蟹も袖も濡るらん  
 新千載 蛭衣たみの、島の夕しほに千年をさして田鶴そなくなる  
 拾玉 誰かきく難波の汐の満つなへに田みの、島の鶴のもろこゑ  
 續後撰 あま衣田みの、島に宿とへは夕沙みちて田鶴そなくなる  
 續草庵 夕つく夜たつそ鳴くなくあま衣田簀の島に汐の満つらん  
 風 雅 ほさてけふいくかに成りぬ蛭衣田みの、島の五月雨の頃  
 堀川百首 難波濁たつそ鳴くなるこれやこの田簀の島の渡りなるらん  
 新後拾遺 しほしほす波の間もなし蛭衣田簀の島の五月雨のころ  
 扶桑名所詩集 田簀 島 月  
 田簀島古一漁村 何日更名蒐玖田 只有清江浮皎月 幽人夜々叩吟舷  
 本地及び大和田は古來有名なる漁村にして、已に神功皇后の三韓より凱旋し、暫く此の地に着跡あら

佃及び大和  
田の業

せ給ひし時、當地の海士等白魚を獻せしことあり、降て元暦の頃には源義經西征の途次此の地の魚事を觀覽せしと傳ふ。後慶長の頃本地及び大和田の漁民等徳川家康に魚類を呈し、其の命を受けて海上の隱密方を勤め、且其の大坂陣に利あらずして本地に走り、神崎川より難を泉州に避けんとして、本地及び大和田の漁民に命じ、漁船十二艘を調へしめ、漁民は家康を堺に護送したるを以て、家康の天下を統ぶるに及び、兩村の漁民十六名を江戸に召し、前日の功を賞して江戸小網町に邸宅を下付し、江戸近海の漁業を許して食膳の用を命せしかば、毎年十一月より翌年三月までは同邸に滞在して漁業に従事し、獻魚するを例としたりといふ。ついで慶長八年八月十日秀忠の代に至り、更に兩村の漁民に左記の奉書を下付して、漁業の特権を與へらる。然れども江戸近邊に限られては、漁場不自由にして困難すべきを以て、其の請願に對して安藤對馬守より、江戸近邊の義は何國境と限るにあらず、佃村の漁民は至る所に漁業し得るものたることを達せられ、爾來自由に漁業をなすを得しのみならず、寛永七年江戸鑑砲洲十湯百間四方の築立地を下附せられしかば、名主森九郎右衛門・神官半岡某外三十一人の漁戸は其の地に移住して漁事を營み、遂に今の東京佃島を爲すに至れり。されば當地及び大和田の漁民は漁業上の特権を有し、其の後難波沿岸新開の部落出て、漁業に従事する者増加せしを以て、文政の頃組合を設けて互に侵害せざることを約せし後にも、牛耳を握るものは實に此の兩村にして、特に此の兩村は公租を免せられしといふ。今も尙漁業を専業とするもの少からず。

一、此綱引江戸近邊の海に於て、網掛候事不可有相違、但淺草川・稻毛川、右御法度の場所にては不可引者也、  
慶長十八年丑八月十日

米	助兵衛
島	長四郎
青	圖志
安	對馬
土	大炊

田菟神社

田菟神社は東北字村内の北にあり、表筒男命・中筒男命・底筒男命・息長帯姫命を祀り、貞觀十一年九月十五日の勸請なりといふ。今も當時の棟札を存せり。昔神功皇后の三韓を征し給ひて還御のとき、此地に御船を寄せ給ひしといへるに因みて祀れるものなるべし。住吉大神宮又は住吉明神・住吉大明神など稱し來りしが、明治維新後今の社名に改む。寛永年間本地漁師江戸鐵砲洲の下附を受けて佃島を爲しければ、神主平岡庄太夫は當社の分靈を奉じて江戸佃島住吉神社を建立し、兩社を兼帯せしも、孫の好次に至り分家して専ら江戸の社に奉仕せり。又本社に東照宮を祀れるは、本地は家康に深き關係あるを以て、其の靈を祀りしものなるべし。大坂町奉行・郡部代官等の參拜累次行はれしは、之が爲めなり。元祿十一年九月の御供田は五反八畝拾壹歩・高六石四斗貳升なりしが、天和三年十二月江戸小田原町佃屋仁右衛門・同惣兵衛・同久兵衛・同三良右衛門・同九兵衛・同源兵衛の六人より

定米地として七反參畝歩・高七石四斗七升六合を寄附せしかば、壹町參反壹畝拾壹歩・高拾參石八斗九升六合の社領を存し來りたるも、明治維新後に上地せしといふ。明治五年村社に列し、同四十三年十一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は五百四拾坪を有し、一の本殿・二の本殿・三の本殿・四の本殿及び拜殿を存す。末社に事代主神社(三社)・天照皇大神社・少彥名命神社・稻荷神社・天滿神社・八幡神社及び前記の東照宮社あり。氏は本地及び大字蒲島一圍にして、例祭は十月十七日・夏祭は七月三十一日に行はる。社寶に神功皇后御乘船の鬼板と傳ふるものあり。

正行寺は字中之町にあり、究畢山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。大永元年淨了の開創なりといひ、一に天正十五年淨了の草創なりともいへり。元祿九年二月三日本地の大火に際して類焼に罹り、記録焼亡して寺歴明ならず。正徳四年檀家の協力に依りて再建せり。境内は壹百參拾七坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓・藥醫門を存す。

西法寺は字北之町にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。園平左衛門は本地の人なり、永正八年八月五日本願寺實如法主の弟子となり、善道と法名し、其の居宅を以て道場となし、四世願了の代に至りて寺號を授與せられ、檀家の協力を得て再建せり。境内は壹百六拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓堂・藥醫門を存す。

明正寺は字小山町にあり、廣徳山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基了明は

本願寺實如法主の直弟となり、永正七年十月十九日常寺を創立す。元祿九年二月三日本地の大火に際し、類焼に罹りて舊記を失ひ、寺歴分明ならず。境内は貳百七坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓・藥醫門を存す。

本地は年紀不詳徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至る。其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字蒲島に同じ。

大字	石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
百島	八八・九六〇	一九三三	一三〇	一五・九〇七	二七三		
大野	一三・三六〇	三・三三三	八六	四・七〇九	八三		
大和田	一、七、一〇六	一五・六三三	二、四五五	一五・〇五六	二、五五四		
蒲島	三〇・三九〇	一〇・一三三	一、三三七	二四・〇二六	一、四五七		
佃	一、四二六・五	一五・二二八	一、三三七	一九・六〇五	一、四五七		
計	二、九六・七六六	三三・〇〇〇	四、八六一	四五・〇四五	五、二一八	七、九七六	一四、五七七

### 第十六項 川北村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、四貫島村・九條村字西九條・西野新田・六軒屋

新田・春日出新田・南新田・恩貴島新田・島屋新田・秀野新田・木西島新田・常吉新田(以上傳法)・北西島新田・西島新田・矢倉新田・西洲新田・出來島新田・中島新田・布屋新田(以上傳法)の十八ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、安治川の北(舊幕府時代は此邊に安治川組と稱す)に位置せるに依り、川北村と名づけ、各村は其の大字となり、同二十六年十一月大字築地を新設し來りしか、同三十年四月一日傳法川以南の十一ヶ大字は大阪市に編入せられければ、其の殘部たる傳法川以北の七ヶ大字を以て新一村を置かれ、依然川北村と稱せるもの即ち現在の本村にして、同四十一年十一月九日大字布屋の内を割きて大字外島を新設せられ、同二十九年度より着手せられし淀川改良丁事の爲め、五拾八町參反四畝貳拾七歩の地は同川敷となる。

### 大字北西島

本地はもと海面の淺洲なりしが、元祿十五年大坂の人多羅尾七郎右衛門に開墾せられて、西成郡に屬せし西島三新田の一にして、後天保年間より北西島新田と稱す、其の北の字を冠せしめられしは、同人の開發に成れる西島三新田中の北部に位置せるに依れり。明治二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、貳拾貳町七反貳畝歩の地は買收せられて同川敷となり、同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字北西島と稱す。

本地は元祿十五年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同年二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月大阪府司農局に改まり、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同年九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第五區七番組に入り、同八年四月三十日第六大區五小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第六大區五小區となり、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第四十分畫に屬し、同十三年七月二日秀野・常吉・本西島の三ヶ新田と聯合し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

## 大字西島

本地はもと西島といへる所なりしが、元祿十一年本郡九條村の人池山新兵衛信賢の地代金なしに下附を受けて開墾せし所にして、西島新田と名づけ、西成郡に屬し、後元文三年更に拾參町六反六畝歩を増墾し、天保十四年・嘉永五年にも尙開墾せり。新兵衛の開墾せしは元祿十一年有司巡見の際、佃・大和田の對岸なる此の西島を見て、其の隨從せる同人に開墾せしめられたるものなりといふ。明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、八町參反六畝拾八歩の地は買收せられて同川敷となり、

同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字西島と稱す。

本地は開墾の初めより徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同年二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第五區九番組に入り、同八年四月三十日第六大區五小區九番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第六大區五小區となり、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第四十二分畫に屬し、同十三年七月二日矢倉新田と聯合し、同十七年七月一日第三十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

## 大字矢倉

本地はもと海面の寄洲たりしが、安永七年京都立賣通の人矢倉九右衛門、本郡西島新田の中野清芳に謀りて八町七反四畝參歩の地を開墾し、其の姓を採りて矢倉新田と名づけ、西成郡に屬し、後弘化の初めに至り拾七町四畝拾五歩を増墾せり。然るに明治四年五月怒濤の爲めに流失、同六年再營復舊、同二十九年度より着手せられし新淀川改良工事の爲め、貳拾七町貳反六畝九歩の地は買收せられて同

川敷となり、同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字矢倉と稱す。

本地は安永七年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至る。其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字西島に同じ。

### 大字西洲

本地はもと霞場の地たりしを、安永七年大坂道修町の人西村仁右衛門之を開墾して西洲新田と名づけ、西成郡に屬し、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字西洲と稱す。

本地は安永七年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至る、其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十三年七月二日出來島新田と聯合せし外は、大字西島に同じ。

### 大字出來島

本地はもと出來島・願念島と呼べる所なりしが、元祿元年當國島下郡福井村の人倉橋屋彦坂四郎兵衛地代金壹千壹百六拾兩を納めて開拓し、出來島新田と名づけて西成郡に屬し、爾後數次に増墾し、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字出來島と稱す。墓地に開發者四郎兵衛の墓あり。

本地は元祿元年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至る、其の後の管轄及

び區畫の變遷は、明治十二年七月二日西洲新田と聯合せし外は、大字西島に同じ。

### 大字中島

本地はもと城島・親島又は彌左衛門島と呼べる所なりしが、元祿元年京都の人丁子屋中島市兵衛、地代金貳千貳百拾五兩を納めて開墾し、其の姓を採りて中島新田と名づけ、西成郡に屬し、後寶曆の末に至りて更に増墾せり、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字中島と稱す。

五社神社は北方字宮前一の割にあり、天照皇大神・住吉大神・加具土大神・八阪大神・豐受皇大神を祀り。元祿元年新田開發當時の勸請なり。明治五年村社に列し、同四十二年六月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十三年七月七日大字西島字イの割の村社住吉神社(住吉四)を合祀せり。合祀せられし住吉神社は、西島新田開發當時の勸請なり。境内は參百拾八坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神輿庫・神具庫・繪馬所・社務所を存す。末社に宇賀御魂社・事平社あり。氏地は本地及び大字西島・同布屋にして、例祭は十月二十六日・夏祭は七月十六日なり。

了願寺は字秋山二の割にあり、照海山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。延元二年阿闍了願の開創なり。もと住吉郡平野郷泥堂町にありて、天台宗なりしが、後眞宗に轉じ、元和の兵燹に罹りて荒廢せしを、元祿元年丁字屋市兵衛本地開發のとき、其の寺號を讓受け、獨力を以て再

興し、教西を請じて中興の祖とせり。境内は六拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。本堂は明治四十四年十一月十二日落成の新築なり。

本地は元禄元年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至る。其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十三年七月二日一村獨立せし外は、大字西島に同じ。

### 大字布屋

本地はもと神崎川の流末中島新田の西方に沿へる寄洲なりしを、嘉永六年大坂中の島の人布屋甚九郎(姓は高瀬)之を開墾し、其の屋號を採りて布屋新田と名づけ、西成郡に屬し來りしに、明治四年五月暴風怒濤の爲めに破壊せられて海と化し、唯新田の稱を存するのみなりしが、同十五年近江國神崎郡長祥寺村の人清水莊三郎之を墾して舊態に復し、同四十一年十一月九日大字外島を分置し、同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字布屋と稱す。

本地は嘉永六年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至る。其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十三年七月二日其の土地なきが故に區畫より除かれし外は、大字西島に同じ。

### 大字外島

本地は明治四十一年十一月九日大字布屋の内、字子の割第二十番乃至三十四番(地籍)・第二百十七番(井跡)・及び字丑の割第三十五番乃至五十一番(地籍)・第二百十八番(井跡)を割きて新設し、外島と名づけられし所なり。

大字	字	舊石高	明治九年一月一日在り口當の反	村劃施行日	大正元年十月一日在り口當の反	大正元年十月一日の人口
北	西島	一七・〇〇〇	一七・八三三	三五	二九・三二八	二〇
西	島	一八・四〇〇	三〇・八三八	三五	五二・三三九	三五
矢	倉	一四・八〇〇	一八・八一八	三五	二七・五二二	三五
西	洲	一三・〇二二	二・八四五	四五	四・七四五	三五
出	來島	五・七五五	五七・一六	一一	五六・三三三	二〇
中	島	五・一六七	一一・三三三	五三	一四・七〇五	六八
布	屋	六・五二	三〇・二二	一五	一一・五〇八	一〇
外	島	一・三六三	三・四二五	九〇	五五・八三〇	一三六
計						一・三三
						二二二

### 第十七項 今宮町

本町は明治三十年四月一日大阪市に編入せられたる舊今宮・木津兩村の殘部を以て、新に一村を設

けられしもの即ち是れにして、今宮村と名づけらる。其の舊今宮村及び木津村は、明治二十二年四月一日の町村制施行に際し、各獨立して一村を立て來りしも、大阪市の膨脹に伴ひて同三十年四月一日兩村の大部を同市に編入せられしかば、かくは兩村の殘部を合せて一村を設けられ、大正六年九月一日今宮町と改稱せらる。

### 大字 今宮

本地は古來西成郡に屬せしが、後關郡となり、天正年間に至りて復た西成郡所屬となる。もと津江莊又は今宮莊とも呼び、文祿年間より單に今宮村と稱し、郡内に於ける大村なりしも、明治三十年四月一日大阪鐵道線敷地南端以北を、悉く大阪市の南區に編入せられて、其の區域に包含せる廣橋・北の辻・田中・南口・南・油小路・宮前・高橋・檀原・馬淵・馬淵水渡・貝柄・西野・西野馬淵・水渡・水渡釜ヶ崎・釜ヶ崎・西浦・町裏・關谷・牛ヶ口・高岸・山の鼻・神宮地・高辻・水田・八田等の字地八拾町四反六畝貳拾參歩の地は本地を去りければ、本地は其の獨立を失ひ、新に設けられたる今宮村に屬して元今宮と呼ばしが、耕地整理の爲め元木津との區域を變更して、大正二年十二月十日より大字今宮と稱す。往時にありては海に瀕せし所にて、朝役の如きも其の漁村たりしより起りしものならん。朝役は何れの時代より起りしものなるかは詳ならざれども、神役と共に最も由緒あるに古

例にして、本地供御人より禁裡御厨子所に鮮魚を奉するの役なり。日に供御の鮮魚を納むるを以て、禁裡御厨子所の支配となり、平安遷都の際には、四條通油小路西へ入る藤本崎町南側間口拾參間餘・北側間口貳拾參間の地を供御人詰所屋敷に賜ひ、以て日々調進の役を勤め來りしに、足利氏の末より漸次に缺け初め、豊臣氏の頃に至りて遂に止みしも、尙每歲正月十三日には供御人の名刺を以て、鮮鯛貳尾を御厨子所に調貢するの例となりて、明治維新後まで繼續せり。又神役は京都祇園會の駕輿丁を勤むるの役にして、之を今宮神人と稱し、古來毎年六月の七日・十四日には、本地より村長附添ひ百十六人上京して神輿を昇き奉るを例とし、明治維新後に至りても、同五年五月神祇官より先規の御下知狀ありて之を勤めしも、後遂に之を廢せり。同神役は後冷泉院の御宇祇園會の始まりしとき、四條河原の店にありし本地の地下人を、其の輿丁に充てられしより起れりといふ。其の朝役・神役を勤むるを以て、古來公租・夫役を免せられ來りしが、豊臣氏の時に至りて先規全く廢れて公租・夫役を課せらるゝに至りしも、寛政年間に至り古來の由緒を以て、徳川氏より粟米壹百貳拾石を附與せられ、明治元年五月に至るまで繼續せり。兩役に關する論旨・禁制其の他諸牒、及び歷代京都所司代の下知狀等は保存せられて今に残れるもの多し。然れども文字蝕滅して讀むべからざるものあり、今其の二三を掲記せん。

内御方御厨子所供御人等也、守宣言之旨、致賣買之業停止浦々關泊交易往返之類、可令備進日々供御、縱雖有子細不觸本所、不

可有狼藉之狀如件、

正安二年十月日

前豊前守紀朝臣

御厨子所供御人攝州次郡今宮社置祀文、從往古放五畿七道買賣之業停止關泊交易往返之類、令歸進日次供御、同勅攝國社置與丁、云朝役、神役異于他處企新儀、依成他家被、官從古相懸非分課役太不可然、所詮彌爲請役免除、可致專公役旨可被下知者也、天氣如此悉之以狀、

弘治三年四月十日

左 中 辨

御厨子所預若狹守館

祇園社大宮駕與攝津國今宮神人 賣買之業事、任御代々給旨御下知之旨、可專朝役神役之狀如件、

天正九年六月七日

村井春長軒貞勝

祇園社大宮駕與攝津國今宮神人等事、任御儀々證文旨、令御役免許訖、編專先可致專神役之由、依仰下知如件、

慶長十八年二月日

伊賀守源朝臣

祇園社大宮駕與攝津國今宮村神人等、事任先規可專神役然事、

慶應四年辰五月廿五日

神 祇 官

飛田墓地の址

東北邊なる天王寺村 及び大阪市に接する關西鐵道線路の附近なる字八田と、同東通とに跨れる約六七反歩の所は飛田墓地の址にして、其の東方なる字八田の内なる約參畝歩許の所は、復た高卒都婆墓地の址なり。前者は四天王寺並に近里の死人を葬り、後者は非人乞食及び行倒人を埋め、其の名は

正樂寺

有緣無緣一切衆生供養の卒塔婆に因りて名づけしものなりといふ。又後者と同所に内院墓所といへるものありしといへども、何れの地點なりしか詳ならず。飛田の墓は大坂七墓の一にして且仕置場たりしも、明治後に至りて撤去せられ、同三十年の頃には其の形を没し、今は僅に地藏堂を残せるのみ。正樂寺は字三日路にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基勝有は本願寺良如法主の直弟となり、大坂玉手町に創立し、安政二年十三世勝玄今の西區南堀江下通二丁目に移り、明治四十一年五月二十三日更に當所に轉來せり。境内は貳百參拾坪を有し、本堂・庫裏・長屋門を存す。本地は元和年間より村高貳千壹百六拾石壹斗四升貳合の内、拾八石六斗四升五合は今宮神社の社領となり、殘高貳千壹百四拾壹石四斗九升七合は徳川氏代官の支配となり、徳川代官の支配地は同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同年二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局の支配となる。今宮神社領は同五月二十四日の公布に依りて復た大阪府司農局の支配となる(土地は四、年正月)。是に於て全村同一管治となり、同七月北河農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉せしも、翌二月大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第一區に屬して西組は二番組・東組は三番組となり、同八年四月三十日第六大區一小區に入りて、其の番組に異動なく、同十年十一月六日接近町村第六大區一小區二番組に改まり、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第二分畫に屬し、同十三年七月一日一村獨立し、



同十七年七月一日第五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 木津

本地は古來西成郡に屬し、もと敷津村と呼び、一に磯城津に作れり。然るに推古天皇の元年聖德太子の四天王寺創建に當り、其用材の入津せし所なるを以て木津村と改稱せりといふ。郡内第一の大村たりしも、明治三十年四月一日勝間街道より西は字高畑・同東開の北を通ずる道路南端以北、字開き東の樋より開き大樋に達する井路以北、勝間街道より東は大坂鐵道線路敷地南端以北を大阪市南區に編入せられて、其の區域内に包含せる北島・北川岸・堂面・前開・四塚・東上ヶ畑・東川代田・西上ヶ畑・土瓶川・東浦・三石島・潮凝結・千基・須賀・瓊矛・八阪部・敷津・廣鉢・茅稍・眞阪樹等の字地七拾四町參反四畝拾五歩は本地を去りければ、其の獨立を失ひて新に設けられたる今宮村に屬し、元木津と呼びしが、耕地整理の爲め元今宮との區域を變更して、大正二年十二月十日より大字木津と稱す。舊木津村の地は木津川の下流に臨める海濱にして、石山時代に於ける兵家樞要の所たりしならん。

#### 參考本盛衰記

重衡卿の女房新中納言局（傳）は、故殿の若君の首を懐に入持て乞食修行し、綱腰の尼と名附らる、天王寺西門にて斷食し居たりけるか、今宮の前木津と云ふ所より海人を語らひ、遙の沖に漕出で海へそ入給ふ、

木津砦の址

木津砦の址は、西北に當れる十三軒川に沿へる出城といへる字地其れならんといふ。砦は石山本願

寺の織田信長と戦へるに際し、木津川に依りて海上との聯絡を取らんが爲めに設けられしものなり。天正四年七月二十七日毛利氏の兵船八百艘、糧粟二萬俵を積み來りて木津川に入らんとし、織田方の番兵を襲撃しければ、住吉・天王寺・野田・福島に構へたる織田方の附城より應援の軍兵馳出で、石山方より之を遮らんとして、此の木津及び樓の岸 穢多ヶ崎の諸寨兵を初め諸方の軍勢馳出で、水陸兩面に於て雙方烈しく戦ひしが、石山軍勢勝を制して遂に糧粟を石山に入れ、毛利氏の兵船は無事歸帆せり。此の糧粟輸送の保護には、當砦存置の効大なるものありしならん。願泉寺舊記中に當砦に關するものあり、「信長の本願寺と出入の節は、敵勢を紀州鷺の森の御堂へ推寄せまうさぬ様、木津總門葉老若男女は各我家を棄て、西海の濱に四方八町の埒を結び、門戸嚴しく小屋建て籠居す、高槽の石垣は飛田墓所の五輪石塔を夜中に引取りて石垣とす、晝は男子は田地に出て耕作す、其の時は刀或は鑓を持って用心す、夜は女子番を勤む、月の夜は竹の末を切りとぎりて水にひたし、立かけて城内を守るに、月の光に映じて鑓と見ゆ、夜戦に其の竹にて寄手のもの數多を殺す、其の他落穴を以て數百名を殺す、寄手は天王寺・茶白山に陣を取り、出で、戦ふなり、或る夜忍びのもの木津城に入り來る、其の時大將定龍之を知りて夜半の鐘を明け七つ寅刻に撞きしにより、忍びのものとくかへる、此の鐘寺へ持歸りたるに、寛永年中火災の時早鐘に依りてわれ損んす、件の城跡今は畑となれり、字して出城といふ」と。是れに依れば當砦は木津總門徒等の設けしものなるかの如くに見ゆ、史家參考の

資たらん。其の地よりは今も墓石を出すことありといへば、記中に見ゆるが如く飛田墓地等より運び來りて石垣に利用せしものならん。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同年二月大阪裁判所司農局の支配に歸し、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、翌二月大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第一區七番組・八番組に入り、同八年四月三十日第六大區一小區に改まりて其の番組に異動なく、同十年十一月六日接近町村第六大區一小區三番組に改まり、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第三分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大	字	舊	石	高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 町村制施行 町村制施行	大正元年正月 大正九年十月一日 末日現在人口	國勢調査の人口
今	宮	二、一六〇	一、四〇〇	一、九〇	一、五〇	二、四〇	一、九〇	三、七六	
木	津	二、六四	一、三三〇	三、九〇	三、二七	四、三三	三、九一	六、三六	
計		四、八〇〇	二、七三〇	五、八〇〇	四、七七	六、八〇〇	五、八〇〇	一〇、一三〇	三、七六

### 第十八項 津守村

本村は明治三十年四月一日舊川南村の内、木津川以東の地を以て一村を置かれたるものにして、舊川南村は明治二十二年四月一日の町村制施行に際し、津守新田・難波島町・中口新田・今木新田・千島新田・南恩加島新田・平尾新田・炭屋新田・泉尾新田・小林新田・岡田新田・北恩加島新田・千歳新田・石田新田・田中新田・木屋新田・湊屋新田・八幡屋新田・市岡新田・池山新田・前田屋新田・池田新田・北福崎新田・南福崎新田の二十四ヶ新田は、其の區域大なるも風俗習慣を同うし、自ら團結に便なる所あるを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は安治川の南にあるを以て、其の意を採りて川南村と名づけ、各村は其の大字となり來りしも、同三十年四月一日木津川以西は悉く大阪市に編入せられしを以て、本地のみ其の殘部となりて本郡に残り、かくは一村を設けられしものなり。もと木津川尻の寄洲にして木津島と呼びしが、京都の人横井源左衛門及び金屋源兵衛の兩人地代金壹千貳百五拾兩を幕府に納めて、元祿十一年より開發に着手し、同十三年に至り七拾貳町貳反六畝歩の新田竣成し、同十五年檢地奉行萬年長十郎・小野朝之丞の檢地を受けて津守新田と名づけ、西成郡に屬し、寶永四年十月十四日の大地震に際し、海嘯の爲めに堤防破壊、激浪の洗ふ所となりて大損害を受け、後、大坂の人袴屋彌助の所有に移り、明和三年同炭屋善兵衛(今の瓦町一丁目)の所有に轉じ、其の間數次に再開又は増墾せられて現形を爲せり。地名は津守の浦に因みて附せしものならん。字地に島・先島・沖側等といへるあり。

津守神社は中央宇東島にあり、天照皇大神を主神として、相殿に豊受皇大神・綿津見大神・大歳大神・住吉大神を合祀せり。創建の年月は詳ならざれども、本地開發當時の勸請ならん。明治五年村社に列し、同四十年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は四百坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・繪馬所・社務所を存す。末社に稻荷神社・秋葉神社あり。氏地は本地一圃、例祭は十月二十日なり。

本地は元祿十五年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同年二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、翌二月大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第一區六番組に屬し、同八年四月三十日第六大區一小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第六大區一小區となり、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第四分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村名	舊石高	明治九年改正	町制施行	町制施行	大正元年五月	大正九年十月一日
津守	四六一石	有耕地反別	町制施行	町制施行	同日現在人口	國勢調査の人口
		五、八七二	五六	三、〇五三	九二五	三、〇六七
						九、五九一

### 第十九項 玉出町

本町は古來住吉郡に屬し、勝間村と稱し、慶長十四年西成郡に屬す。天明・寛政の頃屬邑勝間新家を割きて東成郡天王寺村に編入す、今の天下茶屋の地是れなり。明治二十二年四月一日の町村制施行に際し、獨立して一村を設け、大正四年十一月十日より玉出町と改稱す。字地に大江・玉出・長尾・南浦・辰巳・東浦・岸山・山盡・東濱田・南濱田・中島といへるあり。往時は海濱にして、古津女浦又は古妻浦の名あり、古妻は一に古夫に作る。後勝間浦と呼べり、こつまの轉ならん。然れども或はいふ、勝間は勝玉の里のたの字を略したるなりと。又いふ、「かたま」船の古語の訛りたるなりと。復た一説にはいふ、「こつまの里」といへるは、もと今の東成郡住吉村奥天神の巽にありし在所なりしが、仁治年中里長勝間大連本地を開發し、神領となして移住せしより勝間の名ありと。諸説紛然其の何れの是なるかは詳ならず。更に一説あり、其の説に依れば、本地は玉出の里と呼びしといふ。此の説に依れば、字地の玉出は其の遺稱なるが如くに見え、近時改稱せられし町名の玉出は、此の玉出の里なりといへるに依りしものならん。

名	寄	おもひ出よ千代の子の日のけふことにかつみの浦の岸の姫松	讀人しらす
同		夕かほの花のさかりにまたもこん勝間の里の垣根あらすな	熊谷直敏

生根神社は字玉出にあり、創建の年月は詳ならず。少彦名命を主神とし、相殿に蛭兒命を祀りしが、明治五年三月更に菅原大神を相殿に合祀せり。邑の産土神はもと今の東成郡住吉村の奥天神社にして

當社にあらざりしも、古來分幣の故を以て、同七年十二月より當社を産土神に改め、村社に列し、大正七年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百八拾坪を有し、本殿・拜殿・社務所を存す。末社に豊受姫神社・由加神社あり。氏地は本地一圃にして、例祭は十月十日・大祭は四月二十五日に行はる。

光福寺

光福寺は字玉出にあり、吉祥山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。小野篁の本願にて嘉吉元年の創建なり。天台宗に屬して嘉祥瑞雲寺と號し、住吉玉出の里にありしが、後南郡興福寺の別院となりて、松林山興福寺と改め、元應元年當所に移りて更に今の寺名に改む。元弘二年住職圓種佛光寺七世了源上人に歸依して眞宗に轉ず、故に同圓種を中興とす。慶應元年十九世宗耀檀家の協力を得て之を再建せり。世に勝間御堂と呼ばる。境内は四百八拾貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・鐘樓・鼓樓・藥醫門を存す。寺寶記録多かりしが、元和元年夏の役に際し、兵燹を慮りて高野山の寶藏に收めたるに、後其の寶藏焼失して烏有に歸せしといふ。

善照寺

善照寺は字大江にあり、旭日山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長二年本地に住せし玄西の創立にして、元和四年十一月七日本山より寺號を授與せられ、寛永十三年に再建し、享保三年更に本堂を改築せり。境内は貳百拾參坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・長屋門を存す。誓源寺は同字にあり、天來山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永祿元年開基圖

誓源寺

信本願寺顯如法主の直弟となり、檀家の協力に依りて創立せり。境内は貳百七拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・鐘樓を存す。

長源寺

長源寺は同字にあり、海東山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永祿元年圓信の創立にして、八世玄碩の中興なり。誓源寺と開基を同うするを以て、當寺にては誓源寺を分ちたりといひ、誓源寺にては當寺を分ちたりといへり。境内は參百六拾四坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓・太鼓堂・土藏・總門・藥醫門を存す。

金剛寺

金剛寺は字辰己にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十一年開基道圓の大坂北濱一丁目會所屋敷にての創立なり。二世誓順に至り、寛永十五年本山より寺號を授與せられ、後今の南区内安堂寺町通三丁目に移りたりしが、大正元年十二月二十三日更に當所に移轉せり。境内は貳百坪を有し、本堂・向拜・庫裏・表門を存す。

正福寺

正福寺は字三反田にあり、本門宗要法寺末にして妙法曼荼羅を本尊とす。創立の年月は詳ならず。上福島天満宮上之社の宮寺にして、末廣町なる正福寺と同名なりしかば、元祿七年十一月同寺三代日達當寺を村方より讓受けて自ら當寺の開山となる。明和・安永・天明年中に本堂・庫裏を再建したりしが、安政十年六月及び十一月の地震に堂宇破壊し、假堂の儘經過しけるに、明治四十二年七月三十一日の大火に復た類焼したるを以て、同四十三年五月其上福島二丁目より當所に移轉再建せり。境内は

貳百八拾貳坪を有し、本堂・庫裏・渡廊下・表門を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治治年の初めに新に御料となりて、同年二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同年八月二日兵庫縣の管轄に移り、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第一區九番組に屬し、同八年四月三十日第六大區一小區九番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第六大區一小區となり、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第六分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

舊村名	石高	明治九年改正	町村制施行	町村制施行	大正元年三月	大正九年十月一日
勝間	一、四、五、三三	有租地反用	一日現在人口	當時の反用	當時の人口	調査の人口
			三五〇・三五	三、六八	一、三、一、二、四	三、七〇〇
					一〇、六九四	一、六、八、七三

### 第二十項 粉濱村

本村はもと住吉浦の海濱にして、粉洲又は粉濱と呼びしが、保元二年三月十六日駒井左衛門・佐原彦八郎・早川五郎二・松本太三郎・村岡又三郎・山野新右衛門・本田太八郎・澤井十左衛門の八名協

力して、之が開墾を計畫し、應保元年十一月十六日に至り全部竣成して、住吉郡に屬し、一部落を爲して、粉濱村と名づけしに、享徳二年二月三日の夜、全村火災に罹りし爲め、現時の所に轉住せり。字地に古屋敷の稱あり、是れ其の舊地なりといふ。以來村名を改め、分れて中祭家・今在家の二ヶ村となり、中祭家は明應三年十一月中在家と改稱し來りしが、慶長十四年共に西成郡に轉屬し、明治十九年三月二十七日合併して粉濱村と稱し、同二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を爲せり。字地に新家といへるあり、攝津志村里の條に「新家、中在家・今在家二村出戸」と記せるは、此の字地を指せるものならん。其の地は東方紀州街道に沿ひ、東成郡住吉村に接し、一に住吉新は住吉町とも呼びしといふ。住吉神社の參詣筋に當れるを以て夙に繁榮し、其の名の世に聞えし所に於て、攝津名所圖會にも記する所あれば、古詠と共に左に之を掲記せん。

- 萬葉 住吉のこはまの蛭あけのみみ忍ひてのみや戀渡りなん 讀人しらす
- 夫木 住吉のこすのとこなつさくもみす隠れてのみ戀渡らん 讀人しらす
- 家集 住よしやこすの床なつそれなから岸野の草の花も忘れず 藤原定家

#### 攝津名所圖會

新家町、此地の名物は金魚・鮒・蛤・ころも煎餅・蕪椒・昆布・竹馬・糸細工・麥糰細工等なり、兩側に貨食の家列り、三文字屋の敷地あり、伊丹屋・昆布屋・丸屋など莊を風流に營み、鱈魚の鮮さを以て饗應し、女奴は粧粉を施し、靴襪の赤きに天鵝絨の襟、松金油に雪鬘を薫らせ、酒を勸めて聲をかしく拍子とり、來客は千里の波濤も一帆の順風に利潤を得て、

まづ黒江の大神よろこびの祝詞を捧げて、此酒旗に來り其勇威を顯しけるも、みだ神徳の餘光なるし、

朝夕に見ればこそあれあれくかしつむのお歌のあはち島山

貞 柳

松岸寺

松岸寺は舊今在家村に屬する字田の側にあり、那須山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。往時は天台宗の一草庵たりしが、文治年中下野の住人那須與市宗高、屋島の役終り、戦地を去りて本地を過ぎしとき、馬を草庵の傍なる岸上の松樹に繋ぎて姑く足を留め、かつ其の族を遣して庵主となせりと傳ふ。山號は同那須氏に因み、寺名は岸上の松に依りて附せしものならん。松樹は其後も永く残りて、與市馬繋松と呼ばれ、天明の頃まで存せしが、枯死して今はなし。那須山と記せる門前の木額は、其の木を以て作りしものなりといふ。文祿二年僧祐慶檀家の協力に依りて中興せり。境内は貳百五拾坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。本堂は明治二十年五月六日顛倒せしを以て、同二十七年六月十日再建の新築なり。

西願寺

西願寺は舊中在家村に屬する字厩にあり、法輪山寶珠院と號し、眞言宗西大寺末にして大日如來を本尊とす。もと淨智庵と呼びて、住吉郡住吉の地藏院開基快圓慧空和尚の創立・本願主は大坂の吉野屋源四郎なりと傳ふれども、其の年月は詳ならず。後享保十九年五月三番村西願寺の寺號を讓受けて今の寺名に改め、元文五年大坂島町飯田直好施主となりて本堂を再建せり。境内は貳百九拾六坪を有し、本堂・庫裏・客殿・土藏・鐘樓堂・表門を存す。外に宗祖堂あり。

順照寺

順照寺は同字にあり、龍衛山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。享徳年間梯八郎なるもの木津村の願泉寺に入りて剃髮し、道教と法名して當寺を創立し、寛文四年十二月より寺號を公稱し、享保十九年之を再建せり。境内は參百拾壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・客寮・土藏・門を存す。

靈松寺

靈松寺は同字にあり、粉濱山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。應永二十五年四月僧道恭の創立なり。後暫く廢絶しけるを、文明九年僧道圓之を中興し、寛文四年に至りて寺號を公稱せり。境内は貳百四拾八坪を有し、本堂・庫裏・廊下・書院・藥醫門を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに新に御料となりて、同年二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同年八月二日兵庫縣の管轄に移り、同年九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第一區六番組に屬し、同八年四月三十日第六大區一小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第六大區一小區となり、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第七分畫に屬し、同十三年七月二日舊兩村とも各一村獨立し、同十七年七月一日第一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村名	石高	明治九年改訂		町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
		有租地反別	一日現在人口				
舊村名	二二、五五〇	二二、〇〇七	六六				
今在家	二〇、三八八	四二、八〇五	六八				
中在家	六、五二〇	七〇、二二二	一、九四	八〇、九三二	二、三三	七、五五	八、二七一
計							

### 第四節 三島郡

本郡は攝津國の東北に位し、東南は淀川を隔て、河内國北河内郡に對し、西は豊能郡に接し、北は山城國乙訓郡及び丹波國南桑田郡に界し、水無瀬川は島本村及び磐手村北部の山間より發し、島本村大字廣瀬を経て淀川に入り、檜尾川は磐手村・清水村の諸山より出で、磐手村大字成合に於て合し、大冠村大字野中・五領村大字前島の境に至りて復た淀川に注ぎ、芥川は神峯山より發して三ヶ牧村大字唐崎に至りて同く淀川に入る。中央には安威川流れ、諸水之に注ぎ、茨木川を併せ神崎川に合して西南豊能・西成兩郡の界に入れり。拾六方里壹分壹厘の面積を包容し、地勢は西北に亘りては峯巒錯糾して自然の國界を爲し、南に向ひ漸次低下して畿内の平野を爲せり。平野の地は東南に澱江の大河及び神崎川を繞らして低下卑濕せり、古來洪水の横溢せし被害の痕跡を殘せるものなるべし。由來河川の利を享くることの大なりしと共に、又其の被害の大なりしを思はずんばあらず。桓武天皇延暦四年使を遣はし、鱒生野を掘りて三國川に通せしめ給ひしも、水害の大なりしが爲めにして、明治十一年には神崎川の流域中曲折せる爲め被害少からざるを以て、西成郡江口村より直に之を當郡の吹田村に通じ、同二十九年より淀川の改良工事あり、此の工事の爲め壹百拾九町九反拾壹歩は同川敷地

安威川改修

に没せしが、近くは復た安威川を改修せらる。今同川改修の概要を掲記せん。

同川は已に記せしが如く、本郡の中部を貫けるものにして、其の水源は遠く丹波の南桑田郡にあり。攝・丹の國境を爲せる山間數百の溪水は悉く之に注ぎ、平野の諸水を併せ且茨木川を受くるを以て、一朝強雨に際すれば水量忽ち増嵩し、急激の流は堤防を破壊し、田園人畜の被害少からず。累年府費又は村費を以て修築防禦の工事を爲し、少からざる金額を投じて一時の急を凌ぎ來りしも、姑息の手段にては到底水防の完全を望み得べきにあらず。且沿川卑濕の耕地は堤防の破壊せざる時にありても、強雨ある毎に悪水停滯して十數年間收穫皆無の水田あり。依て其の幅員を廣めて流水を快濁せしめ、併せて悪水の排除を能くし、以て其の破堤と悪水停滯の被害を除去せんが爲め、安威川普通水利組合を設け、之が改修を決行せり。之に要せし總費額は貳拾七萬五拾壹圓餘にして、拾參萬六九拾貳圓參拾貳錢を府の補助に仰ぎ、拾參萬五千七百八拾七圓六拾五錢を組合區域内の反別貳千七百五拾貳町壹反五畝七歩に賦課(四等に分ち)し、残れる參千五百七拾壹圓餘は雜收入及び不用土地賣却代を以て支辨せり。工事は明治四十一年度より同四十四年度迄の四ヶ年繼續とし、宮島村字落合より吹田町に至る延長約四千間の區間を二工區に分ち、茨木川と安威川の合流所以下を第一工區、同合流所以上を第二工區と爲し、同四十三年三月吹田町の所屬地を買收したるを初めとして工事に着手し、其の附帶工事等は、大正五年一月二十八日に至りて完成す、現在の川形即ち是れなり。之が爲め左記四拾町參反五畝

貳拾壹歩の地は、買收せられて同川敷地となる。

郡名	町村名	潰地反別	郡名	町村名	潰地反別
三島郡	岸部村	三〇二三	三島郡	吹田町	二八六〇九
	宮島村	一一七八八		計	三六・七二三
	味生村	一三・六四〇	西成郡	中島村	一・四五〇四
	味舌村	四・九八六		大道村	二・三三〇四
	三宅村	〇・二七二八	計	三・七六〇八	
總計			總計		四〇・三五三二

本郡はもと島上・島下の兩郡たりしも、明治二十九年四月一日兩郡を合併して一郡を置かれたるものなり。郡名は往時の古名に依りて名づけられしものなるべし。故に新郡設立に至るまでの沿革は、舊郡別に依りて分記せん。

島上郡

當郡は和名抄に「志末乃加美」と訓せり。島下郡と共に古は三島と呼び、三島縣又三島郡の名あり。三島は御島の借字にして、伊豫風十記に津國御島と見ゆるもの是れ其の正なり。三島は日本書記神武天皇の條に「庚申年秋八月癸丑朔戊辰、天皇當立正妃、改廣求華胃、時有人奏之曰、事代主神共三島



溝檜神耳之女玉櫛媛所生兒、號曰媛蹈躑五十鈴媛命、是國色之秀者、天皇悅之、九月壬午朔己巳、納媛蹈躑五十鈴媛命、以爲正妃」と見ゆる三島にして、三島縣主は同書安閑天皇元年の條に、「閏十二月己卯朔壬午、行幸於三島、大伴大連金村從焉、天皇使大伴大連問良田於縣主飯粒、縣主粒飯慶悅無隳」と見え、續日本紀稱德天皇天平神護三年二月の條に、「攝津國島上郡人正六位上三島縣主廣調賜姓宿禰」と見ゆるものは是れなり、三島縣主は三島溝檜耳神の裔ならん。また三島郡は日本書紀雄略天皇九年春二月の條に、「天皇復遣弓削連豐穗普求國內縣、遂於三島郡藍原執而斬焉」と見え、同欽明天皇二十三年十一月の條に、「今攝津國三島郡壇廬、新羅人之先祖也」と見ゆるものは是れなり。其の島上・島下の二郡に分れたる年月は詳ならざれども、續日本紀元明天皇和銅四年正月の條に、初めて「攝津國島上郡大原驛・島下郡殖村驛」と見ゆれば、其の以前ならん。分郡以後に於ける島上郡の史上に現はれしものを擧ぐれば、續日本後紀承和二年四月の條に、「癸卯、攝津國島上郡荒廢田三町賜左大臣正二位藤原朝臣諸嗣」と見え、同六年八月の條に「癸酉、以攝津國島上郡荒田九段、賜明經儒從四位下善道朝臣眞貞」と見え、文德實錄嘉祥三年九月の條に「右京人村主岑成於攝津國島上郡河上獲白龜獻之」と見ゆるものは是れなり。降て正平年中に至り、芥川右馬允芥川村に居りて當郡の地頭となり、芥川郡と私稱せしより芥川郡の名を爲し、寛永年間に至れるまで其の稱を用ひしといふ。和名抄に濃味・兒屋・眞上・服部・高上の五郷を載せ、後東大寺莊・四個莊・五位莊・五領組・番田組等の名あり。中古郡界の錯亂

に依り、赤大路村は島下郡より當郡に轉入せしならん。明治五年五月には廣瀬村・東大寺村・高濱村・櫻井村・尺代村・大澤村・神内村・井尻村・上牧村・萩庄村・梶原村・鶴殿村・前島村・東天川村・西天川村・野中村・中小路村・西冠村・土橋村・辻子村・大塚村・大塚町・番田村・野田村・下田部村・磯島村・川久保村・成合村・別所村・安滿村・下村・古曾部村・眞上村・服部村・原村・萩谷村・塚原村・土室村・宿名村・氷室村・岡本村・奈佐原村・宮田村・赤大路村・靈仙寺村・芥川村・郡家村・高槻村・上田部村・東五百住村・西五百住村・津之江村・芝生村・庄所村・富田村・三島江村・唐崎村・柱本村・西面村の五十九ヶ村と、外に當郡と島下郡とに跨れる鮎川村ありしも、同村の當郡に屬せし分は同年八月之を島下郡に編入せられ、同六年十月五日京都府より山崎村入りしも、同七年八月四日磯島村を河内國交野郡に編入せられし爲め、村數に異動なし。同二十二年四月一日の町村制施行に際し、左記の如く十一ヶ村・五十八大字となり、同二十七年二月二十六日島下郡鳥飼村大字八町に飛地せる當郡三箇牧村大字柱本所屬の參反五畝拾歩は、同鳥飼村大字八町に編入せられて當郡を去れり。

- |     |     |                      |      |  |
|-----|-----|----------------------|------|--|
| 富田村 | 如是村 | 東五百住・西五百住・津之江・芝生・庄所  | 三箇牧村 | 三島江・唐崎・柱本・西面                             |
| 高槻村 | 大冠村 | 上田部・高槻・上田部           | 大冠村  | 津子・野中・中小路・大塚町・大塚・番田・東天川・西天川・下田部・西冠・土橋・野田 |
| 五領村 | 清水村 | 萩庄・梶原・井尻・鶴殿・上牧・神内・前島 | 清水村  | 服部・眞上・原・萩谷                               |
| 磐手村 | 島本村 | 安滿・下・古曾部・別所・成合・川久保   | 島本村  | 高濱・櫻井・廣瀬・東大寺・山崎・尺代・大澤                    |
|     | 芥川村 |                      | 芥川村  | 芥川・郡家                                    |

阿武野村

土室・氷室・岡本・奈佐原・靈仙寺・宮田・赤大路・塚原・宿名

徳川時代に於ては各藩領・預所・宮堂上家領・社寺領・麾下の采地・代官支配等に分屬せしめ、轉換頻りに行はれて其の末造に至りしが、其の末造に於ける當郡の石高は、參萬參千貳百六拾參石七斗參升五合六勺にして、各領管は左記の如くに分布せり。

高槻藩永井日向守直諒領 貳萬壹千九百參拾九石六斗七升四合六勺

- 柱本村 八百拾七石七升
- 西面村 壹千九拾六石六斗五升
- 唐崎村 六百八拾四石八斗七升壹合貳勺
- 芝生村 六百七拾石九斗七升五合
- 庄所村 四百九拾貳石六斗五升
- 西冠村 參百拾四石六斗九升五合
- 高槻村 九百六拾參石九斗八升六合
- 大塚村 九百八拾八石六斗五升參合
- 磯島村 貳拾石
- 野田村 七百七拾七石八斗九升
- 三島江村 七百參拾九石六斗六升八合四勺
- 鮎川村 四百四拾七石五斗壹升八合
- 番田村 五拾九石六合
- 津之江村 五百七拾九石七斗壹升壹合
- 下田部村 參百九拾壹石五斗參升
- 土橋村 貳百九拾四石五斗八升七合
- 西天川村 七百五拾壹石六斗五升
- 大塚町 參百五拾九石四斗貳升四合
- 野中村 六百六拾六石五斗貳升
- 梶原村 六百六拾貳石七斗貳合

領主及び石高

鶴殿村 參拾八石七升九合

櫻井村 五百貳石五斗

大澤村 九拾九石壹斗六升

成合村 貳百八拾五石六斗參升九合

安滿村 九百五拾貳石七斗六合

上田部村 七百貳拾壹石九斗四升六合

眞上村 六百參拾石五斗

東天川村 六百五拾四石七斗六升

土室村 參百壹石參斗六升九石

辻子村 四百五拾參石參斗壹升壹合

西五百住村 六百拾四石七斗六升貳合

富田村 參拾四石五斗

加納藩永井肥前守尙服領 貳千八百七拾四石七斗五合貳勺

磯島村 九拾七石九斗貳升六合

服部村 壹千五百貳拾壹石九斗七升六合

神内村 壹百參拾石五斗壹升貳合

尺代村 六拾五石貳升七合

川久保村 七拾七石九斗壹升

下村 參百六拾九石貳斗八升

古曾部村 八百五拾九石四斗

芥川村 壹千貳百八拾六石貳斗

氷室村 五百八石七斗七升九合

前島村 貳百八拾四石五斗參升七合

中小路村 四百九拾七石壹斗參升七合

塚原村 九拾五石八斗貳升四合

東五百住村 六百九拾六石八升

東大寺村 七拾石貳斗參升九合貳勺

上牧村 參百七拾壹石九斗壹升壹合

原 村 六百六拾貳石壹斗八升七合  
靈仙寺村 參拾壹石九斗七升六合

萩谷村 壹百拾八石四斗九升

高槻藩永井日向守直諒預所 參千八百八拾七石九斗七升四合八勺

大塚村 九石七斗參升六合

大塚町新田 拾九石四斗壹升四合

三島江 新田 四拾貳石五斗八升

中小路村 貳拾六石壹升七合

前島新田 拾貳石壹斗七升七合

鶴殿村流作新 九拾六石五斗七升五合

梶原村新田 參石五斗四升七合

宮田村 五百五拾五石壹斗八升五合

宿名村 五拾石四升八合

高濱村新田 拾六石四升

廣瀬村 四百石七斗貳升參合

廣瀬村流作新 七石五斗六升六合

東大寺村 壹百八拾五石五斗壹升七合八勺

奈佐原村 壹百八拾參石七斗參升四合

富田村 貳千貳百四拾石四斗六升八合

冠大川村新田 參拾八石六斗四升七合

堂上烏丸家領 六百五拾石貳斗九升四合

萩庄村 壹百六拾八石貳斗參升九合

井尻村 壹百拾四石壹斗貳升參合

鶴殿村 參拾貳石七斗六升七合

上牧村 參百參拾五石壹斗六升五合

堂上水無瀬家領 六百參拾壹石五斗

廣瀬村 六百參拾壹石五斗

堂上日野家領 貳百四拾參石貳斗壹升七合

磯島村 貳百四拾參石貳斗壹升七合

廳下小田切愛之助采地 六百參拾八石壹升

岡本村 八拾九石七斗七升

郡家村 北組 五百四拾八石貳斗四升

廳下青山主水采地 參百八拾參石七斗五升貳合

富田村 參百八拾參石七斗五升貳合

廳下本間彈正采地 參百石

郡家村 南組 參百石

廳下鈴木菊次郎采地 參百石

上牧村 中組 壹百貳拾九石八斗五升六合

高濱村 南組 壹百七拾石壹斗四升四合

廳下樋口久左衛門采地 壹百參拾四石壹斗

別所村 壹百參拾四石壹斗

廳下松下鎌太郎采地 貳百七拾八石貳斗六升壹合

赤大路村 貳百七拾八石貳斗六升壹合

麾下鈴木潤之助采地 貳百石

高濱村 北組 貳百石

男山八幡社領 六拾九石參斗貳升

磯島村 六拾九石參斗貳升

離宮八幡社領 貳百九拾四石參斗九升壹合

山崎村 貳百九拾四石參斗九升壹合

普門寺領 壹百九拾四石貳斗八升壹合

富田村 壹百九拾四石貳斗八升壹合

神宮寺領 五拾石

東大寺村 五拾石

金龍寺領 參拾四石參斗參升

成合村 參拾四石參斗參升

龍安寺領 九拾六石貳斗貳升四合

原村 九拾六石貳斗貳升四合

淨國寺領 四石貳斗

原村 四石貳斗

妙心寺領 四拾參石

原村 四拾參石

神峯山寺  
本山寺領 拾六石五斗壹合

原村 拾六石五斗壹合

各領地の統  
一及び區畫  
の詳悉

男山八幡社領及び普門寺・神宮寺・金龍寺領は明治元年五月十日、堂上家領及び麾下の采地は同月二・四日共に大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年一月二十日攝津縣の管轄となり、龍安寺・淨國寺・妙心寺・神峯山寺  
本山寺領は同元年五月十日加納藩の支配となり、離宮八幡社領は同日京都府の支配となり、同二年六月諸藩版籍を奉還して知藩事を置かれければ、攝津縣・京都府及び高槻・加納兩藩の管治たりしも、攝津縣は同年八月二日廢せられて其の管地は兵庫縣に入り、高槻藩預所も翌三年二月二十四日同縣の管治に轉じ、同四年七月十四日廢藩置縣に依りて、兵庫縣・京都府及び新置の高槻縣・加納縣の管治となり、同年十一月二十日の大改革に依りて、京都府管地を除き全部大阪府の管轄となる。是れより先、攝津縣は其の管治中明治二年四月、其の管内を分畫する所ありしも、全部は詳ならず。兵庫縣は同四年八月同縣の區畫制定に際し、當郡の所轄地を第四十一區より第四十二區迄の二區に分ちしが、同年五月大阪府に於て區畫の制定あるに及び、三區二十五番組に分

たれ、翌六年十月五日舊離宮八幡社領たりし山崎村は京都府より大阪府の管轄に歸す。同八年四月三十日第九大区となりて三ヶ小區二十九ヶ番組たりしが、同十年九月十八日小區内の番組を廢せられ、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日二十一に分畫せられ、同十三年七月二日の毎町村制には、四十一ヶ村は獨立し、十八ヶ村は例外に依りて五ヶ聯合を爲し、同十七年七月一日戸長役場管理區域の設定あるに及び、十二ヶ戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。

## 島下郡

當郡は和名抄に「しまのしも」と訓せり。島上郡と同じく古は三島と呼び、三島縣又三島郡の名あり、後分れて島上・島下の二郡となる。續日本紀元明天皇和銅四年正月の條に、「攝津國島上郡大原驛・島下郡殖村驛」と見ゆるもの、是れ兩郡名の史上に現はれし初めなるは、已に島上郡の條下に記せしが如くにして、三代實錄貞觀二年九月の條に「神峯山寺在攝津國島下郡」と見え、同四年三月の條に「攝津國島下・住吉兩郡古荒田三十五町九段、奉充中宮職」と見ゆ。降て其の一部を水田郡と私稱し、又太田氏世々太田村に居りて太田郡と私稱せしより更に太田郡の名起り、一時は島下郡・水田郡・太田郡の名を混用するに至りしことあるも、寛永年間に至りて本稱島下郡の名に一定せりといふ。和名抄に新野・宿久・安威・穂積の四郷を載せ、後鳥飼郷・吉志部郷・味舌郷・三宅郷・佐和良宜郷。

水尾莊・味生莊・山田莊・溝杭莊・中條莊・戸伏莊・宿久莊・五ヶ莊等の名あり。中古郡界の錯亂に依り、大圓村は當郡を離れて能勢郡に去り、また赤大路村も島上郡に轉出せしものならん。明治五年五月には錢原村・長谷村・清坂村・下音羽村・上音羽村・忍頂寺村・車作村・大岩村・生保村・大門寺村・安元村・桑原村・泉原村・千提寺村・高山村・佐保村・栗生村・宿久庄村・小野原村・清水村・道祖本村・福井村・中川原村・安威村・十日市村・耳原村・西河原村・田中村・太田村・中城村・總持寺村・鮎川村・戸伏村・庄村・中村・橋内村・牟禮村・茨木村・上中條村・下中條村・郡山村・郡村・上野村・畑田村・五日市村・倍賀村・上穂積村・中穂積村・下穂積村・奈良村・澤良宜東村・澤良宜西村・澤良宜濱村・眞砂村・内瀬村・水尾村・目垣村・平田村・二階堂村・十一村・馬場村・野々宮村・島村・鳥飼上村・鳥飼中村・鳥飼下村・鳥飼西村・鳥飼八坊村・鳥飼八町村・鳥飼野々村・一津屋村・新在家村・別府村・味舌村・正音寺村・坪井村・庄屋村・味舌上村・味舌下村・東藏垣内村・西藏垣内村・丑寅村・乙辻村・太中村・小坪井村・宇の邊村・鶴野新田・山田上村・山田中村・山田下村・山田小川村・山田別所村・上新田村・下新田村・佐井寺村・片山村・吉志部村・南村・東村・七つ尾村・小路村・吹田村の一百二ヶ村たりしが、同年八月島上郡と當郡とに跨れる鮎川村の島上郡に屬する分を當郡に編入し、同九年東藏垣内・西藏垣内の兩村を合併して藏垣内村と改め、同十五年五月六日鶴野新田を鶴野村と改稱し、同十六年三月二十六日戸伏村・庄村・中村・橋内村・牟禮村の五ヶ村

を合併して戸伏村と改稱せし爲め、五ヶ村を減じて九十七ヶ村となり、同二十二年四月一日の町村制施行に際し、左記の如く二十一ヶ町村・九十六大字となり、同二十七年二月二十六日當郡鳥飼村大字八町に飛地となれる島上郡三箇牧村大字柱本所屬の參反五畝拾歩を、同鳥飼村大字八町に編入せらる。

- 見山村 下音羽・上音羽・錢原・長谷・油阪・車作・忍項寺 石河村 大岩・安元・生保・大門寺・桑原 清溪村 泉原・千提寺・高山・佐保
- 豊川村 小野原・粟生・宿久庄・清水・道祖本 福井村 福井・中河原 安威村 安威・十日市
- 三島村 西河原・太田・耳原・田中・粘川・戸伏・中城・總持寺 茨木村 茨木・上中條・下中條
- 春日村 下穂原・中穂原・上穂積・奈良・館賀・郡山・上野・畑田・五日市 玉櫛村 澤良宜東・澤良宜西・澤良宜濱・眞砂・内瀬・水尾 溝昨村 目垣・馬場・二階堂・平田・十一
- 味生村 別府・一津屋・新在家 鳥飼村 鳥飼上・鳥飼中・鳥飼下・鳥飼西・鳥飼八町・鳥飼八坊・鳥飼野々
- 味舌村 味舌・味舌上・味舌下・坪井・庄屋・正音寺 三宅村 太中・藏垣内・丑寅・乙の辻・小坪井・鶴野・字の邊
- 宮島村 野々宮・島 山田村 山田別所・山田上・山田中・山田下・山田小川 新田村 上新田・下新田
- 千里村 佐井寺・片山 岸部村 小路・七ツ尾・吉志部・東・南 吹田町

高領主及び石

徳川時代に於ては各藩領・預所・宮堂上家領・社寺領・麾下の采地・代官支配等に分屬せしめ、轉換頻々に行はれて其の末造に至りしが、其の末造に於ける當郡の石高は、五萬六千八百九拾壹石八斗四升參合六勺にして、各領管は左記の如くに分布せり。

高槻藩永井日向守直諒領 壹萬貳千五百九拾四石七斗壹升四勺

- 鳥飼西村 七百九拾九石六斗
- 鳥飼下村 壹千四日九拾石
- 鳥飼中村 六百七拾六石壹斗五升七合
- 鳥飼八町村 參百九拾九石壹斗參合
- 馬場村 貳百七拾壹石六斗九升參合
- 大門寺村 五拾壹石貳斗壹升參合
- 安元村 壹百四拾九石四斗壹升壹合
- 大岩村 參日貳拾參石貳斗八升貳合
- 清坂村 壹百拾六石四斗七升貳合
- 長谷村 壹百七石
- 高山村 貳百七拾壹石八斗九升七合
- 粟生村 壹千六百九拾石參斗四升四合
- 福井村 九百貳拾六石五斗六合
- 吉志部村 參百石
- 鳥飼八坊村 貳百拾貳石六斗參升
- 鳥飼野々村 四百石四斗五升
- 鳥飼上村 壹千貳拾石四斗
- 野々宮村 貳 參拾七石六斗八升
- 二階堂村 八拾石七斗八升
- 車作村 參百參拾六石五斗九升七合
- 千提寺村 貳百四拾貳石八斗四升壹合
- 下音羽村 四百九石五斗九升參合
- 錢原村 五百五拾壹石參斗參升壹合
- 泉原村 六百四拾六石參斗七升
- 佐保村 七百七拾石八斗貳升
- 生保村 壹百七石壹斗九合
- 内瀬村 五石四斗參升壹合四勺

淀藩稻葉美濃守正邦領 壹萬壹千壹百六拾七石壹斗四合

- 正音寺村 參百參拾壹石貳斗四升壹合
- 南 村 參百五拾六石九斗貳升八合
- 七尾村 壹百五拾壹石七斗五升參合
- 山田小川村 七百五拾石七升六合
- 山田中村 五百參石七斗壹升壹合
- 上新田村 六百四石九斗九升貳合
- 佐井寺村 壹千壹百拾八石參斗壹升八合
- 吹田出作 五百貳拾參石八升壹合
- 加納藩永井肥前守尙服領 參千五百七拾參石參升五合
- 耳原村 七百七拾四石壹斗七升七合
- 福井村 六拾貳石貳斗參升貳合
- 茨木村 壹千參百六拾九石五斗五升四合
- 古河藩土井大炊頭利與領 參千參百參拾六石參斗貳升六合
- 目垣村 貳百五拾五石參斗參合
- 小路村 九百五拾六石六斗九升四合
- 東 村 八百六拾五石參斗貳升八合
- 山田下村 壹千八百拾五石九升六合
- 山田別所村 貳百壹石七升九合
- 山田上村 壹千五百拾貳石八合
- 下新田村 貳百八拾參石七斗八升七合
- 片山村 壹千壹百九拾參石壹升貳合
- 宿久庄村 壹千壹百九拾壹石五斗八升貳合
- 那山村 壹百七拾五石四斗九升
- 馬場村 貳百八拾四石五斗五升五合

安威村 四百九拾貳石六斗參升七合

水尾村 八百六拾九石壹斗八合

澤良宜村 四拾七石壹斗參升貳合

東藏垣内村 貳百參拾五石貳斗八升參合

芝村藩織田攝津守長勢領 貳千壹百五拾九石貳斗壹升貳合

- 坪井村 四百六拾壹石七斗八合
- 庄屋村 貳百貳拾石八斗八升貳合九勺
- 一橋大納言茂榮領 參千八百貳拾五石四斗參升參合六勺
- 小野原村 參百貳拾七石九斗壹升壹合
- 五日市村 參百貳拾七石五斗七升六合
- 畑田村 貳百拾五石四斗五升貳合
- 中穂積村 五百五拾七石五斗四升貳合
- 倍賀村 貳百參拾石壹斗五升九合
- 田安大納言慶頼領 參千八百八拾九石九斗六升六合六勺
- 田中村 貳百貳拾六石八斗五升四合
- 澤良宜東村 五百拾九石九斗
- 宇野邊村 四百五石五斗五升四合
- 味舌上村 五百拾六石七斗八升
- 味舌下村 九百五拾九石八斗四升壹合壹勺
- 道祖本村 貳百七拾參石貳斗九升九合
- 郡 村 七百四拾五石五斗壹合
- 上穂積村 四百拾九石九斗參升九合
- 下穂積村 六百六拾貳石四斗九升七合
- 穂積村出作 六拾五石五斗五升七合六勺
- 中 村 貳百八石九斗九升參合

牟禮村 貳百貳石七斗六升六合  
 庄 村 參百五拾四石壹斗五升貳合  
 總持寺村 參百拾六石八斗六升八合  
 中河原村 六拾貳石九斗  
 内瀬村 四百拾石八斗六升六勺  
 高槻藩永井日向守直諒預所 四千壹百參拾貳石壹升四合四勺  
 別府村 拾八石八斗七升壹合  
 一津屋村 壹千貳百石五斗參升  
 新在家村 參百八石五斗七升壹合  
 島 村 八百六拾壹石六斗七升六合四勺  
 澤良宜濱村 貳百八拾石八斗五升七合  
 乙辻村 貳百拾四石七斗九升貳合  
 穗積村出作 壹百四拾八石八斗六升參合  
 味舌村 九石六斗六升壹合  
 代官小堀數馬支配地 壹千九百五拾參石六斗七升  
 戸伏村 壹百四拾壹石八斗五升八合  
 中城村 七拾七石參斗五升參合  
 太田村 壹千四拾壹石七斗七升  
 上中條村 參百四拾六石九斗貳升五合  
 眞砂村 五百五拾八石九斗六升參合  
 別府村流作 六石四斗六升四合  
 一津屋村流作 五石參斗四升四合  
 上音羽村 參拾四石九斗八合  
 鶴野新田 壹百九拾貳石壹斗八升七合  
 丑寅村 拾五石壹斗六升七合  
 太中村 貳百四拾貳石四斗六合  
 小坪井村 五百八拾九石五斗四升七合  
 味舌下村流作 貳石壹斗七升

鮎川村 參百八拾參石八斗九升五合  
 下中條村 貳百壹石壹斗六升八合  
 閑院宮家領 四百參拾參石八斗  
 丑寅村 貳百拾四石七斗八升七合  
 西藏垣内村 貳百拾九石壹升參合  
 麾下竹中萬壽藏采地 壹千六百六拾壹石參斗貳升參合  
 吹田村 東組 壹千六百六拾壹石參斗貳升參石  
 麾下長谷川都五郎采地 壹千參百七拾六石六斗貳升貳合  
 野々宮村 壹百五拾壹石  
 十一村 參百六石四斗參升七合  
 二階堂村 五百九拾六石五斗壹升貳合  
 清水村 參百五拾參石參斗壹升八合  
 麾下青木寅之助采地 壹千五石六斗貳升  
 西河原村 六百五拾貳石參斗貳合  
 清 水 村 參百五拾參石參斗壹升八合  
 麾下仙石松溪采地 八百參拾七石貳斗五升壹合  
 別 府 村 八百參拾七石貳斗五升壹合  
 麾下板橋與左衛門采地 七百石  
 下中條村新科 貳百四拾四石九斗壹升  
 奈良村 東組 四百五拾五石九升



麾下柘植三四郎采地 五百貳石壹斗五升七合

吹田村 中組 五百貳石壹斗五升七合

麾下中川飛彈守采地 五百石

十日市村 壹百五拾七石壹斗七合

安威村 東組 壹百七拾貳石參斗七升八合

桑原村 壹百七拾石五斗壹升五合

麾下渡邊爲之助采地 四百九拾參石六斗五升五合

島村 四百九拾參石六斗五升五合

麾下宮崎七郎右衛門采地 四百四拾七石貳斗貳升

目垣村 四百四拾七石貳斗貳升

麾下青木孫太郎采地 四百貳拾壹石六斗八升參合六勺

島村 四百貳拾壹石六斗八升參合六勺

麾下森川左近采地 四百石

澤良宜西村 四百石

麾下小田切愛之助采地 參百六拾壹石九斗九升

中城村 壹百四拾九石參斗七升六合

忍頂寺村 貳百拾貳石六斗壹升四合

麾下深津彌左衛門采地 參百石

安威村 西組 參百石

麾下松下鎌太郎采地 貳百五拾七石貳斗五升

上音羽村 貳百五拾七石貳斗五升

麾下深津兼次郎采地 貳百石

安威村 中組 貳百石

麾下石川主膳采地 壹百貳拾四石

野々宮村上組 壹百貳拾四石

麾下佐藤兵庫采地 壹百貳拾石

奈良村 壹百貳拾石

麾下越智主馬采地 八拾五石五斗

野々宮村中組 八拾五石五斗

總持寺領 貳拾五石參斗

總持寺村 貳拾五石參斗

勝尾寺領 七石

粟生村 七石

一橋大納言茂榮領・田安大納言慶頼領及び代官小堀數馬の支配地は、明治元年の初め新に御料となりて、一橋・田安の兩家領は櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となり、代官小堀數馬の支配地は同人に當分預けとなりしも、一橋・田安の兩家領は同五月晦日同家藩屏に列して舊領故の如くせられたる爲め、兩藩の當分取締を解きて兩家領に復す。又總持寺領は同元年五月十日・宮家領及び麾下の采地は同月二十四日大阪府司農局の支配に移り、小堀數馬の舊支配地も同六月二十二日其の當分取締を解かれて同司農局の支配に入り、同七月北司農局に關し、同二年正月二十日攝津縣の管轄となる。又勝尾寺領は同元年五月十日高槻藩の支配となる。同二年六月諸藩版籍を奉還して知藩事を置かれしかば、攝津縣及び高槻・淀・加納・古河・芝村・一橋・田安七藩の管轄となり、攝津縣は同年八月二日、一橋・田安の兩藩は同年十二月二十一日、共に廢せられて其の管地は兵庫縣の管轄に轉じ、同三年十二月二十四日高槻藩預所も亦同縣の管轄に移り、同四年七月十四日の廢藩置縣に依りて、兵庫縣及び高槻・淀・加納・古河・芝村六縣の管轄たりしも、同年十一月十五日古河縣管地は印旛縣の當分管轄に轉じ、同月二十日の大改革に依りて全郡初めて大阪府の統管する所となる。是れより先、攝津縣は其の管治中、明治二年四月其の管内を分畫する所ありしも、全部は詳ならず。兵庫縣は明治四年八月同縣の區畫制定に際し、當郡の所轄地を第三十七區乃至第三十九區の三區に分ちしが、同五年五月大阪

府に於て區畫の制定あるに及び、五區五十二ヶ番組に分たれ、同八年四月三十日第八大區となりて五ヶ小區・五十二ヶ番組たりしが、同十年九月十八日小區内の番組を廢せられ、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日三十一に分畫せられ、同十三年七月二日の毎町村制には二十九ヶ村は獨立し、七十二ヶ村は例外に依りて十九ヶ聯合を爲し、同十七年七月一日戸長役場管理區域の設定あるに及び、十九ヶ戸長役場を置かれて、同二十二年四月一日の町村制施行に至るまで繼續せり。かくて兩郡は合併せられて一郡となり、三十二ヶ村・一百五十四大字を管し來りしが、同三十一年六月一日より郡制を施行せられて自治の法人となり、同年十月十四日高槻村を高槻町・茨木村を茨木町、同四十一年四月一日吹田村を吹田町と改稱せられしかば、三ヶ町・二十九ヶ村となる、其の一百五十四大字には異動なし。

見稻簿に依れば、島上郡は米參萬貳千貳百六拾貳石零五升・島下郡は同五萬貳千四百貳拾六石貳斗參升七合と記せり。而して徳川氏の末造に於ける現在各町村の村高、及び其の後に於ける反別等は、左に記する所の如し。

町村名	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
島本村	三、六〇、八〇〇	五、五、六、三	三、一、六	六、七、〇、〇	三、一、六	三、九、〇	二、六、〇
五領村	二、六〇、五〇〇	三、一、三、三	三、三、八	五、三、三、三	三、三、八	七、〇、〇	二、〇、〇

大冠村	六,三三〇・九七〇	六,三三〇・九七〇	二,八八四	三二,三三〇・二	三,一六八	三,四五一	二,七六
磐手村	二,七三三・三三〇	五,五三〇・三〇七	二,四九九	六,六八七・九七九	二,〇一一	二,三四五	二,三三
清水村	三,〇三三・〇七六	九,五二〇・三〇九	二,七五〇	一,三〇一・九四三	三,〇一三	三,六三三	三,一六八
阿武野村	二,〇九四・九四六	二,九三三・三九九	一,一五八	五,三三三・五一一	一,三四三	一,五五二	一,五九五
芥川村	二,一四一・四四〇	一,四四一・九八六	一,六二四	二,八〇〇・五七一	一,七三六	一,八四四	二,八二六
高槻町	一,六五五・九三〇	一,〇七・六六一	四,一六九	一,六七・三二七	三,六〇八	三,七三三	三,八九七
如是村	三,〇五四・一七〇	二,八〇八・八二五	一,三九四	三,六〇・七一一	一,五九五	一,七三二	一,六八九
富田村	二,八三三・〇一〇	一,〇〇・四〇六	二,八〇九	二,四三・三〇三	三,一七六	三,五三六	三,三三
三箇牧村	三,三三八・八九六	三,三八・七〇九	二,四四五	六,九〇・〇三二	二,七三三	三,〇三三	二,九七〇
見山村	二,〇五五・七五五	四,六三三・三二〇	一,五〇三	五,六・七三三	一,五七七	一,六四九	一,五二二
石河村	八〇一・五五七	一,五〇一・一	七五五	一,九一・五二二	八四四	八九九	八五三
清溪村	一,九三三・四二二	四,一九四・一九九	一,五五三	五,一一・二二二	一,六九七	一,七三三	一,五六四
豊川村	三,八三三・四三三	七,二四二	三,四二二	一,一六八・八二六	三,九七一	四,五	四,三四九
福井村	一,〇五二・三三八	二,〇八・五六二	九一	二,四三・〇一八	一,〇七六	一,〇七六	一,〇七六
安威村	一,一三三・三三〇	二,〇六・七三六	一,一八	二,九一・三三三	一,九四三	〇,一一一	〇,一一一
三島村	五,一六九・七四〇	四,一〇・五〇九	二,四七七	五,三三・四二七	二,八一九	三,三三七	三,三三七
茨木町	二,一六二・五五七	一,七四四・三三三	二,七二六	二,六五四・九	三,〇五五	五,三三三	五,三三三

春日村	四,三〇三・四五六	五,四三三・二五	二,〇六	三,二七・七二七	二,三六八	二,九六	三,七〇
玉櫛村	三,〇〇一・五〇	一,五三三・三二五	一,六三	二,九一・五三九	一,八五	二,三三	一,九〇
溝咋村	二,五五二・七三三	一,九六・〇二二	一,〇六	三,二六・〇二四	一,一六	一,一一	一,一一
宮島村	二,七五二・九四五	二,一六九・〇	一,〇三	一,五九・四二九	一一五	一,三三	一,〇九
鳥飼村	四,九八三・三四〇	四,三三・八二九	二,三〇七	六,八九・八二七	二,四八六	二,七五七	二,五七九
味生村	二,三三三・三二〇	二,八六六・九	一,三三	二,九四・七六三	一,四三三	一,一八八	一,六三三
味舌村	二,五三三・六四〇	二,五五二・九二二	一,五〇	三,九三・〇三九	一,七三	一,七六	一,八一
三宅村	二,三三六・七三〇	二,一一・四三七	一,五八	二,三三・七三〇	一,五三七	一,六二二	一,四六
山田村	四,七八一・九七〇	七,九一・七九九	二,四四四	九,七四・二五九	二,七〇二	三,四二二	三,三三三
新田村	八八八・七七六	一,五五・〇二六	九〇七	二,九三・九〇六	一,〇一八	一,一三四	一,一三四
千里村	二,三二一・三三〇	二,六・五三〇	一,六一	四,五三・三四三	一,七一	二,〇五三	二,四五〇
岸部村	二,六三〇・七三	二,三三・六二七	一,七〇	二,五八・一一三	一,九三	二,三三〇	二,三三〇
吹田町	三,八七五・四九〇	四,六・六〇八	三,三七六	四,六・一一一	三,六九八	七,四三三	九,八三三
計	八九,七三三・二六三	一一,三三〇・五三三	二二,九九二	一五,一一三・五二四	六六,一六五	八一,四七四	八一,四七四

備考 前に記せる島上・島下兩郡の幕末に於ける各領石高の總計九萬壹百五拾五石五斗七升九合貳勺に比し、四百參拾石四斗六升參合を減ずれば、河内國に編入せられたる磯島村の同石高を減じたるに依る。

歷代郡長

島下郡長

氏名	就任年月日	退任年月日	備
廣瀨直激	明治十二年二月廿一日	明治十四年一月六日	廢官
島上郡長			
福井武	明治十二年二月廿一日	明治十二年七月十二日	
森脇惟一	同十二年七月十二日	同十四年一月六日	廢官
廣瀨直激	明治十四年一月八日	明治十六年十二月十八日	
白石純治	同十六年十一月廿九日	不詳	
廣瀨直激	同二十年十二月廿八日	同廿三年六月十六日	
白石純治	同廿三年六月十六日	同廿六年五月卅一日	
深瀨和直	同廿六年五月卅一日	同廿八年七月十日	
岸正形	同廿八年七月十日		

三島郡長

岸正形	明治廿九年四月一日	明治卅一年三月廿九日	
平井光長	同卅一年三月廿九日	同卅一年七月廿七日	
坂田耘平	同卅一年八月九日	同卅九年一月十五日	
吉住元策	同卅九年一月十六日	大正二年五月廿七日	
滋岡長彦	大正二年五月廿七日	同三年八月十九日	
菅原久太郎	同三年八月十九日	同五年十一月廿二日	
笠井英一	同五年十一月廿二日	同七年三月十七日	
有馬松之助	同七年三月十七日	同九年五月十八日	病死
黑山義宣	同九年六月十四日	現任	

### 第一項 島本村

本村は明治二十二年四月一日の町村制施行に際し、山碓村・廣瀬村・東大寺村・櫻井村・高濱村・尺代村・大澤村の七ヶ村は、其の地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は島上郡に於ける河水の上流に位置せるに依り、其の意を探りて島本村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて島上郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬し、同二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、四拾六町四反四畝壹歩の地は同川敷となる。

### 大字 山崎

本地は古來島上郡に屬し、山崎村と稱す、一に山崎、又は山前に作れり。字地に落(俗に上の)・上寺あり、町名に谷之町・關戸之町・倉之町あり、攝津志村里の條に「山崎町名三・屬邑二」と記せるは、此字地・町名を指せるものならん。明治二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、五町壹反八畝貳拾八歩の地は買收せられて同川敷となる。而して本地は大山崎庄に接して山崎といひ、大山崎庄は山城國乙訓郡に屬し、本地は攝津國島上郡所屬たりしも、明徳三年十二月二十六日足利義滿の本地を以て大山崎庄の離宮八幡社に寄せしより、同村と同邑たるの姿を爲し、荏苒星霜を経たりしに、明治四年

國界の明定

に至りて遂に國界の紛議を生じ、同六年十月五日攝津國島上郡の所屬に明定せり。當時國界の紛議に關し、今の大字東大寺より本府に提出せし願書、及び國界定に對し關係村より提出の請書は、左に掲記する所の如し。但し該書は大字東大寺所藏の控書に依りしものと知るべし。

乍恐以書附奉願上候

攝州島上郡東大寺村

一昨午年壬子十月山城・攝津國境棒石御取建に付、其節當御役所方茂御出立被爲成下、實地御取調御座候間、山崎庄之内關戸明神川筋城・渠境に付、其段奉言上候處、申傳而已に而は難取用候間、山崎庄と東大寺と之境、水無瀬川堤上へ假に御取建被置、追々に而も辨據書類有之候はゞ、實地境え御取建に可相成旨、被仰渡難有奉畏候、依之精々取調仕候處、天保八酉年御國繪圖御改之節、京都御奉行所並淀御領主え差上御座候繪圖之寫取付、並享保年中御勘定所え書上之反別人數帳面之寫、尙又山崎庄御國役掛り高九百五拾五石壹斗壹升參合貳勺之内、城州分六百六拾石七斗貳升貳合貳勺、攝州分貳百九拾四石參斗九升壹合と從前仕譯有之、則大阪川方御役所方御取調之節、山崎庄役人方奉差上候書附之寫、尙從前京都御奉行所々々人別帳去る辰年迄山崎方差上候振合、城州分社家何十人百姓何百人、攝州分社家何人百姓何百人、都合何千何百人と領分仕譯有之帳面之寫共、奉入御高覽候、右攝州分と有之町筋長三七町拾間・田方九町貳反貳畝貳拾貳歩・畑方貳拾壹町六反四畝貳拾歩と、高貳百九拾四石參斗九升壹合、并社家人數・百姓人數共、全關戸明神川筋を限、南方東大寺村領北方迄之町筋高反別社家百姓人數に相違無御座候、是迄土地攝州島上郡に而山崎八幡宮社領に御座候間、城州相樂郡貳ヶ村と同様之譯に御座候故、國境之儀全關戸明神は山城四攝之神社にて、當時古木大木等御座候繪圖面之通、城・渠境に相違無御座候間、御多端之折柄奉畏入候得共、何卒京都府え御掛合之上、實地關戸明神川筋へ、城・渠境棒石御建替被爲成下候様、乍恐此段以書附奉願上候、左茂無御座候而は、今般之御趣意

土地管轄所え戸籍相納候趣に而、東大寺村之儀に四拾壹軒之村方凡半分貳拾軒、是迄八幡宮社領攝州島上郡之地所に家作仕居候處、此頃右假棒石水無瀬川堤上へ御取建に相成候に付、右貳拾軒之者城州え戸籍差上候様可相成杯との噂に付、是迄攝州東大寺村之小村を分村に相成候歟、又は家作持退候様成行候而は、右貳拾軒之者共は勿論、村中一統甚難遣仕不相續に茂可相成哉と、賤食不安日夜心痛仕候間、乍恐右御賢察被爲成下、城・攝壇實地關戸明神川筋え御建替被成下、從前之通相續仕候様、此段奉願上候、右御聞濟被爲成下候は、安心百姓相續仕、冥加至極御慈悲難有仕合奉存候、以上

明治五年壬申二月

- 右村 北組 庄屋 勘右衛門 南組 庄屋 保右衛門
- 元加納縣庄屋 熊次郎 年寄 喜市郎
- 年寄 彌七 百姓代 巳之吉

大阪府御廳

城攝國界御定に付奉差上御請書

今般城・攝國境之儀に付京都・大阪御府御立合實地御検査之上、淀川表享保度以前古井路より惡水拔門通關戸明神川筋中央字西谷池西傍寶寺持の内、岩井兵衛持山より西谷道字中山寶寺椎尾社持山境モチの木長者峯字勢講谷字椎尾ト口椎尾トの谷字喉首字立石へ見通し、右國境御確定被仰渡候得者、自今双方聊申分無御座候に付、依之連印を以御請書奉差上候、以上

明治六年一月廿三日

- 攝州乙訓郡大山崎莊社家惣代 津田 貞齋 松田 宗誼 匹田 芳春
- 藤井 泰則 關戸 則義 松田 秀健

- 同 所 百姓惣代 河原崎 貞輝 井尻 榮則 無量壽院探玄
- 同 福田 文四郎 青木 庄三郎 山本 庄治郎
- 同 巽 利助 西田 新左衛門 西田 久藏
- 同 組 頭 西山 源兵衛 上野 九兵衛 飯田 伊助
- 同 福田 卯之助 石上 宗興 井尻 則正
- 攝州分社家惣代 藤井 則繁
- 同 椎尾 社家 谷 司雄
- 同 所 百姓惣代 奥村 久七 奥田 市治郎 奥田 萬太郎
- 同 井上 吉右衛門 横山 源三郎 井上 重藏
- 同 組 頭 森村 伊太郎 竹林 重治郎 山田 定平
- 同 城州乙訓郡大山崎莊 戸長 荒堀 平七
- 同 岩井 兵助
- 同 入江 利兵衛
- 攝州島上郡第一區の内 二番組 廣瀬 村 戸長 栗辻 半兵衛
- 同 東大寺 村 副戸長 井上 勘右衛門
- 同 井上 熊治郎
- 同 井上 安兵衛

京都府 大阪府 出張御役人中様

同 井上喜一郎

西に天王山の聯脈たる椎尾山を負ひ、南は大字廣瀬に接し、北は前記の大山崎莊に連りて、京坂間の關門咽喉を爲せる所にあり。東は山城の男山八幡宮に對し、淀川は當地との間を流れて、一線の西國街道(今は官路、鐵道も通ず)のみを通せしかば、城・攝の國界、京師の南塞たり。故に平時にありては運輸の要津たるも、戦時に於ては兵家必争の要點となり、加ふるに形勝の區たるを以て山崎宮又は河陽宮も建てさせられ、關門起り、橋梁架せられ、河陽驛即ち山崎驛も此に置かれ、地は次第に繁榮して市坊を爲し、日本後紀に「大同元年九月壬子、遣使封左右京及山崎津・難波津酒家麴、以水旱成灾穀米騰躍也」と見ゆれば、當時にありては難波に對比せらるゝの要津となり、本地の南端より大字東大寺に達する西國街道の邊は、淀川流水の灣入せる當時の津頭に於て、今に一帶低窪の地形を爲せるは、其の遺影を留むるものにはあらざるか。關白兼家は其の六十賀宴に河陽の妓女を召して酒を佐けしめ、宴集の盛大を稱したりといへば、夙に遊女の如きも居りし所なるを知るべし。古來水無瀬と共に攝北の名蹟にして、驛は其の河陽驛と稱したる時代より存續し、關戸院のありしを以て一に關戸宿とも呼ばれしものならん。往時のことは明ならざれども、徳川時代にありては、伏見・郡山兩本驛間なる山崎驛にして、謂ゆる間の宿たりしかば、馬夫・轎丁の聲喧しかりしといふ。

山崎驛

續日本後紀 仁明天皇承和九年三月壬戌、渤海客徒買福延等發自河陽へ于京師、師遣兵部少輔從五位下藤原朝臣諸成爲郊勞使、

本朝文粹 河陽則介山・河・攝三州之間、而天下要津也、自西自東自南自北往返之者、無不率由此道、

扶桑集 判河陽驛有感而泣 菅 丞 相

去後故人王府君 驛樓執手泣相分 我今到此問亭吏 爲報向來一點墳

本朝無題詩 遊河陽賦漁父 藤原 通 憲

煙波深裡有漁父 高唱棹歌足斷腸 唯憶一竿投曉浪 不知兩鬢變秋霜 餘年生計盡蒲利 後日孫謀風水鄉

呂太公賢誰得識 釣人何必謂濟陽

早春訪松橋野遊於山崎聞雁作 藤井 竹 外

昨夜春風江上來 高飛莫向北方回 此種豈但稻梁足 水碧沙明兩岸苔

古 今 源のされか、つくしへゆきなんとてまかりける時に、山崎にてわかれをしみける所にてよめる

いのちたに心になふ物ならは何か別のかなしからまし 遊女しるめ

郭公八幡山崎なきかはす祭の下行く淀の川船 讀人しらす

路 曲 忠 度

ワキ歌集「花をも憂しと捨つる身の、月にも雲は厭はし、眞是は俊成の御内に在りし者にて候、扱も俊成なくなり給ひて後、かやうの姿になりて候、又西國を見し候程に、此度思ひ立ち西國行脚と心さし候、サニ城南の離宮に赴き、都を隔つる山崎や、關戸の宿は名のみして、泊りも果てぬ旅の習ひ、憂ふ身はいつも交はりの、塵の浮世の芥川、猪名の小篠を分け過ぎて、五月も宿

第三篇 國都市町村志 第一章 攝津國 第四節 三島郡 島本村 六二三

かる昆陽の池、水底清く澄みなして、蘆の葉分の風の音、聞かすとするに憂き事の、捨つる身までも有馬山、隠れられたる世の中、憂きに心はあつた夢の、覺むる枕に鐘とほき、雜波は跡に鳴尾海、沖浪とほき小舟かな、

攝州之内駄賃馬荷附之所之覺 (本州東田氏所屬)

- 一、京伏見方之上下は山崎にて荷物附かへ可申、但ひろせ村は山崎へ一所に可相加事、
  - 一、從山崎郡山まで上下可有之、宮田と郡山は一所に相加り、小濱まで上下可致之事、
  - 一、瀬川半町村は小濱へ相加、則小濱にて致付落、兵庫西の宮尼ヶ崎なき瀬有馬へ之上下如前に可致之事、
- 右此中所々にて荷馬共相とめ申に付、旅人迷惑之由達而訴訟申候間、如先規之山崎と郡山小濱此三ヶ所に相究候、其外國中舊に相定之間堅く成其意候、猶小畑七右衛門可申候也、

慶長拾壹十二月十二日

片市正且元 花押

山崎表衆庄屋 山崎馬方中

古今の戰場

其の京師に近くして要衝に當れるを以て、古來幾度の戰場となり、其の度毎に影響を受け、盛衰の轉變甚だしかりしは想像するに餘りあり。其の戰場となりしは悉く記すべからず。今其の一二を擧ぐれば、織田信長の光秀に弑せらるゝや、秀吉は天正十年六月十二日高槻村大字上田部の天神馬場に着しけるに、光秀は之を聞いて青龍寺の城に據り、其の兵を山崎の東に陣立しければ、翌十三日秀吉は天神馬場を發して光秀と此地に戦ひしかば、民家は兵燹に罹れり。近くは元治元年七月長州藩士久坂義

山崎宮址  
河陽宮址

助・入江九一・真木和泉等兵を率ゐて京師に侵入し、義助・九一の兩人は之に死し、和泉敗兵を收め遁れ來りて天王山に據りしかば、會津・桑名の兵追撃し來りて人家は灰燼となれりといふ。其他の戰場となりし時の被害も推察し得らるべし。而して此の元治元年七月の役には、其の分捕米を會津の軍事方より被害者に分配救與し、村役人に宛てたる書面あり、邑の奥田氏之を藏すれば左に掲記すべし。

昨廿一日天王山え橋籠候長州人追討として山崎表へ出張之處、攻撃之砲火に係り其村所はしめ近邊居家焼亡散在之者とも可爲難儀、依之賊徒山上え積蓄之根米分捕之分千俵程、當里爲手當爲取之候條、其村方より無洩配當可致候事、

于七月廿二日

會津軍事方

山崎村役人ともへ

山崎宮は孝德天皇の造らしめ給ひし所にして、河陽宮は嵯峨天皇の置き給ひし離宮なり。山崎宮の址は明ならざれども、河陽宮の址は離宮八幡社のある所即ち其れなりと山城志に記せり。其の地は本地の東に接すれば、其の附近なる本地も同宮附屬の所たりしのみならず、同社の西なる宇霞ヶ洞に接せる宇御所平の如きも、同宮に因みある所にあらざりしかと想はる。其の地今は大字東大寺に屬すれども、本地に連繋せる地脈なれば、往時にありては山崎と概稱せられたる内なるべし。平地より貳間以上高く隆起して竹林田圃と化したれども、上下の二段を爲して坦面廣濶數千坪に及び、後方は漸次高くしてイロコ山に連り、眺望絶景淀川を俯瞰せり。而して山崎宮のことは日本書紀孝德天皇四年の條



に、宮を山崎に造らしの給ひしこと見ゆるのみにて、其他には史上更に記する所なければ、其の臨幸し給ひしことのあるかなきかも定かならざれども、河陽宮は嵯峨天皇以來歴代の聖主駕を枉げさせられ、殿上の縉紳隨ひて遊縱を留めし所にして、感興の詠は今に残れり。然るに宮は久しく行幸なかりしかば、貞觀三年に至り宮名を存して國府廳に轉用せられしが、其の廢宮の年紀は詳ならず。

日本書紀 孝德天皇百雉四年、是歲皇太子奏請曰、竊欲遷于倭京、天皇不許焉、皇太子乃奉皇祖母尊・間人皇后、並率皇弟等、往居于倭飛鳥河邊行宮、于時公卿大夫・百官人等、皆隨而遷、由是天皇恨欲捨國位、令造宮於山崎云々、

日本後紀 嵯峨天皇弘仁四年二月己亥、遊獵于交野、以山崎驛爲行宮、同弘仁五年二月乙未、遊獵于交野、日暮御山崎離宮、同弘仁十年二月己巳、遊獵于水生野、日暮御河陽宮、同弘仁十三年冬十月甲午、幸河陽宮、遊獵于交野、

續日本後紀 淳和天皇天長八年二月丁亥、幸水成野、西時御河陽宮、  
同 仁明天皇承和十二年二月壬寅、行幸河陽遊獵、兵部卿四品忠具親王及百濟王等獻御贊、賜扈從侍從以上祿、日暮乘輿還宮、

三代實錄 清和天皇貞觀三年六月七日庚戌、山城國奏言、河陽離宮久不行幸、稍致破壞、請爲國司行政處、但不廢舊宮名、行幸之日掃除、許之、

同 同貞觀八年閏三月廿七日壬申、遣二十一僧於山城國河陽離宮、限以六日轉讀大般若經二部、  
同 陽成天皇元慶五年正月十九日戊辰、下知河内・攝津兩國、倭齊內親王擬出神宮、從河陽宮取水踏赴雜波宮、依例三所被除、每處經一日、即便取三島道還河陽宮、

清雲集

河陽驛宿有懷京邑

嵯峨天皇

河陽亭子經數宿 月夜松風憫旅人 雖聽山猿助客悶 誰能不憶帝京春

和左大將菅原冬嗣河陽作

同 天皇

節序風光全就暖 河陽雨氣更生寒 千峰積翠籠山腹 萬里長江入海寬 曉猿悲吟誰斷腸 朝花巧笑豈堪看 非唯物色催春興 別有泉聲落雲端

文學叢書

奉和河陽十詠二首 一首

藤原冬嗣

河陽花

河陽風土饒春色 一縣千家無不花 吹入江中如灑錦 亂飛機上奪文紗

同 奉和河陽十詠二首

朝鹿取

江上船

江湖漫々流幾年 日夜送迎往還船 已似飛龍遊雲裏 還看翔鳳入天邊

水上鷗

河陽別宮對江流 不勞行往見詳鷗 能知人意狎不去 或沂或沿與波遊

山崎橋

山崎渡は東端字川表より對岸山城國綴喜郡橋本に通ずる渡船場にして、長さ參町餘、一に河陽の渡といふ。昔は長橋を架して山崎橋と稱し、天平年中僧正行基の初めて造りしものなれども、仁明天皇の御宇洪水に遭ひて墜落し、後年紀不詳再架せられ、文德天皇の御宇また斷たれ、ついで架せられ又

断たれ、更に架せられしも後遂に全く断絶し、今は纔に橋本の地名を對岸に残せるのみ。河陽橋とせられしも其の一名ならん。

扶桑略記

類聚國史

三國府並故關、戊申、又置宇治・山崎兩橋與渡津頓兵、

續日本後紀

同

間、宇治橋傾損、茨田堤往々墮絶、故老僉曰、倍于大同元年可四五尺、

文德實錄

朝臣安仁・源朝臣弘・參議滋野朝臣貞主・伴宿禰善男等、就山崎以察利害求其伊地乃定置橋、

三代實錄

扶桑略記

橋使等事

三代實錄

暫留住水次、

文雅秀麗集

別館雲林相映出 門前脩道有河橋 上承紫宸長措宿 下送蒼海永朝潮

仲 雄 王

椎尾神社

土佐日記

十一日、雨いさゝか降りて止みぬ、かくてさしのはるに、東の方に山のよこほれるを見て人に問へば、やはたの宮といふ、之を聞きて喜びて人々をかみたまつる、山崎の橋見ゆ、うれしき事かきりなし、

椎尾神社は椎尾山の南面なる字谷山麓にあり、速素盞鳴命・聖武天皇・後鳥羽天皇を祀れり。もと佛刹の地にして西観音寺と稱し、天平十八年聖武天皇の勅を奉じて行基の草創せし所なりと傳へ、慈悲尾山と號し、天台宗にして本尊十一面千手観音は、同天皇の御念持佛なる長壹寸八分の閻浮檀金像なりしと。後鳥羽天皇は水無瀬離宮より此に行幸あらせられ、山林若干を寄せて歸依し給ひ、同天皇の崩御あらせられし後は、毎年二月二十二日御忌佛事を修め來りしも、明治元年六月十八日神佛の分離に依りて佛像佛器を撤却し、西京辨事役所の許可を得て椎尾神社と改め、明治五年村社に列せらる。氏地は本地にして、祭日は五月五日なり。閻魔堂あり、堂に安置せる閻魔の像は、十王の像と共に小野篁の來りて彫刻せしものと傳へ、同人の作なる筑後及び越中の分と日本三所の一なりといひ、廢寺の後も存せしが、其の像の巨大にして保存に苦しむを以て、大山崎莊の寶寺に之を譲りしに、鑑定せられて今は國寶に編入せられしといふ。社域は高燥にして樹木繁茂し、境内は壹千八百參拾八坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に尾上神社あり。溪間に轟くは椎尾瀧にして、下流は閻魔川となりて淀川に注げり。瀑は高さ二十尺にして、後鳥羽天皇は水無瀬宮より屢行幸觀覽あらせられしといふ。

椎尾瀧

名

寄 吾妹のなかる、涙のむさふ聲聞とすらん椎のおの瀧

關大明神社は一に關戸明神社と呼び、東北關戸町字關戸裏にありて、大己貴命・天兒屋根命を祀れり。境内は九拾六坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。社地は古の關戸院の址にして、城・攝の國界に接し、京街道に當れり。寛平七年宇多天皇の關を京城の四境に立て給ひし四關の一にして、往時の道路は都の羅生門より久我繩手・淀の大渡を越え、山崎橋を渡りて此に通せしが、今の桂川の久世橋を渡り、向日町を経て此の地に來るものは、文祿年中豊臣秀吉の征韓のとき關きしものにして、一に唐海道と稱せしといふ。關に官舎を置き、關戸院と號せり。名勝志には「此地山城國南界而有關、又有官舎、號關外院、後世指其舊蹟名關戸、古則戒非常、又征商賈」と記載せり。然れども其の廢絶の年月は詳ならず。而して此地は復た古の疫神を祭られし所なるべし、攝津志にも「陰陽道祭堺使嘗修禮之處」なりと記せり。即ち下に引用せる續日本紀及び延喜式に見ゆる疫神を祭りし所ならん。

關戸院の趾

疫神祀りし所

續日本紀 光仁天皇寶龜元年六月甲寅、祭疫神於京師四隅・畿内十堺、

延喜式神明帳 有畿内堺十處疫神祭、曰、山城與近江堺・山城與丹波堺・山城與攝津堺・山城與河内堺・山城與大和堺・山城與伊

賀堺・大和與伊賀堺・大和與紀伊堺・和泉與紀伊堺・攝津與攝津堺、

扶桑略記 後一條天皇治安三年十月十日、入道前大相國（源氏）云々、廿九日風靜波平、過田藁島云々、未時指江口云々、廿日

申刻於山崎岸邊、下於御船、御關外院、院預前肥前守公則、壯嚴寢内、掃除庭中、飯之備盡香盡美、別世之御鉢具云々、過差之事雖不可然、依業已成不從厭却、

拾遺

源公貞が大雨へまかり下りけるに、せき戸の院に月のあかりけるに別み惜みし侍りて

平兼盛

新古今

ほるかなる旅の空にもおくれれば浦山しきは秋の夜の月

大江嘉言

草まくらほとそ經にける都出ていく夜か旅の月にぬぬらん

榮花物語 伊周遠流の條

その殿（皇）は一日（應永三年四月二十四日）のうちに關戸の院といふ所にそとまらせ給へる、この御ともにはさかへき檢非違使とも四人そ仕うまつりたりける、そのくものもとの御車につきて参るそ哀にゆゑしき、中納言（藤原）の御ともには、左衛門延安といふ人は長谷の僧部（藤原）のばらからの檢非違使なり、それそ仕うまつりたりける、あまましき事つきもせず、せき戸の院にて帥殿は御心ちあしう成りければ、御ともは檢非違使ともかうく帥はみたり心ちあしうとてためらひ候か、母北の方（藤原）もわかつてと捕へてまたこゝになんと奏せさせれば、疾くくそのそつくるひやめて速に下すへきよし、ならひに母きたの方（藤原）みやかに上げ奉れし宣旨あるに、中納言（藤原）・宣（藤原）の御有様もおほしやり、彼の母北の方をおほしやりせ給ふにいみしうて、女院（藤原）も内（藤原）も遣かなる御有様をいと心苦しうおほしめして、おほ殿（藤原）にも此の事よろしかるへくなと院（藤原）にせちに申させ給ひて、そら殿は播磨に中納言殿は但馬にとままり給へし宣言たりぬ、この事を宮にのかに聞かせ給ひて、いみしう嬉しなともおろかに覺しめさるゝも哀しいみしき御事とも也かし、關との院にて播磨にとままり給ふへきになりぬれば、いみしう嬉しうおほされて、さは早う都へ歸らせ給へれ、こゝなう近き程にまかりとままりぬれば、いとうれしう侍り、又あつまるる事はへられは、さりともし召し還さるゝやうも侍りなると、なくく聞え慰めさせ給ひてあけ奉らせ給ひ、我（藤原）は播磨へおほす、かたみに遠きからせ給へば、

山崎南門の址

同社より西國街道に沿ひて西に進めば、字大手に山崎南門の址あり。天正十年六月光秀の秀吉に備へんが爲め壘を築き柵を設けし所なりといふ。礎礎尙僅に存し、里俗は之を黒門と呼べり。其の宇地を大手といへるは、同壘の大手なりしに依れるならん。

霞ヶ洞

霞ヶ洞は西北方椎尾山の南麓にあり、灣形を爲せるのみにして他に殊奇なし。傳へて後鳥羽天皇の水無瀬の離宮にましませし時、此に臨幸あり、春霞を賞し給ひし所なりといふ。

捨遣愚草

はるの色幾もろつよかみなせ川霞か洞の谷のみとりに

勝幡寺

勝幡寺は霞ヶ洞の附近にあり、瑠瑠光山と號し、眞言宗京都東寺十輪院末にして藥師如來を本尊とす。縁起に依れば、養老元年行基の開創なり。西八王子牛頭天王の宮寺にして、當時の境内は、北は山崎谷山を限り、東は地藏谷木之鼻を疆り、西は御所山鈴谷を涯り、南は井上山に境し、藏王權現を安置して鎮守となし、塔の坊・藏の坊・西の坊の外に下寺あり、鳥羽法皇は叔信あらせられ、崩御の後には遺勅に依りて御廟を寺内に築かる。後鳥羽院は百山の麓なる金谷に於て御劔を鍛冶せしめ給ひしとき、しばし行幸あらせられて遂に勅願寺となり、隱岐國に遷幸崩御の後、御廟を百山の上に築きて當寺本尊の供料を附せられ、當寺の僧侶も亦御廟供僧の一員たりしが、後柏原天皇の永正十三年不幸兵火に罹り、佛閣・寶藏・寺院・坊舎悉く灰燼となりしかば、井上道西なるもの深く之を概き、私財を投じ

洞雲寺

て再興し、其の子の一人を出家せしめて住持と爲し、爾來法燈繼續せしも、漸次衰頽して往時の觀を失ひ、今は竹叢中の一寒寺となる。然れども本尊は行基の自作なりと傳へ、俗に洞樂師と呼ばれて其の名高し。境内は參百參拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に地藏堂・鎮守堂あり。洞雲寺は字西の谷にあり、幽谷山と號し、曹洞宗永正寺末にして地藏菩薩を本尊とす。永祿七年山城國乙訓郡物集女村永正寺の開山萬室和尚の創立なり。後大破に及びしを以て、明治元年八月檀家の寄附に依りて再建せり。境内は九拾參坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

宗鑑の宅址

宗鑑の宅址は字宗鑑にあり。宗鑑は江州佐々木氏の遺臣なり、諱は範光・通稱は彌三郎・姓は支那にして、室町氏の侍重たりしが、長ず及びて茶道を好み、最も連歌を能くし、一夜庵と號せり。後此に幽棲して韻事を翫び、其の名海内に馳するに至りしかば、人に山崎宗鑑と呼ばれ、左の附合は人口に膾炙せるものなり。清泉あり宗鑑井といふ、即ち宗鑑の遺物にして水質清麗、極めて茗茶に適しければ其の名高く、風流隱士の遠く來りて汲むもの多し。

宗鑑かすかたを見ればかきつばた

實 隆

のまんとすれと夏の澤水

宗 鑑

くちなはに逐れていつち歸るらん

宗 長

本地は後小松天皇の御宇明德三年十二月廿六日、足利義滿の山城國乙訓郡大山崎莊離宮八幡宮に寄

附せし以來同社領となり、天正年間豊臣秀吉の檢地ありしと傳ふれども、古書の徴すべきものなし。降て慶長六年七月二十五日徳川家康先例を案じて再び同社領に付し、爾來同社相傳し、明治元年五月十日の公布に依りて京都府の支配に屬し、同六年十月五日國界定まりて大阪府の管轄となり、第一區二番組に編入せらる。其の後の區畫の變遷は、大字廣瀨に同じ。

### 大字廣瀨

本地は古來島上郡に屬し、山本村と稱せしが、後廣瀨村と改め、年紀不詳東大寺村を分置す。往時に於ける水無瀨野にして、後水無瀨里と呼べり。字地に河原町・下之濱といへるあり、攝津志村里の條に「廣瀨屬邑二」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。外に善法寺・井内・買屋等の字地あり、買屋は甲斐屋の換用なり。もと善法寺庄・井内庄・井上庄に分れて三ヶ庄と呼び、東大寺村の分立するに及び、井上庄は同村に屬せしを以て、其の補充の爲め此の甲斐屋庄を設けて三ヶ庄と爲し、其の庄名残りて此の三字地となれりといふ。明治二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、拾八町壹反拾參歩の地は買收せられて同川敷地となる。大字山崎の南に接して、官設鐵道及び國道(西國)は南北に通じ、西に山を負ひ、東は淀川に沿ひ、水無瀨渡を以て山城國綴喜郡橋本に對す。水無瀨湊も此の淀川沿ひの所にありしものなるべし。而して水無瀨野は一に水生野・水生瀨野・水成瀨野等に作れ

水無瀨野  
水無瀨里

水無瀨渡  
水無瀨湊

り。是れなん桓武天皇以來歷代天皇の遊獵し給ひし所にして、河内の交野原と共に史上有名の御狩野なり。其の區域は明ならざれども、本地を中心とせる附近の總稱にして、山崎橋は交野原とを聯結しければ、此に狩り彼に獵し、隨時河陽宮に御し給ひしが、其の交野原に遊獵し給ひしことの見ゆるは、延暦二年十月を初めとせるに反し、水無瀨野に遊獵し給ひしことの史上に見ゆるは、同十一年二月なれば、水無瀨野は交野原よりも後れて御獵所となりしものと知らる。後惟喬親王も亦在原業平及び紀有常等を召させられて、しばぐ兩地の間に遊獵を試み給ひ、其の交野に遊獵の時には渚院に御し、水無瀨野に遊獵の時には本地の別墅に入りて休憩し給ひ、以て其の好ませ給へる遊獵に日を暮らし、折に觸れ興に乗じて詠歌以て襟懷を述べ給ひ、後鳥羽院も復た離宮を建て、移御し給ひ、古來皇室との關係甚だ深く、夙に發達して繁榮の所たりしが、世の推移に伴ひて今は昔の繁榮を見る能はざれども、山河の景勝は昔に異るなければ、時運の變遷はまた轉じて昔の繁盛を見るの機に接するのときあるべし。古來攝北の名區にして、水無瀨野を初め水無瀨里・水無瀨湊・水無瀨渡等、舊史古詠に見ゆるもの多ければ、今其の少數を掲記せん。

### 水無瀨野

日本後紀 桓武天皇延暦十一年辛卯、遊獵於水生野、壬辰、宴侍臣賜物有差、閏十一月癸未、遊獵于水生野  
同 延暦十二年二月壬戌、遊獵于水生野、

同 延曆十三年二月庚午、遊獵于水生野、

同 延曆十五年春正月辛酉、遊獵于水生野、賜五位已上被衣、

同 延曆十六年春正月丙午、遊獵于水生野、

同 延曆十七年三月己亥、遊獵于水生野、賜五位已上被衣、十一月庚午、遊獵于水生野、

同 延曆十八年八月丁酉、遊獵于水生野、十二月乙酉、遊獵于水生野、

同 延曆十九年八月乙酉、遊獵于水生野、

同 延曆二十年冬十月戊申、遊獵于水生野、

同 延曆二十一年三己巳、遊獵于水生野、

同 延曆二十二年八月乙未、遊獵于稻野及水生野、

同 延曆二十三年春正月丙申、遊獵于水生野、是日天寒、於野中賜五位已上被衣、

同 嵯峨天皇大同四年秋七月丁未、勅、自今以後不得狩獵於大原・栗原・水生・日根野等、

同 弘仁二年閏十二月甲辰、遊獵于水生野、御山崎驛、山城・攝津二國奉獻、賜五位已上被衣、

同 弘仁三年二月癸卯、遊獵于水生野、甲辰、遊獵于交野、

同 弘仁四年二月己亥、遊獵于交野、以山崎驛爲行宮、是日津頭失火、延燒卅一家、給米綿有差、辛丑、遊獵于水生野、

同 山城國奉獻、五位已上並山城・河內・攝津等國司賜被衣、史生・郡司賜綿有差、是夕還宮、十一月癸酉、遊獵于水生野、山城攝津・河內等國奉獻、侍臣及三國掾已上賜被衣、目已下綿各有差、

同 弘仁五年二月乙未、遊獵于交野、口暮御山崎離宮、丙申、遊獵于水生野、攝津國奉獻、冬十月丁卯、遊于水生野、

山城・攝津兩國奉獻、賜侍臣已上及二國掾已上被衣、

同 弘仁六年十一月甲午、遊獵于水生野、五位已上及兩國掾以上賜被衣、

同 弘仁七年二月壬子、幸交野、丙辰、遊獵水生野、百濟王等授位、是日車駕至自交野、

同 弘仁八年冬十月己卯、遊獵于水生野、山城・攝津兩國獻物、五位已上及兩國掾以上賜被衣、十一月戊申、遊獵于水生野、

同 弘仁十年二月己巳、遊獵于水生野、日暮御河陽宮、水生野窮乏者賜米有差、

同 弘仁十三年二月壬午、遊獵于水生野、癸未、遊獵芹川野、

同 天長八年二月丁亥、幸水成野、申時遊雨俄頃而晴、多獲鶉雉、酉時御河陽宮、山城・攝津兩國獻土宜、親王以下狩長大夫暗野六位・山・攝津兩國司已上賜祿有差、夜深還宮、

同 類聚國史 嵯峨天皇天長九年正月、皇帝幸水成野、

同 續日本後紀 仁明天皇承和二年二月壬寅、行幸水生瀨野遊獵、賜扈從者祿（續日本後紀）、

同 承和五年二月庚子、行幸水生瀨野遊獵、賜扈從五位已上祿有差、日暮車駕還宮、

同 承和六年春正月辛丑、行幸水成無瀨遊獵、山城・攝津兩國獻御贄、賜親王已下侍從及國司已上祿有差、十二月乙丑、車駕遊獵於水成瀨野、山城・攝津・河內等國司獻御贄、賜扈從群臣及國司等祿各有差、

同 承和十一年二月壬戌、行幸水成瀨野、賜扈從群臣侍從已上及攝津國司等祿、日暮乘輿還宮、十一月丁丑、行幸水成瀨野、山城・攝津・河內等國司獻御贄、還離宮、賜扈從臣及國司等祿、日暮車駕還宮、

同 承和十二年二月辛卯、天皇幸水成瀨野、攝津國司獻御贄、賜扈從臣及國司等祿、日暮乘輿還宮、

同 嘉祥二年三月乙卯朔己未、行幸水生瀨野、山城・攝津・河内等國司獻御贊、賜扈從臣并國司已上蘇有差、日暮車駕還宮、

水無瀨里

後拾遺 年を経て見し昔になりけり里は水無瀨の秋の夜の月 兵部卿隆親

夫木 引うゑし里はみなせの夜の松ぬしなき色の春や経ぬらん 後鳥羽院

同 音立てぬ瀨霧の波と見ゆる哉水無瀨の里に咲ける卯の花 讀人しらす

同 知られしな水無瀨の里の時も今も戀しき音のみ鳴くとば 光俊

御集 月そすむ遠き其の夜の面影を今も水無瀨の里の秋風 後柏原院

春葉 たち隔つ霧も烟もいろゝ夜の月に水無瀨の里や訪ふへき 荷田春滿

自撰歌 水無瀨川なびく柳もほのく〜と春風かすむ山本の里 本居宣長

詠 水無瀨

ワキ 是は高野山より出てたる僧にて候、我いにしへは攝津の國水無瀨の里に、爲世といはれし者にて候か、さる子細候ひて元結切り、かやうの姿に罷りなりて候、次第に故郷もなつかしう候程に、唯今思ひ立ち水無瀨の里へと急ぎ候、是ははつ故郷水無瀨の里に着きて候、此所に暫く休まほやと思ひ候、テハ花散りし嵐もさむき秋風に、もろき梓の露、消えても殘る命かな、ニ是れは津の國水無瀨の里に、爲世の卿といはれし人の、二人の子にて候なり、ニ扱も我が父後の世の、爲世は道世し給ひて、母も我等も捨小舟の、水無瀨の川の小夜千鳥、共音に鳴きて過せしに、母さへ空しくなり給ひて、我等おとゝひ花水を、手向の爲めに立ち出つる、スか程まで、便なき身を我が父の、捨て置き給ふ思ひ子の、戀ひ悲める哀れさま、人は歸らて見る夢

の、別れとよまる物ならば、うつゝに逢はんよしもかな、ワキ不思議な、是れなる幼き者を見れば、いにしへの某か子にて候、さらぬ様にて行き過ぎ行かばやとおもひ候、ニいかに姉上、聖の御通り候、御留め候へ、ス實によく仰せ候、御留め候へ、ニいかに御聖きしめせ、往來の利益の御爲ならば、我等か母の空しきあと、弔ひてたはせ給へのう、ワキ無慙や父とも知らておとゝひは、利益をなさんと往來の、僧を仕養し給ふそや、さらば留まり申すへし、ニうれしつ今日は母上の、空しきあとの其日なり、御經よみてたひ給へ、ワキそれこそ易き御事なれと、落る涙をおさへつゝ、御經を讀さんと志せば、ニ我等か母の亡き跡を、弔ひ給ふ御聖を、ワキ父とも知らて、ニ今は又、スよその哀にいひなして、さらば留まりてあとを弔ひ申さん、ニうれししの今の仰せやと、おとゝひ共によろこへば、ス見れば昔に變りたる、庭の桂木窓の梅、主わすれぬしそと、匂ひをとめて吹く風の、洩る月影も冷ましつ、見苦しけれと此方へと、御僧を誦し入れければ、ワキ千たび百度親子そと、ス名のならばやと思へとも、輪廻の業の目を塞ぎ、念佛申し撫子を、弔ふ法の結縁に、正覺ならせ給へや、云々、

水無瀨渡

後撰 皆人にふみ見せけりな水無瀨川其波こそまつは浅けれ 讀人しらす

夫木 君をわれ交野の里に頼みおきて幾夜水無瀨のわたりしつらん。 憲盛

水無瀨湊

去木 さしのほるみなせの川の夕鹽にみなとの月のかけそ散りつる 爲相

廣瀨山は一に水無瀨山といふ。西方に隆起して高さ參百五拾尺・周回里餘、其の脈西に蜿蜒して大字尺代の岡山に亘る。全山雜木繁茂し、字白七より登ること八町餘にして絶頂に達すべし。眺望佳に

して山澗に飛泉懸れり。即ち水無瀬瀨是れにして、高さ拾間、下流は水無瀬川に泣げり。山・瀧共に古詠あり。

古今著聞集 水無瀬山の奥に古き池あり、水鳥おほく居たり、くだんの鳥を人とりんとしければ、此池に人とりありて多く人死にけり、源馬允仲隆・薩摩守仲俊・新馬介仲康、この兄弟三人院の上北面にて水無瀬殿に祇候の比、おの／＼相譲してかの水鳥とちんとて、もちなほの具なと用意して行き向かばんとするを、或人いさめて其の池には昔より人とり有りて多く取られぬ、甚むかふへからすといひければ、誠に無益の事なりとて留りぬ、其の中に仲俊一人思ふやう、さりとも人にいひおとされて、させる見たる事もなきに留まるへきか、またなき事なり、われ一人行き見て見んとて、小冠者一人に弓矢もたせて、我身は太刀ばかり打かたけて、闇の夜に道も見えぬと、知らぬ山中をたると／＼件の池のはたに行きてけり、松の池へおひかゝりたるか有りけるもとに居て待つ所に、夜明くる程に池の震動して、なみゆはめきて怖しき事限なし、弓矢はけて待つに、しばしばかり有りて、池の中ひかりて、其の體は見えぬと、仲俊か居たる所の松の上に飛び移りけり、弓ひかんとすれば池へ飛びかへり、矢さしばつせは又もとの如く松へ移りけり、かくする事たひ／＼になりければ、此の物射留めん事は叶はしと思ひて、弓をうち置きて太刀を抜きて待つ所に、又松に移りて、やかて仲俊の居たるそはへ來りけり、初はたゝ光り物とこそ見るに、近付たるを見れば、光の中に年よりたる姪のふみ／＼としたる形を現して見えけり、抜きたる太刀にて斬らんと思ふに、むげに眞近きをよく見れば、物からあんへいに覺えければ、太刀を打捨て、むすと捕へてけり、とらへて池へ引き入らんとしければ、松の根をつま、踏み張りにて引入れられず、暫しからかひて腰刀を抜きてさしあてければ、刺されては力も弱く、光も失せぬ、むく／＼とある物さし殺されて有るを見れば狸なりけり、之を取りて其の後御所へ參りて局へ行きてけり、夜明けて仲隆等きて夜前一人高名せん、て行

きしか、如何程の事しけるそと見ければ、すば見給へとて古狸を投げ出したけり、悲しくせられたりとて見のさみけるとなん

續千載 水無瀬山ゆふかけ草のした露や秋なく鹿の涙なるらん 源通光

御集 水無瀬山木の葉まばらなるまゝに尾上の鐘の聲そ近づく 後鳥羽院

雪葉 忘れぬや片野の御狩かりて歸る水無瀬の山の端の月 藤原家長

夫木 水無瀬山昔の花のいろなからわか身そ今は秋のよそなる 後鳥羽院二條

新續古今 水無瀬山玉をかきし跡とめて忘れぬ里と月やすむらん 讀人しらす

同 河水のありて世に住む友もなし誰とみなせの山の端の月 前大僧正果守

同 水無瀬山むかしの春の光にはかはかり月や霞まさりけん 後柏原院

寛永十五年後鳥羽院四百回忌奉納 (水無瀬)

曇りなき月をみなせの山の端にむかしの秋の影そのこれる 皇珠院良恕法親王

貞享元年水無瀬宮奉納 (同)

あかすこやいや年のに水無瀬山變らぬ世々の春の霞を 靈元天皇

壬二 水無瀬山せきいれし瀧の秋の月おもひ出るも涙なりけり 藤原家隆

水無瀬川は源を大字大澤の丸山溪間に發して下條川といひ、磐手村大字川久保に入りて大澤溪川と稱し、大字尺代を過ぎて黒谷川と呼び、更に大字東大寺に至りて指手川と唱へ、本地に入りて初めて水無瀬川となり、淀川に注げり。水流清澄にして掬すべし。流域壹里貳拾町、古來著名の歌枕にして



其の名歌人の間に喧しく、珠詠玉吟悉く記すべからず。

枕草紙 川はみな瀬川、

明月記 土御門天皇建仁二年七月十八日庚申天晴、午時上（藤原定家が亦無瀬川へなり）毎事如例、御幸水無瀬河上瀬方訖、

高葉 言急かば中ゆ淀まし水無瀬川絶えてそ事をありこそすなゆめ 柿本人麿

同 うらふれて物は思はし水無瀬川ありても水は行くてふ物を 讀人しらす

同 戀にもそ人は死にする水無瀬川下に我やす月に日にけに 竺女郎

古今 ことに出て言はぬ計そ水無瀬川下に通ひて戀しきものを 紀友則

同 逢ひ見れば戀こそ増され水無瀬川なほ浮めて思ひ初めけん 讀人しらす

千載 思ひ餘り人に問は、や水無瀬川結ばぬ水に袖は濡るやと 藤原公實

同 人心なほ頼まて水無瀬川せきの古くひ朽ち果てぬらん 藤原基俊

家集 水無瀬川なかれてとまる水くきの見えぬ絶間は涙なりけり 元真

堀川百首 水無瀬川落ちくる水の岩ふれて折る人なしに波そ花咲く 藤原基俊

新勅撰 ふか、らし水無瀬川の埋木は下のこひちに年ふりぬとも 康資王母

山家 水無瀬川をちの通路みつ満ちて舟わたりする五月雨のころ 西行

拾五 淀の波、や深き空にほと、きす水無瀬川慈みの雲路をそ行く 後鳥羽院

御集 夜もすが、秋の有明を水無瀬川結ばぬ袖にやとる月かな

拾遺愚草 春の色を、萬代か水無瀬川霞のほと、の昔のみとりに 藤原定家

同 すみ渡、月影よみ水無瀬川かはむすばぬ水も氷とそ見る 同

夫木 なほ頼めみなせ川原になく千鳥有明の月に歸り住みけり 藤原家隆

建保 言にいて、いはぬ色とや水無瀬川かはらぬ春の山吹の花 順徳院

同 みなせかは花とも水のしら波に霞なかる、春のあけほの 定衡

同 君もまた千とせや影をみなせかばくもらぬ御代の春の光に 俊成女

同 河水に折られぬ色の久しきを花と見なせの春はのとけし 兵衛内侍

同 水無瀬川そこの玉藻は青柳の波にしたかふ栗なりけり 藤原知家

同 散る花は移りにけりな水無瀬川山には春の色もなきまで 藤原康光

續古今 みなせ川氷るも月の影なほはなほありて行く水のしらなみ 平時直

新後撰 ふり隠す木の葉の下の水無瀬川いつくに水のありて行くらん 丹後尙長

同 見ればまつ涙なかる、水無瀬川いつより月の獨りすむらん 西音法師

新續古今 いかなれば數にもあらぬ水無瀬川浮世ながらにありて行くらん 源光正

千首 水無瀬川かはかみかすむ夕たちに程なく涙のおとさわくなり 宋雅

同 絶えずたつ霞の底の水無瀬川あかて行くとも見えぬ波かな 宗良親王

同 みなせかは山とも霞むおも影はた、目の前のいにしへの春 後柏原院

自撰歌 水無瀬川やまもとかすむ面かけのむかしも遠き春の夕暮 本居宣長

第三篇 國郡市町村志 第一章 攝津國 第四節 三島郡 島本村 六四三

稻葉  
最勝山天王  
院障子和歌

みなせかはちばれば今もありて行 月に知るらん秋の里人  
水無瀬川木の葉さやけき初かぜに鹿の音あらふ菊の下水  
落ちたきつ木々の下水みなせ川流れをめぐるよるつ代の秋  
よるつ代の秋まで君を水無瀬川かけすみそめし宿のしら菊  
萬代の契そむすふ水無瀬川せき入るゝ庭の菊のしたみつ  
此の里に老せぬ千代は水無瀬川せき入るゝ庭の菊の下水  
山風のよそに紅葉ほみなせ川せき入るゝ宿の庭のしら菊  
庭へ移す山路の菊も水無瀬川ぬれて吹きほす千世の松風  
波かぜにつけても千代をみなせ川峯の松やま菊のした水  
菊の花にほふ風に水無瀬川かはの瀬しらむ霧のをまかた

本居 大平  
慈 鏡  
通 光  
俊 成 女  
藤 原 有家  
藤 原 定家  
藤 原 家隆  
藤 原 雅經  
源 具 親  
秀 能

惟喬親王別  
墅の址

後羽院水  
無瀬宮  
の址

惟喬親王の遊獵し給ひし所なるは已記の如し。當時御し給ひし別墅のありし所に就ては、舊志に其の地點を明記せるものなきも、西方百山の麓なる宇國木原なるべし。(國木原は地租改正當時、從來存したる國木原・宮田・馬場殿・サイメ田といへる字の合併せしものなり)口碑の傳ふる所に依れば、其の地は親王の御し給ひし別墅の址にして、また後鳥羽院の水無瀬宮の址なりといふ。鐵道線路の東西に跨りて貳町八反歩許の廣さを有し、西・南・北の三面に濠池の址を存す。同鐵道の開通以前までは濠池の兩堤完全に近き舊形を存せしも、其の堤防の土を採りて線路の敷地築立に用ひしかば、今は僅少の舊形を存するのみとなりて、他の多くは田圃となれり。然れ

ども濠池の址は總て堀田といへる字を冠して、田圃の形に濠池の傍を留むるもの多し。東は御門址と呼び、其れより貳拾間許にして直に西國街道に達すべし。此の間は大手筋と唱へ、其の一部は今村役場の敷地となれるも、從來此に家を建つれば其の家は斷絶すと傳へて、家を建つるものなかりしといふ。附近の字地には御堂ヶ端・へつとい殿・園畑・花園畑・角馬場・御所谷・垣の端・森下・森・中森・下の森・尻江及び金井戸等の稱を存し、金井戸の字地には金井戸といへる井戸ありて清水涌出せしが、鐵道線路の築立に當りて埋没せりと。其の字地を金井戸といへるは、此の井戸のあるより起れるならん。大正四年六月十六日予は里老粟辻源治郎氏の案内に依りて實視せしが、鐵道線路築立の爲め濠池の兩堤のみならず、附近田圃も其の築立用に土を採られて舊形を失ひしもの多しといへども、高燥の區にありて、西に翠巒を負ひ、東南北の三面は廣濶平遠なれば、宮址は正しく此の地にして、濠池は後鳥羽院の離宮を設け給ひし時に掘りしものなるべし。其宮址なることは管に口碑地形のみならず、下に掲記せる弘化二年三月庄屋より其の所轄役所に提出したる書面にも、百山は往古御堂と唱へ、惟喬親王の御住居あらせられ、金井戸は後鳥羽院皇居の地と傳ふる旨を記し、永正十六年に成りし勝幡寺の緣起に、「御鳥羽院於百山麓金谷、令鍛冶御劔之時、數々御幸勝幡寺、遂成勅願寺矣、遷幸隱岐國崩御之後、築御廟於百山之頂、而被附當寺本尊之供料畢、依有斯等因由、當寺僧侶亦彼御廟供僧之一員也」と見ゆるもの復た傍證とすべく、前者に百山といへるは、百山の附近なる此の地を指し、後者に金谷

といへるも金井戸附近にして、後鳥羽院の刀劔を作らしめ給ひしこと舊史に見ゆれば、鍛工此に居りて其の鑄る所の鋒刀を淬するに、此の井水を用ひしより金谷又は金井戸等の名をなせしものなるべし。攝津志に「同親王別墅在廣瀬村、初親王任太宰帥、退栖遲于此、後隱洛北大原山、後鳥羽上皇修爲離宮」と記せるも、此の地を指せるならんか。而して後鳥羽院の離宮は、舊御所の流失後に造營せられ、建保五年正月十日に移御し給ひし新御所ならん。

本朝通史 惟喬親王者、文德天皇第一皇子也、皇嗣固其所也、然而第四皇子惟仁、以忠仁公爲其祖故立爲皇太子、清和天皇是也、於是惟喬閑居洛外山崎水無瀬宮云々、

伊勢物語 むかし惟喬のみこと申すみこおはしましけり、山崎のあなたに水無瀬といふ所に宮ありけり、年ことの櫻の花盛には、其の宮へなんおはしましけり、其とき右の馬の頭なりける人(平)常におはしましけり、時世へて久しく成にければ、其の人の名わすれにけり、かりは念頃にもせて、酒のみ飲みつゝ、やまと歌にかゝれりけり、今かりする交野の渚の院の家、その院の櫻ことにおもしろし、其の木のもとにおりて枝を折てかましにさして、かみなかしもみ、歌よみけり。(渚の院の家)

同 むかし水無瀬にかよひ給ひし惟喬のみこ、れいの狩しにおはします、供に馬の頭なる翁つかうまつれり、日ころへて宮に歸り給ふけり、御おくりしとくいなんと思ふに、おほみき給ひろく給はんとてつかはさゞりけり、この馬の頭心もとなかりて、枕とて草ひき結ふ事もせし秋の夜とたにたのまれなくに

と詠みける、時は彌生のつこもり成けり、みこ大殿こもらて明し給ひてけり、かくしつゝまうてつかうまつりけるを、思ひの外に御くしおろし給ふてけり、お月におかみ奉らんとて小野にまうてたるに、ひまの山のおもとなれば、問いと かし、しめてみ

むろにまうて、おかみ奉るに、つれくといと物かなしくておはしましければ、やゝ久しくさふらひて、いにしへの事と思ひ出て聞えけり、さてもさふらひてしかなとおもへと、おほやけ事とも有ければ、えさふらばて、夕くれにかへるとて、わすれては夢かと思ふおもひきや雪ふみわけて君を見んとはとてなん、なくくきにけり、

百練抄 順徳天皇建保五年正月十日、上皇(後鳥羽)御移徙水無瀬殿新御所、是本御所、去年大風洪水之時、顛倒流失之間、更點他所、所被造營也、十二日、自水無瀬殿還御、

粟辻氏所記

- 一、村内往還より西に當り四丁程引込、字百山と唱ふ山有之、往古は佛堂と唱へ、惟喬親王御住居被爲在候地に候よし、當時右山上に一本松生立有之、水無瀬殿之領内に御座候、
- 一、右百山之麓往還より右西之方三丁程引込、野中に字金井戸と申場所所有之、往古は後鳥羽院皇居之地に候由申傳へに御座候、
- 一、當村往還より東へ三丁程引込、水無瀬殿住居有之、方大概貳丁四方程御座候、右屋舖之内に後鳥羽院 宮御座候、
- 一、當河領水無瀬殿家領の内、字峯山と唱へ候山有之、右山谷筋に高さ拾間程上より落候瀧有之候、巳の方に向落申候、水無瀬之瀧と唱へ來り申候、流末は水無瀬川へ落申候、
- 一、當村之儀は往古は山本水無瀬之里と唱へ、一體平地にて山坂無之見渡し山く有之、往還より右之方道五ヶ所内壹筋は西成に當り、氏神八王子社之參詣道、夫より柳谷觀音之道にて、其外は野道に有之、往還より左の方東に當り、道五ヶ所内壹筋は後鳥羽院御宮御用、井に水無瀬殿通道にて、又一筋は八幡參詣道に而淀川渡船有之外は、何れも田地耕作に出る小道に而、重立し脇道は無御座候、

右御尋に附取調へ候處、書面之通相違無御座候、以上

弘化二巳年三月

永井遠江守御預り所 水無瀬殿家領

攝津國島上郡廣瀬村 庄屋 中 兵 衛

同 治郎右衛門

竹垣三右衛門様 御役所

水無瀬宮

水無瀬宮は中央字門の口にありて、後鳥羽天皇・土御門天皇・順德天皇を祀れり。此の地は後鳥羽院の御し給ひし水無瀬殿のありし所にして、其の御殿は建保五年正月十日徙御し給ひし新築前の舊御所ならん。後鳥羽院は御殿を此に造營し、屢行幸あらせられて其の風光を愛し給ひしが、當時北條氏の權威旺盛にして朝憲愈衰微し、萬機意の如くならざるを以て深く之を歎き給ひ、承久三年四月十御門院・順德天皇と共に北條氏を滅ぼさんとの御企あらせられしが、機熟せずして後鳥羽院は隱岐に、土御門院は土佐に、順德天皇は佐渡に各奉遷のことに定まらせ給ふに至りしこそ痛はしけれ。かくて承久三年七月六日大宮中納言實氏・左宰相中將信成・左衛門尉能茂に供奉せられて、都を出でさせられ、先づ鳥羽殿に御幸ありて落飾受戒し給へり。御年四十二、法名を良然と稱し奉る。同十三日隱岐國へ着御あり、巖穴の宮中茅茨松椽僅に風雨を凌ぎ、座すこゝ十有九年にして延應元年二月二十二日、寶算六十を以て終に配所に崩御あらせ給へり。土御門院は後鳥羽院の皇子にして、父院の北條氏を討

たせられんとするに當り、時未だ至らずとて諫め給ひしかば、官軍の敗るゝに及び、北條氏は後鳥羽院及び順德天皇を海外に遷して同院に及ばざりしも、獨り都に留まるに忍びずと仰せられしを以て、北條氏は先づ土佐に徙し、後一年にしてまた阿波に徙し奉り、寛喜三年十月薙髮して法名を行源と稱し奉り、ついで阿波に崩じ給へり、御年三十七。順德天皇は後鳥羽院の第三皇子にして、英敏開朝、典籍を好み和歌を能くし、後鳥羽院の事を起し給ふに當りて、専ら謀議に參與し給ひしかば、京師陷るに及び佐渡に遷され給ひ、世人は呼びて佐渡院と稱しまゐらせぬ。仁治三年九月十二日御年四十六を以て遂に佐渡に崩御あらせらる。かくて後鳥羽院の配所に崩御あらせらるゝや、左衛門尉能茂は御遺骨を守護して都に上り、大原の御陵に納め奉りしが、崩御に先つこと十四日、左右の御手印を捺し給へる御置文を水無瀬信成・同親成の父子に下し給ひ、特に水無瀬・水内兩庄を知行して後世を弔はしめ給ひしかば、仁治元年此の水無瀬殿の舊址に聖廟を營み、御影を奉安して御尊靈を鎮め祀りしもの即ち當社の初めにして、水無瀬御影堂と稱し奉れり。御影の一は俗體にして信實の謹寫せしものと傳へ、一は法體にして親成等に賜ひし宸翰なりといふ。此の二幅と共に其の御木像をも安置し奉りて水無瀬家之に奉仕し、別に修明門院の御沙汰に依り、大原の制に倣ひて一字の法華堂を建て、僧侶を置きて朝夕の勤修を爲さしめ、明應三年八月後土御門天皇より社號を賜ひしも、故ありて之を奉還し、毎年二月二十二日の御忌日には、水無瀬家の當主必ず奉幣し、若し事故あるときは朝廷に具申して同族

を以て之に代らしめ、五十年毎の聖忌には佛式の法會を追修し奉り來りしが、明治六年八月十四日官幣中社に列せられて水無瀬宮と稱し、創祀以來久しく仕へ奉れる緣故に依り、水無瀬經家宮司に任せられて、法華堂は廢せられ、同年十月十五日後鳥羽天皇並に土御門・順徳兩天皇の神靈を遷座合祀すべき旨を仰出され、同年十二月七日後鳥羽天皇の神靈を隱岐より、同月二十一日土御門天皇の神靈を阿波より、翌七年六月十三日順徳天皇の神靈を佐渡より迎へ奉りて齋祀し、久しく御靈實として奉安したる御尊影を神寶に移し奉れり。

往時より皇室の尊崇深く、歴代の天皇・上皇より事に當りて祈禱を仰出され、御影堂料又は法華堂祈禱料として多くの所領を寄進あらせられ、或は所領・知行を安堵し、其の諸役を免除し給ひ、中にも水無瀬・水内の兩庄は、後鳥羽院の御手印置文を以て、水無瀬領と定め給ひし所なるのみならず、御影堂の邊郭たるを以て、堅く殺生の禁斷狩獵の停止を仰出され、且造住吉社段米をも免除せしめられ、五十年毎の聖忌追修には必ず勅使を參向せしめ給ふの例たり。武家に於ても崇敬厚く、足利尊氏以下室町將軍其の他は常に天下の靜謐を祈禱し、事ある毎に擁護を祈願し、變あれば必ず祈謝の誠を捧げ奉れり。御神靈還御以後は毎年十二月七日を以て例祭を擧げ、三天皇崩御の日を陽曆相當の日に改めたる四月四日・十月十四日・十月十三日に私祭を行ひ、一月三日には松籬といへる古來の神事あり。社域は四千九百貳拾六坪參合を有し、修竹之を繞り、清淨にして幽寂なり。社殿は西面し、明正天皇

の寛永年中に内侍所の舊材を拜領して建築せるものにて、其の造營には禁裏御所より普請料として白銀を寄進あらせられしといふ。社務所はもと水無瀬家の客殿にして、豊臣秀吉の命に依りて福島正則の建設なりと傳へ、表門の右柱に巨盜石川五右衛門の手形と稱するものあり、金網を以て之を覆へり。傳へいふ、神殿に納むる所の後鳥羽天皇宸作の寶劍を竊取せんとして神殿に近づきしに、五右衛門は一歩も進む能はず、竹林に潜むこと七晝夜に及びて、遂に果たすを得ざりしかば、深く其の非を悔いて神前に罪惡を謝し、且此事を後世に示さんが爲めに、其の手形を殘せしものなりと。神園内に茶室あり、後水尾天皇の賜はりしものなりといふ、結構精緻古雅掬すべし。その他神饌所・拜殿・祭器庫・勅使館・渡廊下及び春日社・稻荷社・人麿社・星坂社等の末社あり。星坂社は左衛門尉能茂の父正茂を祀れるものにして、もと字甲斐屋町なる西國街道の東側にありしが、其の當境内に移りて末社となりしは明治十年の頃なり。正茂父子は共に能く後鳥羽院に仕へ、能茂は院に隱岐國に従ひ、正茂は命を受けて京に留まり、院の崩御あらせらるゝに及び、能茂は尊骨を奉じ歸りて洛北大原の陵に納め、後藤髮して西蓮と號し、院の冥福を祈りて諸國を行脚し、正茂は復た院と同年同月同日を以て洛に歿せしかば、院の皇后修明門院其の裔の絶ゆるを歎かせられ、能茂の弟正豊に姓を星坂と改めて其の後を繼がしめ給ひ、正豊水無瀬の里に住し、勅を受けて正茂の靈を此の水無瀬に祀りしもの、即ち此の星坂社なりといふ。星坂家は門前に住し來りしが、十數年前其の家亡びて今はなし。什寶中傳後鳥羽上皇宸

翰の御置文(紙本) 壹卷は明治三十年十二月二十八日、後鳥羽上皇御手印置文(紙本) 壹卷は大正二年四月十四日國寶となり、信實筆紙本着色の後鳥羽上皇御影壹軸・後鳥羽上皇宸翰紙本着色の同上皇法體御影壹軸は明治二十四年七月三日附、櫻町天皇宸翰・堯恭法親王御筆紺紙金泥の仁王經貳卷・櫻町天皇宸翰・覺仁法親王・直仁法親王御筆・近衛内前筆紺紙金泥の仁王經貳卷は同二十六年五月二十八日附の鑑査狀を有す。其の他後鳥羽院宸翰隱岐消息・傳後鳥羽上皇宸作寶劔・筆者不詳後鳥羽上皇御日記寫・後土御門天皇宣命寫・水無瀬宮由來書・修明門院令旨案、伏見・後醍醐・後村上・後光嚴・後圓融・後奈良諸天皇の繪旨、後伏見・光嚴・光明・後光嚴・後小松諸院の院宣、舊隱岐御廟神寶たりし神鏡・同寶劔を初め枚擧すべからず。

増 鏡

御門はしまり給ひてより八十二代にあたりて、後鳥羽院と申おはしましき、(中) 水無瀬といふ所にえもいはすおもしろき院造り、しばし通ひおはしましつゝ、春秋の花もみちにつけても、御心ゆくかきり世を響かして遊をのみそし給ふ、所から遙々と川にのそめる眺望いとおもしろくなん、元久の頃詩に歌合はせられしにも、取りわきてこそは、

見たせば山本霞む水無瀬川夕は秋と何おもひけん

かやふきの廊、渡殿など遙々と艶になかしうせさせ給へり、御前の山より瀧おとされたる石のたらすまひ、昔ふかき深山木に枝さしかはしたる庭の小松も、けにく千代をこめたる霞の洞なり、前栽つくろはせ給へるころ、人々あまた召して御遊などありける後、定家の中納言また下臈なりし時たてまつられける、

ありへけん元の千歳にふりもせてわか君ちきる峯の若松

同

君か代に趣入るゝ庭を行水の岩越す数は千世も見えけり

かくて院の上ばやゝもすれば水無瀬殿にのみ渡らせ給ひて、琴笛の音につけ花紅葉の折々にふれて、萬の遊わざをのみ盡しつゝ、御心ゆくさまにて過させ給ふ、誠に萬代もつきすまじき御世の榮つきく、今よりいとたのもしけに見えさせ給ふ、

(中) 夏、ころ水無瀬殿の釣殿に出てさせ給ひてひ水めして、水飯やうの物なと若き上達部殿上人ともに給はせて、大みきまゐるついでにも、哀いにしへの紫式部こそはいみしくはありけれ、かの源氏物語にも近き川のおゆ西川より奉れるいしふしやうの物御前にて調してと書けるなん勝れてめてたきそとよ、唯今さやうの料理つかうまつりてんやなとの給ふを、奏のなにかしとかいふ御座身高欄のもと近く候ひけるか承りて、池の汀なる笹をすこし敷きて白きよねを水に洗ひて奉り、ひろば、消えなんとにや、これもけしがるわさかなとて御衣ぬきてかつけさせ給ふ、(中) 又清瑠の御歌合とて限なく磨かせ給ひしも、水無瀬殿にての事なりしにや、當座に衆議判なれば人々の心地、いとよなき處なかりけんかし、

水蛙 眼目

六條内府(中) 被語云、後鳥羽院御時、(中) 水無瀬の和歌所に庭を隔て、無心座あり、庭に大なる松あり、風吹きて殊におもしろき日、有心の方より慈鎮和尚、

心有ると心無きとのなかに又いかに聴けとや庭の松風

といふ歌詠して無心の方へ送らる、宗行卿、

心無しと人宣給へと耳しあれば聴きさふらふそ軒の松風

と返歌を詠しけり、耳しあればか、なまさかしきそと上皇勅定ありて笑はせ給ひけり、水無瀬殿御堂長老(上) 水無瀬三品の説と語りて云ふ、此の和歌所の軒の松に上皇御心をとよめさせ給ふ木なり、遠かの御所の後、この松に押しつくへしとて御歌を送らる、

古は花そあるしを慕ひける松は人もおもはさりけり  
此御歌を押されて後、ほとなく松は枯れにけりと云々、

百 練抄 土御門天皇建仁三年正月十七日、今日上皇御幸水無瀬殿、暫可爲御所云々、五月十日、上皇渡御水無瀬殿、廿五日  
自水無瀬殿還御、

同 元久二年八月十三日、上皇水無瀬殿御所御移徙也、  
同 承久元年二月六日、上皇自水無瀬還御、依關東事也、

(右の外百練抄及び明月記にも渡御の事多く載せられたるも省く)

六代勝事記

後鳥羽院都出の條 春ならずとも山もと霞む水無瀬川を過ぎさせ給ふ、秋の心は愁として盡きすといふ事なし、あはれ  
むへし、水無瀬の洞庭に柳かして亡國の怨隨堤にしもはらさりける事と迄、かなしくおほしめされけん、

一代要記

四月十二日(此日前西(正應)十九日(正應)年)、依有順風、御骨令渡出雲國給、同五月二日、立出雲國、同十四日、着御水無瀬殿、同十五  
日、入御大原西院御堂、但遇宮城奉入大原安置之、

高野參詣日記

五月二日、暮れかゝる程に芥川の善住寺と云ふ所の塔頭に着きぬ、明るる日出て立ちしに雨ふりていとわひし、水  
無瀬にまかり御影堂に参りて暫く念誦して、それより都へ赴きて申の終ばかりに此の蓬屋に歸り着きぬ、

續史愚抄

明應三年八月廿三日己卯、被奉贈大明神號於後鳥羽院(此院)水無瀬、此次被定水無瀬宮木作始日時及使等、上卿兵部卿教國、  
神號宣命文章博士章長草(中)使上卿兼行(次官)少於御影堂讀宣命云、奉行藏人權左少辨冬光、是爲天下擾亂靜謐初願也、奉號崇  
德院於粟田宮例云、

新古今

十月はかり水無瀬に侍りし比、大正慈圓の許へぬれて時雨のなと申しつかばして、次の

年の神無月無常の歌のまた詠みてつかばし侍りし中に

後鳥羽院

おもひ出つる折たく柴の夕煙むせふもうれし忘れかたみに

慈圓

おもひ出る折たく柴と聞くからに亂知られぬ夕煙かな

後鳥羽院

引き植ふし里に水無瀬の庭の松ぬしなき色に春やへぬらん

同

水無瀬山いり合の鐘に年を経、三十あまりの冬そちかつく

同

水無瀬山わか故郷は荒れぬらん籬は野らと人もかよはて

同

山家といふ題にて

同

軒は荒れて誰か水無瀬の宿の月住みこし迄の色や淋しき

同

みなせ川水ふみわけて仕へこし我がおい樂の道は絶えにき

同

水無瀬殿に新しく籠をおとされ、石立てられて後まゐりて、あしたに清範の朝臣の  
許へ地形絶勝のよし申しし中に

同

春日野やまもるみ山のしるしとて都の西もしかそすみける

同

水無瀬殿の山の上の御所つくられて後まゐりて、池なと見めぐりてまかり出つと  
て、清範朝臣の許へ

同

面影にもしほの煙たち添ひて行く方つらき夕かすみかな  
見てもあかね春の山邊にふりすて、花の都そ旅心地する

同

おもひやる月こそ水にやとるらめ枕むすはぬ歸るさの道

續撰吟

水無川今も清き玉のみきり有りて都の月はすまれと

藤原基綱

百類半

磨きおきし玉の御殿の跡有るやみなせの雪の光なるらん

同

常徳院殿御集

閏三月廿一日水無瀬殿法樂春庭

御集

水無瀬山なかも捨てけん春の色の霞と消えし路そ悲しき

後柏原院

天明七年二月廿二日後鳥羽院一百五十回聖忌御奉納

（社名無）

後櫻町天皇

水無瀬川その山もとの霞にも忍ふ昔の春のあけほの

後櫻町天皇

寶曆十年十一月廿二日奉納

（同上）

水無瀬川くわ行く春の山もにあすは霞のなほ殘らなん

堯暎入道親王

若山神社

若山神社は北方西天王山（北の西天王山といへるは、山崎莊の東天王山に對する稱にして、總稱して單に天王山といふ。）の半腹字若山にありて、速素盞鳴命を祀れり。もと廣瀬神社と稱し、一に西八王子牛頭天王又は上の宮とも呼び、文武天皇の大寶元年僧正行基の勅を奉じて勸請せし二十二大社の一なりといふ。後三條天皇の延文六年官幣の社に列せられ、豊臣氏の時には慶長十七年閏十月二日附の片桐東市止且元、徳川氏にかりては元和五年九月十七日附源朝臣伊賀守勝重の、社領拾石壹斗五升六合は先規の通り除地たるべきの書面あり。古くより勝幡寺宮寺となりて奉仕せしが、明治後の神佛分離に依りて分離し、社は

小鳥神社

同二年三月若山神社と改め、同五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳萬四千參百七拾五坪の廣さを有し、本殿・拜殿の外に末社九柱相殿社あり、千年の老樹は鬱葱として社頭を蔽へり。氏地は本地及び大字東大寺・同櫻井・五領村大字神内にして、例祭は五月五日に行はる。小鳥神社は字小鳥にあり、素盞鳴命を祀れり。一に若山神社下の宮と稱し、上の宮若山神社と同年の創立なりと傳ふ。境内は貳百七拾參坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に稻荷神社・道祖神社あり。無格社なり。

稻荷神社

稻荷神社は字百山にあり、宇賀御魂神を祀れり。貞享元年二月水無瀬權中納言正二位正信社殿を建立せりと傳ふ。境内は壹百五拾坪を有し、本殿・拜殿を存す。無格社なり。

粟辻神社

粟辻神社は字善法寺にあり、惟喬親王を祀れり。もと春日明神と稱せしが、享保九年の頃より今の社名に改む。境内は拾八坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

天長寺

天長寺は字善法寺にあり、地久山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永四年六月了諾の開創なり。境内は貳百七坪を有し、本堂兼庫裏・門を存す。

阿彌陀院

阿彌陀院は字下之森にあり、正法山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十二年三月正譽了順の開基・本願水無瀬家の造營なり。境内は六百五拾七坪を有し、本堂・庫裏・玄關・書院・土藏・隠居所・鐘樓堂・門を存す。外に觀音堂あり。



金照寺

金照寺は字河原畑にあり、光闍山と號し。眞宗本願寺派金福寺末にして阿陀彌佛を本尊とす。本地の住人圓乘なるもの、本願寺文如法主の直弟となり、天明六年十月檀家の協力を以て、自己の所有地に創建せり。境内は八拾四坪を有し、本堂・庫裏・書院を存す。

妙本寺

妙本寺は字長井海道にあり、廣宜山と號し、日蓮宗本法寺末にして題目寶塔・多寶如來・釋迦如來を本尊とす。文明六年日禪の開創なり。後堂宇大破に及びしを以て、享保五年檀家の協力を得て、十一世日怡之を再建せり。境内は貳百四拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・座敷・鐘樓堂・表門・裏門を存す。外に祖師堂・鎮守堂あり。

本地は明徳三年より水無瀬家の領地たりしも、文祿三年に至り豊臣氏の檢地に依り、高壹千參拾九石七斗八升九合を得て、其の内六百參拾壹石五斗を西組と名づけて水無瀬家の領となし、殘高四百八石貳斗八升九合(内七石五斗六升六合は流作新田分)を東組と名づけて豊臣氏代官の支配たりしが、水無瀬家の領は同氏世襲し、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、同七月北司農局に屬し、同二年一月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄となる。又豊臣氏代官の支配地は後徳川氏代官の支配に移り、文化七年永井飛彈守の預所に轉じ、天保十四年再び徳川代官の支配に歸し、弘化元年永井遠江守の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉ず。是に於て全村同一管治に歸し、同四年八月同縣第四

二十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第一區二番組に入り、同八年四月三十日第九大區一小區二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區一小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第七分畫に屬し、同十三年七月二日山崎村・東大寺村・尺代村・大澤村と五ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 東大寺

本地は古來島上郡に屬し、廣瀬村の内なりしが、後分れて東大寺村と稱す。分村に際し、三ヶ庄の一たる井上庄は本地に屬せしといふ。村名は往時東大寺の所領たりしより起れるなるべし。攝陽群談には廣瀬村の中に記し、攝津志には廣瀬村と分ちて記すれば、其の分村せしは攝津志の出でし享保以前なるべし。水無瀬里にして關の山下・山本又は東大寺莊とも呼びしといふ。正倉院所藏天平勝寶八歲十二月十六日と記載したる水無瀬の地圖に、本地を寫せるものあり。

春日神社は字岡の前にあり、天兒屋根命を祀れり。由緒は詳ならず。境内は拾坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

西福寺は字堂後にあり、寶珠山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十一年五

西福寺

春日神社

月開基傳譽、檀徒の協力を以て創建せり。境内は壹百六拾九坪を有し、本堂・庫裏・客殿・鐘樓堂・門を存す。外に辨財天堂あり。

本地村高參百五十七斗五升七合の内、七拾石貳斗參升九合貳勺は寛文十年より永井伊賀守の領地となり、其の五拾石は同年より山崎神宮寺領となり、其の壹百八拾五石五斗壹升七合八勺は同年より徳川氏代官の支配たりしが、山崎神宮寺領は同寺相傳し、明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、同年七月北司農局に屬し、同二年一月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同年八月二日兵庫縣の管轄となる。又徳川代官の支配地は天保十一年永井飛彈守の預所に轉じ、同十四年再び徳川代官の支配に歸し、同十五年復た永井日向守の預所に屬し、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄となる。依て山崎神宮寺の舊領及び永井氏の舊預所は共に兵庫縣の管治となり、同四年八月同縣第四十二區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又永井伊賀守の領地は同氏世襲して肥前守尙服に至り、明治二年六月上地せり、依て加納藩の支配に移り、同四年七月十四日加納縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管地に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字廣瀬に同じ。

### 大字高濱

### 高濱渡

本地は古來島上郡に屬し、高濱村と稱す。明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、貳拾參町壹反四畝貳歩の地は買收せられて同川敷となる。

高濱の渡は對岸なる北河内郡樟葉村大字楠葉の對馬野町に通じ、對岸よりは楠葉渡と呼ばる。俗に古渡と稱し、古事記崇神天皇の段に見ゆる久須婆渡も同所ならんといふ。其の渡船は往時より今に至るまで、邑の西田氏代々之を掌り、曾て變更ありしことなく、多くの舊記を所藏して、種々の經歷を語れるものあり。今天明二年同氏祖先半右衛門より時の奉行に提出せし一書を掲記し、以て此の渡の沿革を知るに資せん。

乍恐口上

拾水權之助殿 入組知行所  
拾水權左衛門殿

攝州島上郡高濱村渡舟持主 半右衛門

一、五月廿六日被爲召出被仰渡候は、此度過書年寄方被願上候は淀川・神崎川・中津川通り權渡舟之儀以來目印を入、過書下へ差加へ申度段願上候に付、私所持仕候渡舟由緒御尋御座候に付、左に奉申上候、

此段高濱村渡舟之儀は、京都御諸司代板倉伊賀守様御書附被下置頂戴仕罷在候、右書附之譯は、高濱村渡舟河州交野郡楠葉村濱へ舟着場に御座候、然る處元和年中之頃右楠葉村方舟を出し合、渡舟同前に往返し人を越候處、私方御差留之御願申上候處、早速板倉伊賀守様より御差留之御書附楠葉村へ御渡被爲遊、依之後々爲證據私方へも右同様御認被下置、頂戴所持仕罷在候に付、右御書附奉御上覽入候、勿論其後私所持仕候渡舟計に而、是迄渡舟御用等右勤働來り申候、尤右御書附に年號は

御認無御座候得共、元和之頃高濱村は板倉周防守権御領分に而、御免(等)所持仕候、是又往古方御奉行様方へ差上申候村繪圖にも、渡舟渡場と認御座候、尤元和五末年方富實迄百六拾半之儀は、書附等所持仕相知れ申候、夫方以前之儀は只往古方所持仕候と計承り傳候、年曆相知れ不申候御事、

右奉申上候通り少茂相違無御座候、以上

天明貳寅六月十五日

高濱村 渡舟持主 中 右衛門 ⑩

御奉行様

同村庄 屋 源 左衛門 ⑪

右書附西御番所川方御役所に而年曆由緒御尋に付差上申候寫、川方御與力伴別六兵衛様・早川安左衛門様へ上る、

武内神社

武内神社は字宮の垣内にあり、武内宿禰を祀れり。然れども邑の舊記に依れば、社はもと壹伎直真根子を祭り、由伎宮と號す、由伎、壹伎國音相通ず、離宮八幡社七十有餘攝社の内にして、同八幡社記には「由伎社在攝津國高濱村」と見え、壹伎直真根子は應神天皇の御宇に方り、武内宿禰の其弟甘美内宿禰に讒せられて、將に殺されんとせしとき、之に代りて死せしより、俗に誤りて武内宿禰を祀るとせしものかとせり。明治五年村社に列せらる。境内は五百四拾七坪を有し、本殿のみを存す。末社に天兒屋根命社あり。氏地は本地にして、祭日は十月十五日なり。

常春庵

常春庵は字垣内にあり、安養山と號し、臨濟宗大徳寺末にして釋迦如來を本尊とす。慶長十六年六月重觀の開創なり。境内は壹百七拾壹坪を有し、本堂兼庫裏の外に辨天堂あり。

高濱砲臺の址

高濱砲臺の址は、北方大字廣瀬との界にありて淀川に臨み、高さ八尺・周圍壹百間なり。慶應二年十月徳川幕府の築きし所にして、北河内郡楠葉村の砲臺と相對して淀川の咽喉を扼せり。明治元年正月三日徳川慶喜の大軍を率ゐて、大坂より將に京都に入らんとするや、慶喜は諸將を部署し、藤堂和泉守をして此の砲臺を守らしめ、酒井若狹守をして楠葉砲臺を衛り、以て緩急相應せしむ。然るに慶喜の軍伏見・鳥羽の戦に敗れて潰走するに及び、藤堂和泉守は早くも大勢を察して官軍に屬しければ、俄に東西吳越の如く、昨の味方は今の敵となり、同月六日午前九時より戦端を開きて砲撃を交へ、幾ど申の刻に及びて勝敗決せざりしも、藤堂和泉守は其の勢益加はるに反し、酒井若狹守は後援なく、遂に砲臺を撤して走りしといふ。

本地は元和七年より板倉周防守の領地となり、明暦二年徳川氏代官の支配に歸し、寛文三年麾下鈴木路守の采地となり、延寶五年村高參百七拾石壹斗四升四合の内、其の貳百石を分ちて二男麾下鈴木治郎左衛門の采地とせしかば、宗家の采地は壹百七拾石壹斗四升四合となり、兩家共世襲して鈴木兼次郎(宗)及び鈴木潤之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、同七月北司農局に屬し、同二年一月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉ず。又別に新田石高拾六石四升あり、年曆不詳永井日向守の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉ず。是に於て全村同一管

治に歸し、同四年八月同縣第四十二區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第一區三番組に入り、同八年四月三十日第九大區一小區三番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區一小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第八分畫に屬し、同十三年七月二日櫻井村・神内村・上牧村と四ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 櫻井

本地は古來島上郡に屬し、櫻臺又は櫻井驛と呼びしが、後櫻井村と稱す。字地に出郷といへるあり、攝津志村里の條に「櫻井屬邑一」と見ゆるは、此の字地を指せるものならん。口碑の傳ふる所に依れば、桓武天皇の延暦年間滿院法親王此の地に宮居して、櫻井御所と稱せしより櫻井の地名を爲せりといふ、又櫻井驛と呼びしは、西國街道に沿へるの要地たりしを以て、驛を設けられしことあるより稱せしなるべし。古歌に見ゆる櫻井里も本地にして、櫻井といへる清泉も本地にありしと傳ふれども、今其の址は詳ならず。古來の名邑なり。

櫻井里

夫木

秋風の吹くに散りかふ紅葉の花とそおもふ櫻井の里

藤原實方

同

小芹つむ澤の水のひまたえて春めきそむる櫻井の里

西行上人

同

花を見し春の錦の名残とて木の葉いろつく櫻井の里

藤原爲家

家集

櫻井の聖の許に行きたりしに驚なきしを

赤染衛門

春めける聲にきこゆる鶯はまた櫻井の里に住めばか

石清水歌合

此の里は櫻井ちかき水無瀬川程はむかふの夕暮の雲

經光

桂園一枝

山崎をわか立ちくれば朝霧の絶間に見ゆる櫻井の里

香川景樹

明月記

土御門天皇承元二年十月十五日、天晴風烈、曉更取松明出山(山)、夜過三里、出山之後日出、(中)又過遠野、有箕面

勝尾寺等、(中)

遙過田中、漸望八幡御山、過櫻井着山崎、

太平記

明くれば三月七日(元弘)千葉介貞胤、小出五郎左衛門・佐々木佐渡判官入道道譽、五百餘騎にて路次を警固仕て先帝

(後醍醐)を隱岐國へ遷し奉る、供奉の人とは一條頭大夫行房・六條少將忠顯、御介錯は三位殿御局ばかりなり、其の外は皆甲冑

を鎧て弓箭を帯せる武士共前後左右に打ち圍み奉りて、七條を西へ東洞院を下へ御車を輓れば、京中の貴賤男女小路に立ち、雙ひ

て、正しき一天の主を下として流し奉る事の淺猿さよ、武家の運命今に盡きなんと懼る所なくいふ聲巷に満ちて、只赤子の母を

慕ふか如く泣き悲みければ、聞くに哀を催して警固の武士も諸共に皆鎧の袖をそぬらしける、櫻井の宿を過させ給ひける時八幡

を伏し拜み御輿を昇き居へさせて、二たび帝都還幸の事を御祈念ありける、八幡大菩薩と申に應神天皇の應化百王鎮護の御誓

ひ新なれば、天子行在の外までも定めて擁護の御眸をそ廻さるらんと、憑教こそ思召けれ、

櫻井

枕草紙 井は櫻井、

夫 木

花ちりて春はくれにし櫻井の名にたにありて結ふころかな

知 家

同

こえくればたまちなりけり櫻井と名のみそ高き所なりける

和 泉 式 部

櫻井御所の址

櫻井御所の址は西山の半腹にありて、字を御所の内と呼び、貳反六畝六歩の廣さなり。桓武天皇の延暦年中、滿院法親王居を此に定められ、清和天皇の時に至り御所の號を賜はりて、櫻井御所と稱せしが、後、白河法皇は特に參拾石を寄せられ、北面の武士清水日向守光重・同長門守頼義の二人を付せしの給ひ、爾來繁榮し來りしも、應仁の兵燹に罹りて灰燼となり、遂に廢せりといふ。傍の御所池は同御所の泉池なりしと傳へ、其の南側宇殿垣内は清水氏の舊邸址にして、清水氏の裔は兩家と連綿として此の地に住し、天明二年以來櫻井燒といへる陶器を製して世に名あり。

待宵小侍従の墓

待宵小侍従の墓は西方なる苔山にあり。東西貳間半・南北貳間・周圍九間にして、老松盤舞の下に五輪の石塔を存す、塔は高さ參尺にして苔蘚之を蒸し、古色掬すべし。塔の傍にまた高さ六尺・幅壹尺七寸の一碑あり、慶安三年三月高槻城主永井直清の建設、林羅山の撰文なり。小侍従は石清水別當光清の女にして、圓滿院法親王の臣清水日向守光重の妹なり。近衛天皇の皇后多子に仕へて和歌を能くし、曾て待宵の歌を詠せしより此の名の得たりといふ。近く眞如院の址あり、小侍従の開基にして其の舊棲の所なり、蓋し老後其の兄の住したる此の地に來りて、餘年を送りしものなるべし。院は天

眞如院の址

台宗にして代々比丘尼之に住せしも、應仁の亂に廢して今はなし。

平家物語

徳大寺の左大將實定の卿は、舊き都の月を戀ひつゝ八月十日あまりに、福原よりそ上り給ふ、何事も皆變り果て、虫の聲々うらみつゝ、黃菊紫蘭の野邊とてなりける、故郷の名殘とては近衛か原の大宮ばかりそましくける、大將其の御所へ參り、(中)東の門より參られける、大宮は御つれく／＼に昔をや思し召し出でさせ給ひけん、南面の御格子上げさせ御琵琶遊ばされける所へ、大將つと參られたれば、暫く御琵琶をさしおかせ給ひて、夢かや現か是れく／＼と仰せける、(中)待宵の小侍従と申す女房も此の御所に候はれける、抑この女房を待宵と召されけることは、或時御前より待宵・歸るあした、何れかあはれまされると仰せければ、かの女房、

まつよひの更け行く鐘の聲きけは歸るあしたの鶴はものかは

と申したりける故にこそ待宵とは召されけれ、大將この女房を呼び出て、昔今の物語ともし給ひて後、さよもやうく更け行けば舊き都の荒れ行くを今様にこそ歌はれけれ、(中)さる程に夜もやうく明け行けば、大將いとま申しつゝ福原へ歸られける、供に侍ふ藏人を召して侍従か何と思ふやらん、あまりに名殘惜しげに見えつるに、汝かへりていひて來よとの給へば、藏人走り歸りかしこまりて、是れば大將殿の申せと候とて、

物かはと君かひいけん鳥の音のけさしもなとか悲しかるらん

女房とりあへず、

待たばこそ更け行く鐘もつらからめかへる長鳥の音そ憂き

藏人はしり歸りて此由を申したりければ、さてこそ汝をば遣はしたれとて、大將大に感ぜられけり、それよりしてこそ、ものかはの藏人とは召されけれ、

第三篇

國郡市町村志

第一章 攝津國

第四節

三島郡 島本村

六六七

碑 銘

待宵小侍從者、姓紀氏、武内宿禰苗裔、石清水別當光清女也、仕近衛皇后多子、治承四年八月中旬、徳大寺左大將藤原實定自福原歸洛、一夕請皇后月見時、小侍從陪侍、翌朝歸福原、使藏人傳語、因示倭歌、小侍從酬之、多子者實定娘也、小侍從好和歌、嘗有待宵聞鐘之語、故稱曰待宵小侍從、其所詠歌多載在歷代勅撰、可謂閨秀也、俗傳攝津高槻城畔一里許有其古跡、聊記之以爲證焉、

慶安三年春三月 日

日向守永井氏直清書

櫻井といふ所に待宵小侍從と聞えし人の舊跡を尋れ見て

烏丸光廣

今もなほありし昔の待宵もふけ行く鐘の音に聞きつゝ、

櫻井柳春梅花、側有待宵小侍從墳

藤井竹外

美人曾氏葬氷肌 化作寒梅南北枝 一脈香魂誰喚返 春風竹外雪消時

兒 訣 松

西國街道の西側字才田なる拾數歩の地に老松一株を存し、兒訣松の名を存せり。是れなん楠正成の其の子正行に訣別せし所なり。延元元年足利曾氏の九州の大軍を率ゐて直に洛に上らんとするや、後醍醐天皇は楠正成をして新田義貞に力を協せ、兵庫に於て拒ぐべきを命じ給へり。正成は其の疲餘の少勢を以て九州雲霞の銳兵に當るの不可なるを奏せしも、坊門清忠の説に阻止せられて其の議容れられざりしを以て、同年五月十六日都を辭して湊川に向ひ、其の夜は本地の城主清水勝澄の邸に宿し、正成は其の身最後の合戦たるを期せしかば、坂口八幡社に於て嫡子正行を近づけ遺訓するに、成年の

後は殘餘の一族耶黨を糾合し、逆賊を滅して宸襟を安じ奉るべきを以てし、尙後事を勝澄に託し、翌十七日訣別して出發せり。當所は即ち其の訣別の地にして、兒訣松は正成の當時旗を懸けし所なりと傳へ、一に旗立松の名あり、然れども今は枯死して僅に其の朽腐せる殘骸を存するのみ。其の生木の時は翠葉四方に延び、周圍壹丈五尺に及べるの大木なりといふ。傍に一碑あり、玉垣を繞らし、表面には「楠公訣別之處」の六字を題す、大阪府權知事渡邊昇の書なり。裏面には本邦駐劄英國公使たりしハッリー、パークスの英文を刻せり。即ち明治九年十二月有志の建設せしものなり。今は該地を取込み、更に敷地を擴大して四反貳歩の廣さに及び、西南北の三方に濠池を繞らし、東方には石橋を架し、其の中央より少しく北方に盛土を爲し、自然石の臺石を置きて上に一大巨碑を建置せり。碑は高さ壹丈五尺・幅五尺・厚貳尺五寸許にして、表面には「楠公父子訣別之所」の八字を鐫せり。書は伊豆少將の請に依り、故乃木大將の染筆になれるものにして、其の絶筆なりといふ。裏面の碑文は細川樞密顧問官の撰にして、下に掲記するが如し。傍に閑院宮殿下御手植の樟あり。而して此の敷地は多年有志の計畫に出で、碑は大正三年七月二十日の建設にして、尙設備進行の途中にあり。其の豫定の計畫成るに至らば、楠公父子の精忠は發揚せられて、忠君愛國の志氣を鼓舞し、大に世道人心に裨益するものあらん。

太平記 正成下向兵庫事

第三篇 關郡市町村志

第一章 攝津國

第四節

三島郡 島本村

六六九

尊氏卿・直義朝臣大軍を率して上洛の間、要害の地に於て防ぎ戦はん爲に兵庫に引退ぬる由、義貞朝臣早馬を進て内裏に奏聞ありければ、主上大に御懸有て、楠判官正成を召されて急ぎ兵庫へ罷下り義貞に力を合せて合戦を致すへしと仰せられければ、正成畏て奏しけるは、尊氏已に筑紫九國の勢を率して上洛致し候なれば、定て勢は雲霞の如くにそ候らん、御方の疲れたる小勢を以て敵の機に乗りたる大勢に懸合て、尋常の如くに合戦を致し候は、御方決定打負候ぬと覺え候なれば、新田殿をも只京都へ召され候て、前の如く山門へ臨幸なし候へし、正成も河内へ罷り下り候て、畿内の勢を以て河尻を差塞き、兩方より京都を攻めて兵糧をつからし候程ならば、敵は次第に疲れて落下り、御方は日々に隨て馳集り候へし、其時に當て新田殿は山門より押寄せられ、正成は搦手より攻上り候は、朝敵を一戦に滅す事掌中に在と覺候、新田殿も定て此料簡候得共、路次にて一軍もせざらんは、無下に云甲斐なく人の思はんする所を耻て、兵庫に支へられたりと覺候、合戦は兎も角ても始終の勝て、肝要にて候へ、能々遠慮を廻されて公議を定めらるへくにて候と申ければ、誠に軍旅の事は兵に譲られよと諸卿會議有りけるに、重て坊門宰相清忠申されけるは、正成の申處も其謂有といへとも、征討の爲に差下されたる節度使未戦を成さる前に、帝部を捨て、一年の内二度まで山門へ臨幸あらん事、且は帝位の輕きに似、又は官軍の道を失ふ處なり、縱令尊氏筑紫勢を率して上洛するとも、去年東八箇國順へて上りし時の勢にはよも過、凡戦の始より敵軍敗北の時に至るまで御方小數なりといへ共、毎度大敵を靡け責すといふ事なし、是全武略の勝たる所には非ず、只聖運の天に叶へる故なり、然れば只戦を帝部の外に決して敵を鉄鏡の下に滅さん事、何の子細があるへきなれば、只時を替へず楠罷下るへしと仰出されける、正成此上はさのみ異議を申すに及ぼすて、延元元年五月十六日部を立て五百餘騎にて兵庫へそ下りける、正成是を最期の合戦と思ひければ、嫡子正行が今年十一歳にて供したりけるを、思ふ様有とて、櫻井の宿より河内へ返し遣すて庭訓を残しけるは、獅子子を産て三日を経る時、數千丈の石壁よりこれを擲く、其子獅子の機分あれば、教へざるに宙より跳返つて死する事を得すといへり、況や汝已に十歳に餘りぬ、一言

耳に留らば我教誡に違ふ事なけれ、今度の合戦正下の否と思ふ間、今生にて汝か顔を見ん事は限りと思ふなり、正成已に討死すと聞ならば、天下は必ず將軍の代に成ぬと心得へし、然りといへとも一旦の身命を助らん爲に多年の忠烈を失ふて降人に出る事あるへからず、一族若黨の一人も死殘てあらん程は、金剛山の邊に引籠つて、敵寄せ來らば命を委由か矢先に懸て、義を紀信か忠に比すへし、是そ汝か第一の孝行ならんすと、泣々申合めて各東西へ別れにけり、昔の百鬼突は穆公督の國を伐し時、戦の利ながらん事を鑒みて、其將孟明視に向て今を限の別を悲み、今の楠判官は敵軍部の西に近付くと聞しより、國必ず滅ん事を愁ひて、其子正行を留て無跡迄の義を進む、彼は異國の巨彌、是は吾朝の忠臣、時千載を隔つといへとも、前聖後聖一揆にして有難かりし賢佐なり、

過櫻井驛址

頼山陽

山崎西去櫻井驛 傳是楠公訣子處 林際東指金剛山 堤樹依稀河内路 想見警蹕交奔馳 促驅羸羊餒悍虎 問耕拒奴織拒婢  
 國論顛倒君不悟 露門立馬臨路岐 遺訓一寧垂髫兒 從騎肅聽皆含淚 兒伏不去叱起之 西望兵庫賊氛惡 回頭幾度觀去旗  
 旣賊全躬支傾覆 爲君更貽一塊肉 剪屠空腹背賊鋒 頗似祁山與綿竹 脈々熱血灑國難 大瀨東西野草綠 雄志難繼空逝水  
 大鬼小鬼相望哭

楠延尉訣子圖

藤森弘庵

男兒許國身偏重 幹地旋天心所銘 莫怪湊川輕一死 此心附託有靈馨  
 楠公櫻井園  
 留者難居去難前 誰能仰看別時顏 濟美人存於我足 滿野舌擊自古然 諸公如用避鋒策 驚與未必再南遷 數言遺訓懸日月  
 一時勝敗警雲烟 志士猶恨生已晚 不得同時共問關  
 君かため散れと教へておのれまつあらしにむかふ櫻井の里

楠公わかれのことをおもひて

福羽美静

おやと子のわかれくるしきわかれ路を別れておなし道をふみける

なてしこにかゝるなみたや楠の露

芭 蕉

碑文

嗚呼此楠公父子訣別之所也、按史延元元年正成在京師、會足利尊氏率九州兵大舉東上、新田義貞飛書告急、廷議命正成赴援、五月十六日正成與弟正季・子正行等辭關而西至櫻井驛、呼正行諭曰、汝雖幼已過十歲、能記吾言、此行國家安危所決、吾誓不復見汝、吾死則天下悉歸足利氏、慎勿計較利害、以身殉國、是所以報吾也、乃以帝所賜寶刀授之、正行請共死、正成叱之、正行揮淚歸河内、既而正成陣于澁川、與尊氏大軍戰而死、後正行糾合義故、屢破北軍、遂殉節于四條、蓋其志定於櫻井訣別之時也、頃大阪志士某某等將建碑驛址以表遺蹟、屬文於余、夫楠公父子忠孝大節、照灼百世、與日月爭光、固不待後人贊揚、因題碑而曰、楠公父子訣別之所、且曠括史書勅之碑陰、亦所以示臣子之規也、

明治四十五年五月

樞密顧問官從二勳一等男爵細川潤次郎撰

寺西易堂書

八幡神社

八幡神社は字小路垣内にあり、應神天皇を祀れり。由緒は詳ならず。もと薬師堂を存して、若山神社の御旅所たりしも、明治の初め神佛の分離に依りて堂は寶城庵に移り、堂の西側にありし八幡社・河原の八幡社及び坂口八幡社(明治八年三月)を移轉合祀し、明治五年村社に列せらる。境内は貳百八拾五坪を有し、本殿のみを存す。祭日は九月十五日なり。而して合祀せられたる坂口八幡社の舊地は、東端大字廣瀬の境なる西國街道より部落に入れる枝道の分岐する所の東側にあり、三十七八年前迄は楠の大

坂口八幡社の舊址  
(正徳御代)

木ありて、旗立松と殆ど伯仲し、周圍壹丈五尺に及び、鬱として天に參せしが、伐採せられて今はなし。此の坂口八幡社は前に記せしが如く、正成の其子正行に遺訓せし所にして、當時は相當の神社なりしならん。一に矢納神社と稱せるは、當時訣別するに際し、正成は社に奉幣して旗及び上差の矢一交を納めしを以て、此稱起れりといふ。かゝる由緒ある社地なれども、今は農家の敷地となりて泥土に委せり、憾むべし。

寶幢寺

寶幢寺は同字にあり、安養山と號し、淨土宗阿彌陀院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十五年九月桂山の開創なり。境内は壹百八拾坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

寶城庵

寶城庵は字垣内にあり、補陀山と號し、臨濟宗大徳寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと天台宗應塔寺の寮舎たりしが、天文年中兵火に罹りて堂宇悉く焼失し、當時の住職宗安僧正再興の志ありしも果さずして入寂せり。依て其の徒弟明宕禪宗に歸して修學し、元龜年中當所に庵室を結びて寶城庵と號し、爾來禪宗となる。其の後寛永年中築室といへる者之を再興し、大徹明應禪師を請じて開山となせり。境内は貳百七拾參坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に地藏堂・辨天堂・薬師堂あり。薬師堂の本尊薬師如来は、もと圓満院宮の祈念佛なりしと。字薬師堂の庭といへる所にありしも、年を経て大破せしを以て、寛文十三年字小路垣内に引移して信者講中の協力に依りて再建し、若山神社の御旅所たりしも、明治維新後の神佛分離に依りて當庵に移轉し、同十四年四



月講中の協力に依りて新建せり、寺寶に正成の畫像及び軍旗・戎器等あり。

地藏院は字西側にあり、萬體山と號し、曹洞宗靈松寺末にして地藏菩薩を本尊とす。古來地藏堂のある所なりしが、天文年中眞上村靈松寺の六世國秀和尚其の地に就て開創せしもの即ち當院なり。二世恩海之を再建せり。境内は貳百拾參坪を有し、本堂・庫裏・土藏・門を存す。

本地は元和元年内藤紀伊守政信の領地となり、同三年土岐山城守定義の領地に移り、同五年松平紀伊守家信の領地に轉じ、寛永十二年岡部美濃守宣勝の領地に換り、同十七年松平若狹守康信の領地に屬し、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字高濱に同じ。

### 大字尺代

本地は古來島上郡に屬し、尺代村と稱す。村は釋恩寺の緣起に、帝釋天擁護の地にして帝釋天の一名を釋提桓因と云ふ、因て村名を釋提と號すとせり。是に依ればもと釋提なりしを、後同音の文字に換用して尺代と書するに至りしものならん。大字廣瀬の北にありて、北は大字大澤・西は磐手村大字川久保に接し、東は山城國乙訓郡淨土谷村と界せり。地勢は大澤山の半腹に位し、人家のある所は恰

も樂研の形を爲せり。而して西南にあるは岡山にして、頂上は眺望に富み、山中に岡山瀧あり、高拾貳間、飛泉は玉を飛ばして閑寂の仙境なり。

諏訪神社は字クンズイにあり、建御名方神を祀れり。寛正年中の勸請なりと傳ふ。明治五年村社に列せらる。境内は參百九拾八坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に相殿社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は五月五日なり。

釋恩寺は字堂の尾にあり、東光山と號し、曹洞宗陽松庵末にして十一面觀世音を本尊とす。脇土は不動明王と毘沙門天なり。天平年中僧正行基の開創なりと傳へ、もと字觀音にありしも、何れの時にか今の地に移轉せり。其の舊地を觀音といへるは、本尊の觀音に因めり。明治十七八年の頃古瓦を發掘して今に保存せり。山内の址と覺しき所に塔中礎石の散在せるものありしが、水に流されて今はなきも、地形に依りて巨剎たりしを偲ばしむるのみならず、本尊及び脇土の大にして今の堂宇に適せざるは、復た其の感を深からしむ。里人の口碑に往時大日堂ありしと傳ふれば、思ふに天台宗なりしものなるべし。戰國時代にありて當地方の寺院は陣營となりて兵燹に罹りしもの多しといへば、當寺も亦回祿せしものならん。元祿五年に成りし緣起あり、之に依れば寺名はもと釋音寺と稱し、當地は帝釋天擁護の地にして村名も之に因み、寺は帝釋天の釋と本尊觀音の音とを取りて釋音寺と名稱されしと見え、後同音の恩の字を用ひて釋恩寺と書せるに至りしも、元祿の頃までは音・恩の兩字を互用した

りといふ。慶安二年に奉納せる銅製の釣燈籠には、攝州島上郡尺代村西谷山釋音寺と刻せり。西谷山は舊山號なりしが、明治の後に至りて東光山と改む。同山號は附近に東光寺山といへる字地のあるに因れり。東光寺山は安永六年酉極月、銀五百六拾五匁を以て當寺に讓受けたる古證文ありて、其の宛名には金蓮院と書せり。金蓮院と稱せしは、元祿以後安永の頃までなるべし。同安永五年二月豊島郡吉田村退藏峯陽松庵の直指和尚は、閑居の地として其の徒辨宗をして此の金蓮院に交渉せしめて讓受け、初めて曹洞宗に改め、淡路の藩主稻田侯の母堂智芳院殿の歸依を得て戮力再興せり。故に同和尚を中興の祖とす。天明より文化の頃まで四世の潜龍和尚は伽藍を修繕し、什具萬端を整頓して寺觀大に備はりしも、寛文年間より村民の悉く眞宗に轉じたと、明治維新後に至り山林等の寺祿は荒され、祠堂の施財も消滅しければ、本地に深き因縁を有する當寺も、無祿無檀の一伽藍となりて、香煙の微かなるは惜むべし。境内は四百四拾四坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

西光寺は字宮の前にあり、喜見山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基曇雲は寛文十二年三月本願寺良如法主の直弟となり、檀家の協力を得て創建せり。境内は壹百八拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は慶安二年七月永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管

西光寺

轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第一區一番組に入り、同八年四月三十日第九大區一小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區一小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第六分畫に屬し、同十三年七月二日廣瀬村・山崎村・東大寺村・大澤村と五ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字大澤

本地は古來島上郡に屬し、大澤村と稱す。太字尺代の北にありて、西は磐手村大字川久保に接し、東北は山城國乙訓郡奥海印寺村及び同小鹽村に界し、四境山を繞らして人家は溪澗にあり。

大澤山は山峯横はりて溪谷長く、山間に澤あり、大澤の稱は是れより起れりといふ。又旗立峠あり、昔義經の一の谷に赴くとき、軍令を下知せんが爲めに旗を立て、諸卒を集めたるより此の名ありと。然れども一説にはいふ、建武の頃赤松圓心此に屯し、旌旗を靡かせしより此の名起れりと。

早尾神社は字宮本山にあり、早尾大神・應神天皇を祀れり。口碑に依れば、清和天皇の御宇、筑紫の南の本より遷座し奉れるなりと傳ふ。明治五年村社に列せらる。境内は參百六坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は五月五日なり。

大澤山  
旗立峠

早尾神社

極樂寺は字街にあり、寂靜山と號し、淨土宗西山派光明寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。寶治二年五月實道上人の開基なり。境内は貳百八拾坪を有し、本堂のみを存す。

本地は慶安二年七月より永井日向守直清の領地となり、其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字尺代に同じ。

大字	字	舊石高	明治九年改正		町制施行時人口	町制施行時人口	大正元年正月一日現在人口	大正九年十月一日國勢調査の人口
			有租地	反別				
山崎	一、三九七九〇	一四、九〇三	三三	七四、六三三	三〇九	六九	二、七九〇	
廣瀬	一、三九七九〇	一四、九〇三	七九	一六、六二七	六九	二、七九〇	二、七九〇	
東大寺	一、三九七九〇	一四、九〇三	二四	六、二〇九	二六	二、七九〇	二、七九〇	
高濱	一、三九七九〇	一四、九〇三	二四	六、二〇九	二六	二、七九〇	二、七九〇	
櫻井	一、三九七九〇	一四、九〇三	二四	六、二〇九	二六	二、七九〇	二、七九〇	
尺代	一、三九七九〇	一四、九〇三	二四	六、二〇九	二六	二、七九〇	二、七九〇	
大澤	一、三九七九〇	一四、九〇三	二四	六、二〇九	二六	二、七九〇	二、七九〇	
計	二、六八〇〇〇	五、五、六三三	二、二八〇	六、七、五三三	二、二八〇	二、七九〇	二、六八〇	

### 第二項 五領村

本村は明治二十二年四月一日の町村制施行に際し、神内村・井尻村・萩庄村・梶原村・上牧村・鶴

殿村・前島村の七ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、前島村の外はもと五領組と呼びしに依り、其の稱を採りて五領村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて島上郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬し、同二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、八町八反參畝拾九歩の地は同川敷となる。

### 大字神内

本地は古來島上郡に屬し、神南備村と呼びしが、後年紀不詳神内村と改稱す。もと本地に萩庄・梶原・井尻・鶴殿・上牧の五ヶ村、及び野田村の東部・東天川村の東部を併せて五領組と呼び、其の區域は幕府領・鳥丸家領・高槻の永井氏領・加納の永井氏領・鷹下鈴木氏領即ち五家の領に分屬せしも、治水其の他共通事業の爲め一組として取扱はれしより此の名起れりといふ。

神南備森は西國街道の邊にありしと傳ふれども、物變り星移り今は其の址探りて得難きに至れり。古は遠く筑紫の端に赴ける京洛の縉紳を送りて此に袂を分ち、又此の邊に宿せしを以て、興に乗じ折に觸れて詠せられしもの少からず。

枕草紙 森は神南備森、

古 今

山崎より神なひの森まで送りに人々まかりて、かへりかてに別を惜みけるによめる

新勅撰 人々の道ならなくに大かたはいきこしといひていき歸りなん 源 實  
 宇治關白有馬の湯にまがりける道にて、秋の暮をおしむ賦よみ侍りけるに

神なひの杜のあたりに宿はかれくれ行く秋もさを留まるらん 權大納言長家  
 同 した葉まで心のまゝに染めてけり時雨に厭ける神なひの杜 西園寺公經  
 名 寄 たつたひめ野邊の錦を染め立て、櫛にさらす神南備のもり 季 經  
 千 首 おく露に下葉ばかりは色つきて時雨ないそく神南備のもり 耕 雲  
 玉 吟 ほとよき聲まちわびし神南備の森のしつくも氷しにけり 藤原家隆  
 後 葉 くれなぬに見えし櫛も雪ふればしらゆふ掛くる神南備の杜 關白太政大臣  
 自撰歌 うち渡す木ぬれことく雪ふりて眞白に見ゆる神なひのもり 本居宣長  
 後 撰 神無月時雨と共に神なひの杜の木の葉はふりにこそふれ 讀入しらす  
 金 穂 初時雨ふりにし日より神なひの杜のこすゑを色まさりゆく 源 實 朝

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地たりしが、同五年松平紀伊守家信の領地に移り、寛永十三年岡部美濃守の領地に轉じ、同十七年松平若狭守康信の領地に換り、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる、而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第一區三番組に入り、同八年四月三十日第九大區一小區三番組に改まり、同十年九

月十八日番組廢せられて單に第九大區一小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第八分畫に屬し、同十三年七月二日上牧村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字井尻

本地は古來島上郡に屬し、もと五領組の内にして井尻村と稱す、井尻は井路尻の訛ならん。明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、參畝拾七歩の地は買收せられて同川敷地となる。圓 寺は字大野にあり、寶榮山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基祐念は本地の人なり、俗名を内本四郎兵衛と呼び、大永五年四月本願寺實如法主の直弟となり、檀家の協力を得て創立せり。もと字北屋敷にありしが、明治二十四年七月當所に移轉す。境内は貳百參拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は天正七年四月より大納言鳥丸光宣の領地となり、同家世襲し、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年一月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第四十二區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第一區四番組に入り、同八年

四月三十日第九大区一小區四番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大区一小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第九分畫に屬し、同十三年七月二日萩庄・梶原・鶴殿と四ヶ村聯合し、同十七年七月一日第七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 上牧

本地は古來島上郡に屬し、もと五領組の内にして上牧村と稱す。延喜式に見ゆる上牧のありし所に於て、天長二年の頃には河北牧の名あり。牧は攝津三牧の一にして、其の上流にありしを以て上の御牧といひ、後遂に村名を爲し、文祿四年の書類に攝津國芥川郡上牧村の名見ゆれば、其の村名となりしは同年以前ならん。明治二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、貳町貳反壹畝貳拾八歩の地は買收せられて同川敷となる。

春日神社

春日神社は字寺の前にあり、春日大神・菅原道眞を祀れり。往時は春日大神の一座なりしが、後菅原道眞の筑紫に左遷のとき、當地に立寄りしといへる縁故に依りて之を合祀せりといふ。もと一の宮と呼ばれて、近隣十八ヶ村の産土神たりしと里傳せるも、享和二年六月の洪水に社記流失せしを以て、其の詳細を知るに由なし。明治五年村社に列し、大正四年六月一日字砂田の無格社神南備神社(春日大神)に合祀せり。境内は壹千五百拾五坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地及び大字鶴殿・同井尻にして、祭日は十月九日なり。

本澄寺

本澄寺は字中屋敷にあり、日蓮宗本満寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。文明三年島丸大納言の猶子なる權大僧都日順の開創なり。後天保八年僧日顯檀家の喜捨財を以て修理せり。境内は壹千七拾參坪を有し、宏壯なる本堂は正面に聳え、庫裏・書院・小座敷・玄關・廊下・土藏・鐘樓堂・藥醫門・二王門を存す。外に二王堂あり。郡内の巨刹にして、遠く京都又は大阪より同宗の男女群賽せり。

眞如院

眞如院は字上城垣内にあり、日蓮宗本澄寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。永正十四年十月の創立・永守院日護の開基なり。境内は壹百五拾七坪を有し、本堂兼庫裏・門を存す。

本立院

本立院は字寺の前にあり、日蓮宗本澄寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。大永二年七月の創立・青林院日受の開基なり。境内は壹百四拾坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

上牧關門の址

上牧關門の址は西北方大字神内との境界にあり。徳川氏の末期に當りて尊王の聲喧しく、二百有餘年の太平の夢も將に覺めんとせる元治元年、此の地の要衝に當れるを以て幕府は此に關を置き、津藩に命じて之を守らしめ、以て東西往來の旅容を檢せしめしが、明治元年に至りて廢せられ、今に其の址を殘せり。

上牧堡のありし所なりといへども、其の縁由は詳ならず。上城垣内・下城垣内・奥殿垣内・堀池等の字地ありて、里人は其の奥殿垣内を牙城の址なりといへり。

本地村高八百參拾六石九斗參升貳合の内、參百參拾五石壹斗六升五合は烏丸家の領地となり、其の參百七拾壹石九斗壹升壹合は元和七年より板倉周防守の領地たりしも、明暦二年徳川氏代官の支配に轉じ、寛文十年永井肥前守の領地となる、又其の壹百貳拾九石八斗五升六合は寛文三年より麾下鈴木淡路守の采地たりしが、烏丸家及び鈴木氏は共に世襲し、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第四十二區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又永井肥前守の領地は同氏世襲し、同肥前守尙服に至りて明治二年六月上地せり、依て加納藩の支配に移り、同四年七月十四日加納縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の區畫の變遷は、同十三年七月二日神内村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十戸長役場の管理區域となりたるの外は、大字井尻に同じ。

### 大字萩庄

本地は古來島上郡に屬し、もと五領組の内にして萩庄村と稱す。字地に丹波谷といへるあり、攝津

志村里の條に「萩庄屬邑一」と見ゆるは、此の字地を指せるなるべし。明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、壹畝壹歩の地は買收せられて同川敷地となる。

日吉神社は字森下にあり、天津日高彦番能邇々藝命及び天兒屋根命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は五百拾貳坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地及び大字梶原の一部にして、祭日は十二月の申の日なり。

成就寺は字丸山にあり、法久山と號し、日蓮宗本満寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。明暦三年本地住人河端嘉兵衛の捨財建立なり。享保十六年六月七日鎮守堂を除くの外悉く燒失し、四代目河端藤兵衛之を再建せり。境内は貳百參拾坪を有し、本堂庫裏を存す。

西教寺は字西の口にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛文七年三月義順の檀徒と協力して創立せし所なり。當時は梶原村字ダングリにありしが、明治十五年八月二十一日當所に移轉せり。境内は壹百拾五坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は天正七年四月より大納言烏丸光宣の領地となり、同家世襲し、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第四十二區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第一區五番組に入り、同八年四

月三十日第九大区一小區五番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大区一小區となり、同十年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第九分畫に屬し、同十三年七月二日梶原・井尻・鶴殿と四ヶ村聯合し、同十七年七月一日第七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 梶原

本地は古來島上郡に屬し、楯折村と呼びしが、慶長年間に至り梶原村と改稱す。傳へいふ、上古唐船此に入津して楯折れ帆を失ふ、故に本地及び大字神内を帆無楯折邑と稱せしと。然れども舊記の徵すべきものなし。五領組の内なり。字地に道齋といへるあり。明治二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、五反六畝壹歩の地は買收せられて同川敷となる。

道齋村漁家

藤井竹外

兒童學刺捕魚船 揚柳菰蒲掩映間 家鴨慣知灘勢急 相呼相喚不離渚

畑山神社  
田中寺

畑山神社は字山本前にあり、春日大神及び菅原道眞を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は六百參拾六坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地にして、祭日は十月十四日なり。田中寺は同字にあり、福生山と號し、日蓮宗本満寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。

一乘寺

天正四年信者梶村宗林なるもの、本山第十二世日重上人を欣慕して創立し、日重を開基とせり。境内は參百參拾四坪を有し、本堂・庫裏・座敷・土藏・門を存す。外に鎮守堂あり。

一乘寺は字村垣内にあり、昌林山と號し、日蓮宗本法寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。もと金仙寺と號して、眞言宗東寺の支院たりしが、應永三十四年郷士宇野孫左衛門・西村彦兵衛の二人、日親上人に歸依し、同上人を請じ來りて住せしめ、轉宗して今の寺名に改め、寛永年間燒失したるを以て、慶安三年日榮之を再建せり。寄附主は紀州大納言の生母養壽院妙紹日心比丘尼なり。境内は八百七拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・座敷・玄關・土藏・鐘樓堂・門を存す。外に開山堂・三光堂・鎮守堂あり。

西法寺

西法寺は字鏡にあり、遍照山と號し、眞宗本願寺派萬宣寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。貞順なるもの、本願寺十四世寂如法主の直弟となり、正保二年京都六條に於て一寺を建立し、其の後天明八年當所に移轉し、檀家の協力を以て再建せり。境内は四拾參坪を有し、本堂・庫裏を有す。

源覺寺

源覺寺は字堤根にあり、寂光山と號し、日蓮宗本満寺末にして釋迦如來を本尊とす。寛保元年遠光院日通の自費を以て創立せし所なり。境内は壹百四拾坪を有し、本堂・庫裏・座敷・鐘樓堂・門を存す。外に鬼子母神堂あり。

安穩寺

安穩寺は字尼堤にあり、善處山と號し、日蓮宗本法寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。

妙淨寺

慶長七年本山第七世日通の自費創建なり。其の後大破せしを以て、寶曆二年日詮復た自費を以て修葺せり。境内は貳百九拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。外に三光堂あり。

妙淨寺は靈岡山と號し、日蓮宗本満寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。享祿元年日進の創立なり。其の後堂宇大破し、文化二年日普之を修繕せり。もと大字川尻にありしが、明治三十年十二月二十四日當所に移れり。境内は貳百參拾八坪を有し、本堂・庫裏・座敷を存す。

小塚

西方山下に小塚あれども、其の緣由は詳ならず。

本地は慶安二年より永井日向守直清の領地となり、村高七百六拾貳石八斗貳升四合の内、六百六拾貳石七斗貳合は同氏世襲し、日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又其の壹百石壹斗貳升貳合(内參石五斗四升七合は梶原新田分、九拾六石五斗七升五合は鶴殿新田分)は、年曆不詳永井日向守の預所となり、日向守直諒に至りて明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に移り、同四年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の區畫の變遷は、大字萩庄に同じ。

### 大字 鵜殿

本地は古來島上郡に屬し、鵜殿村と稱す。村名の鵜殿は一に宇土野又は鵜戸野に作れり。鵜殿は

鵜川に因めるの稱ならんといふ。鵜河は古事記崇神天皇の段に、「追迫其逃軍到久須婆之度時、皆被追窘而屎出懸於禪、故號其地謂屎禪、今者謂久須婆、又遮其逃軍以斬者如鵜浮於河、故號其河謂鵜河也」と見ゆる鵜河にして、其の久須婆は今の北河内郡樟葉村大字楠葉是れなり。傳へいふ、後冷泉天皇の治暦三年、藤原兼家の遠裔瀧口季秀、其の弟衛川太郎義季と亂を避けて當國に來り、井内・鵜殿の二島を闢き、井内(大字井尻)を弟の義季に與へ、自ら鵜殿を採りて住せしは即ち本地にして、鵜殿を姓と爲せしが、其れより漸次人烟増殖し、慶長の初年に至りて村里の形を爲せしと。もと五領組の内なり。明治二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、九反壹畝參歩は買収せられて同川敷となる。淀川に沿へるを以て土佐日記にも見え、平家物語にも肥後守貞能が此の邊にて行幸に參り遇ひしことを載せられ、其の名世に高く、特に本地の蘆は箒策の簧に最も適するを以て之を貢獻し、古來獨り其の名を擅にせり。

土佐日記

かくて船引上るに、なきさの院といふ處を見つゝ行く、其院音を思ひやりて見ればおもしろかりける所なり、こよひ

宇土野と云所にとまる、明日さしのほるに、東のかたに山のよこほれるを見て人に問へば、八幡の宮といふ、

雅遊漫錄

箒策はもと龜茲國の樂器にして、是れも胡國より來るなり、古は大箒策・小箒策とて二あるありしか、中比より大箒

策は絶えて今に小箒策のみにて、さうの樂とも用ふ、簧はよしにて作る、津の國鵜戸野村の蘆を重寶とす、其外のものほ早く損し音もあし、古く久しく枯らして作る、家々にいろ／＼の習あり、



家集

世の中うと野に蘆のよしとてもほに明けりな秋の夕暮

烏丸樓中納言

平家物語 一門都落の段

肥後守貞能は川尻に源氏待つと聞きて、蹴散さんとして其の勢五百餘騎にて發向したりけるか、非事なればとて取つて返しける程に、鶴殿の邊にて行幸に参り遇ひ、急き馬より飛び下り、大臣殿（藤原）の御前に参り畏まりて、あな心憂やこはいつちへとて渡りせ給ひ候やらん、西國へ下らせ給ひたらば落人として、あそこ此處にて打ち渡りされし憂き名を流させまさん事口惜しう候へし、たゞ都の内にていかにもならせ給ふへくも候らんと申ければ、大臣殿、貞能はいまた知らぬか、木曾既に北國より五萬餘騎にて攻め上り、比叡山東坂本に充ちくたり、法皇も過さし夜半に失せさせ給ひぬ、人々は都の中にていかにもならんと申し合はれけれども、まのあたり女院二位殿に憂き目を見せ参らせんも我身なかり口惜しければ、せめて行幸ばかりもなし奉り、各をも引き具して西國へ落ち下り、ひと先と思ふそかすと宣へば、左候は、貞能は身の暇賜はりて都の中にていかにもなり候はんとて、召し具したりける五百餘騎の勢をば、小松殿の公達たちにつけ参らせ、手勢三十騎ばかり都へ取つてかへす、

本地は天正七年より大納言烏丸光宣の領地となり、寛永十七年に至りて村高七拾石八斗四升六合の内、參拾貳石七斗六升七合は依然烏丸家の領地に屬し、其の參拾八石七升九合は松平若狭守康信の領地たりしが、烏丸家の領地は同家世襲し、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第四十二區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又松平若狭守の領地は慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月

上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の區畫の變遷は、明治十二年二月二十一日第十一分畫に屬したるの外は、大字梶原に同じ。

大字前島

本地は古來島上郡に屬し、前島村と稱す。俗に「ましま」と呼べり、前島の略なり。前島の稱は往時淀川の島地にして、攝津の前にある島なりしより起れるものならんか。五領組の内なり。明治二十九年より着手せられし淀川改修工事の爲め、五町九畝貳拾九歩の地は買收せられて同川敷となる。

狂歌

船つけて小便さした女連れさつても樂になつた前島

赤襟 姫成

本宗寺

本宗寺は字北の口にあり、无量山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。惠教なるもの寛文三年本願寺良如法主の直弟となり、檀家の協力に依りて再建せり、依て同惠教を中興の開基とす。境内は壹百九拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同四年二月内藤紀伊守正信の領地に移り、同五年三月松平紀伊守家信の領地に轉じ、寛永十一年徳川氏代官の支配に歸し、同十二年八月岡部美濃守宣勝の領地に轉じ、同十七年松平若狭守康信の領地に移り、慶安二年八月永井日向守直清の領地とな

り、村高貳百九拾六石七斗壹升四合の内、貳百八拾四石五斗參升七合は同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又其の拾貳石壹斗七升七合は淀川堤防外なる前島新田にして、寶永五年八月開發の功を竣へ、徳川氏代官の支配となりしが、天保元年二月より永井飛彈守の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第一區六番組に入り、同八年四月三十日第九大區一小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區一小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第十一分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大	字	舊		高		町村制施行		町村制施行	
		石	高	石	高	町村制施行	町村制施行	町村制施行	町村制施行
神	内	1,000	5,110	1,000	5,110	1,000	5,110	1,000	5,110
井	尻	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
上	牧	836	933	836	933	836	933	836	933
萩	庄	1,200	2,200	1,200	2,200	1,200	2,200	1,200	2,200
計		4,136	10,343	4,136	10,343	4,136	10,343	4,136	10,343

### 第三項 大冠村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、東天川村・西天川村・野中村・中小路村・西冠村・土橋村・辻子村・大塚町・大塚村・番田村・野田村・下田部村の十二ヶ村は、水利上の關係を有して自ら同一團體の姿を爲し、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時の冠組に屬するもの多きに依り、其の冠の字を保存し、更に區域を大ならしめたるの意を以て大の字を加へて大冠村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依り島上郡所屬たりしが、同二十九年四月一日三島郡に屬し、同二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、參拾貳町參反九畝拾壹歩の地は同川敷となる。

### 大字 東天川

本地は古來島上郡に屬し、東天川村と稱す。もと東部は五領組に屬し、西部は番田組の内なり。

春日神社

春日神社は字二又にあり、天兒屋根命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は五百七拾九坪を有し、本殿・神樂所・神輿所を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

大覺寺

大覺寺は字前川原にあり、光明山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。明應年中の創立なりといふ。後本地の住人閑隆なるもの、本願寺寂如法主の直弟となり、元祿十三年三月之を再興せり。依て閑隆を中興の祖とす。境内は貳百四拾五坪を有し、本堂・庫裏を存す。本堂は明治四十四年六月十六日落成の新築なり。

西法寺

西法寺は同字にあり、光雲山と號し、眞宗本願寺派光永寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。年月不詳本願寺實如法主の直弟法圓の開創にして、寛永十一年二世正久之を再建せり。境内は參百五拾參坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓を存す。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地たりしが、同五年松平紀伊守家信の領地に移り、寛永十三年岡部美濃守宣勝の領地に換り、同十七年松平若狹守康信の領地に轉じ、慶安二年永井日向守直清の領地となり、村高六百五拾四石七斗六升は同氏世襲し、日向守直諒に至り明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同十一月二十日大阪府の管轄となる。又別に冠新田と稱するあり、本地及び中小路に屬し、石高參拾八石六斗四升七合にして(當時の徴收額紛失の爲め石高を兩大

字に分別し難きに付、本地の條に記して大字中小路の條に之を省く、年曆不詳永井日向守の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第二區二番組に入り、同八年四月三十日第九大區二小區二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區二小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十八日第二分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 西天川

本地は古來島上郡に屬し、もと番田組の内なり。西天川村と稱す。字地に古高槻・舟橋といへるあり、攝津志村里の條に「西天川屬邑二」と見ゆるは、此の字地を指せるものならん。

字古高槻は永祿十一年和田伊賀守惟政の築きし高槻堡のありし所にして、地名は之に因みて起れりといふ。即ち今の高槻町の大字高槻城に對せしものならんか。後大津傳十郎亦此に據りしも、ついで廢城となれりと。今は湮墮變じて田疇となり、周圍拾六間、用水井路に内濠・外堀などいへる名を殘せるのみ。

高槻堡の址

春日神社

春日神社は字西ヶ島にあり、天兒屋根命・速素盞烏命・應神天皇を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は壹百四拾六坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

西教寺

西教寺は字川原畑にあり、眞宗本願寺派萬宣寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地の住人宗跡なるもの、本願寺寂如法主の直弟となり、天和二年五月自己の所有地に檀家の協力を得て建立せり。境内は壹百五拾貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・太鼓樓・門を存す。

足跡塚  
都加母止塚

荒塚あり、一を都加母止塚といひ、一を足跡塚といふ。都加母止塚は西北字塚本にあり、高さ貳尺・周圍八間にして、老樅樹の下に一碑を存し、塚名を刻せり。舊記傳説の微すべきものなし。足跡塚は東北字圓ヶ下耕地の内にありて、高さ四尺・周圍貳拾壹間にして雜草繁茂す。裡に一石ありて足跡を印せり、是れ此の名ある所以なり。里俗傳へいふ。大道法師の塚にして、法師は京都東福寺の僧なりと。然れども其の何れの時代の人なるかは詳ならず。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字東天川に同じ。

### 大字野中

本地は古來島上郡に屬し、もと番田組の内なり。川邊村と呼び、後冠村と改稱し、屬邑七あり、野

中・中小路・馬場・深澤・辻子・西冠・土橋是れなり。然るに寛文七年西冠村を分ち、天和元年土橋村を分ち、元祿九年更に辻子村を割き、貞享二年本地及び中小路の二ヶ村に分れて、馬場は本地に深澤は中小路に屬せしかば、冠村の稱初めて消滅せり、攝津志村里の條に「冠屬邑七」と見ゆるは、此の七邑を指せるものなるべし。但し其の分立は享保以前にあれば、同志の出でし頃には何れも已に冠村の屬邑たらざりしも、普通に冠と總稱せしを以て、之を屬邑と誤りしものならん。本地所屬となりし馬場邑は、字地となりて今も其の名を存せり。而して舊冠の稱は域内に冠柳のあるより起りしものなりといふ。明治二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、七町貳反貳拾九歩の地は買収せられて同川敷となる。

冠須賀神社

冠須賀神社は字馬場にあり。速素盞烏命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は參百四拾六坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に幸神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

道祖神社

道祖神社は字野中にあり、大日靈命を祀れり。由緒は詳ならず。境内は貳拾九坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

尊重寺

尊重寺は字野中にあり、清重山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明七年四月教西の開創なり。教西は俗名を松本庄兵衛尉といひ、初の天台宗に入りしが、後本願寺蓮如法主に歸依

普賢寺

して直弟となり、其の所有地に一字を建立せしもの即ち當寺にして、後寶曆二年三月住職覺圓之を再建せり。境内は貳百參拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・鐘樓・太鼓堂・土藏・門を存す。普賢寺は字馬場にあり、眞宗本願寺派尊重寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和五年三月本願寺準如法主の直弟普門、檀家の協力を得ての開創なり。後享保九年十月に至りて再建せり。境内は九拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同五年松平紀伊守家信の領地に移り、寛永十三年岡部美濃守宣勝の領地に轉じ、同十七年松平若狹守康信の領地に換り、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第二區三番組に入り、同八年四月三十日第九大區二小區三番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區二小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第二分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第六戸長役場の管轄區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 中小路

本地は古來島上郡に屬し、もと番田組の内なり。冠村の屬邑たりしが、貞享二年分れて獨立し、同屬邑深澤を合併して中小路村と稱し、深澤は字地となりて今に其の名を存せり。明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、貳歩の地は買收せられて同川敷となる。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地たりしが、同五年松平紀伊守家信の領地に移り、寛永十三年岡部美濃守宣勝の領地に換り、同十七年松平若狹守康信の領地に屬し、慶安二年永井日向守直清の領地となり、村高五百貳拾參石壹斗五升四合の内、四百九拾七石壹斗參升七合は同氏世襲し、日向守直諒に至りて明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又其の貳拾六石壹斗七合は年紀不詳永井氏の預所となり同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に移り、同四年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の區畫の變遷は、大字野中に同じ。

大字 西冠

本地は古來島上郡に屬し、もと番田組の内なり。冠村の屬邑たりしが、寛文七年分れて西冠村と稱す。

法善寺は字鳳堂にあり、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明九年本願寺蓮如法主の直弟教圓、檀家の協力を得て創建せり。境内は貳百貳拾參坪を有し、本堂兼庫裏・書院・小家を存す。本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同五年松平紀伊守家信の領地に移り、寛永十三年岡部美濃守宣勝の領地に轉じ、同十七年松平若狹守康信の領地に換り、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第二區四番組に入り、同八年四月三十日第九大區二小區四番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區二小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第一分畫に屬し、同十三年七月二日土橋村・番田村と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字土橋

本地は古來島上郡に屬し、もと番田組の内なり。冠村の屬邑たりしが、天和元年分れて土橋村と稱す。本地の領主及び區畫の變遷は、大字西冠に同じ。

### 大字辻子

本地は古來島上郡に屬し、もと番田組の内なり。冠村の屬邑たりしが、元祿九年分れて辻子村と稱す。

冠須賀神社

冠柳

安樂寺

冠須賀神社は字辻の内に入り、速素盞鳥命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は壹百六拾貳坪を有し、本殿の外に神器庫を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。社の西北隅にはもと冠柳ありしが、已に枯死して今はなし。柳は昔天皇(其の何天皇なるを詳にせず)の此の地に行幸ありしとき、寶冠を樹枝に懸け給ひしより冠懸柳と稱し、遂に冠の地名起れりといふ。然れども或はいふ、柳の梢の冠に似たるより出でし名なりと。

安樂寺は同字にあり、松月山と號し、真宗本願寺派妙覺寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正元年四月本願寺顯如法主の直弟正信、檀家の協力を依りて創立せり。境内は壹百六拾九坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同五年松平紀伊守家信の領地に移り、寛永十三年岡部美濃守宣勝の領地に轉じ、同十七年松平若狹守康信の領地に換り、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同

四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第二區四番組に入り、同八年四月三十日第九大區二小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區二小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第二分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 大塚町

本地は古來島上郡に屬し、もと番田組の内なり。大塚村と同村たりしが、元和三年十二月二日分れて大塚町と稱す。

西證寺は字北砂田にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基靈瑞は明應六年本願寺蓮如法主の直弟となり、檀家の協力を得て當寺を創建し、後大破に及びて文化十一年四月再建し來りしに、其の所在たる字仲の町は淀川改良工事の爲め同川敷地となりしを以て、明治三十三年三月九日當所に移轉せり。境内は參百七拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

法藏寺は同字にあり、正覺山成等院と號し、淨土宗法然院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。天保二年眞阿上人の中興なり。後寛永年間に及びて荒廢し、萬治二年慶圓更に之を中興

西證寺

法藏寺

して字仲の町にありしが、淀川改良工事の爲め同川敷地となりしを以て、明治三十三年四月當所に移轉せり。境内は五百參拾五坪を有し、本堂・庫裏・土藏・物置・藥醫門を存す。外に觀音堂・地藏堂あり。地藏堂に安置せる地藏尊は、天正二年四月眞阿上人の大和國染井の里より移したりしものなりといふ。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同四年二月内藤紀伊守信政の領地に移り、同五年松平紀伊守家信の領地に轉じ、寛永十一年徳川氏代官の支配に歸し、同十三年岡部美濃守宣勝の領地に屬し、同十七年松平若狹守康信の領地に換り、慶安二年永井日向守直清の領地となり、村高參百七拾八石八斗參升八合の内、參百五拾九石四斗貳升四合は同氏世襲し、日向守直諒に至りて明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又其の拾九石四斗壹升四合は年紀不詳永井日向守の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第二區五番組に入り、同八年四月三十日第九大區二小區五番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區二小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第三分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第六戸長役場の管理

區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 大塚

本地は古來島上郡に屬し、王塚村と呼ばしが、後文字を改めて大塚村と稱す。番田組の内なり。元和三年十二月二日大塚町を分ち、正保三年十月二十二日更に番田村を置けり。村名は大塚のあるより呼びなされたるものならん。明治二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、貳拾五町壹反八畝拾歩の地は買収せられて同川敷地となる。同川を越えて對岸河州枚方町大字三矢に達する渡津は大塚渡にして、對岸よりは之を枚方渡と呼べり。

冬夜下瀬江

布衾破綻綾々 鷹打寒更水欲氷 起掲疎蓬月未上 暗風吹動夜船燈

藤井竹外

### 大塚 大塚神社

大塚は東西拾間餘・南北拾四間餘・面積四畝貳拾七步餘の封土なり。上に小祠ありて大塚神小社と稱し、清和天皇を祀れり。無格社なり。古老の傳ふる所に依れば、清和天皇の讓位後所々御巡幸の節、本地の北方なる字松ヶ崎の小高き小松原に御輦を駐め、淀川の風景を觀覽あらせられ、傍なる松の木に御冠を掛け給ひしが、其の儘御還幸ありしを以て、村民其の御冠を箱に納めて埋め、崩御の後社殿を造りて王塚神社と崇敬せしものなりと。然れども一説にはいふ、往昔百濟國敬福來朝して死せしか

### 大塚神社

ば、其の屍を此に葬り、名づけて王塚といひ、後大塚に作りしものなりと。攝津志には「惠慶法師所謂冠大塚即是、未詳誰氏、今祓除以爲神幸之地」と記せり。今も大塚神社の御幸地なり。

大塚神社は字東垣内にあり、高皇產靈神・神皇產靈神を祀れり。建武二年五月洪水ありしとき、木像出現しければ、僧惠慶勘定して造化の二神と爲して祭りしもの即ち當社なりと傳ふ。明治五年村社に列せらる。境内は四百五坪を有し。本殿・拜殿を存す。氏地は本地及び大字大塚町にして、祭日は十月十五日なり。

### 西應寺

西應寺は字西垣内にあり、冠柳山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明十四年二月本願寺蓮如法主の直弟眞道の創立なり。境内は貳百貳拾壹坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓を存す。

### 善立寺

善立寺は同字にあり、靈巖山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。弘長元年七月三日淨信の開創なり、淨信は俗名を奥野兵衛助信重といひ、新羅三郎義光の次男光長より三世頼氏の三男なり、故ありて本地に來往し、家を嫡子源十郎信賢に譲りて佛門に入り、諸國を遍歴せるに際し、常陸國稻田に於て宗祖見眞大師の教化を受け、其の直弟となりて淨信の法名を受け、本地に歸りて其の所有地に一字を建てたるもの即ち當寺なり。後大破に及びしを以て、寶曆九年九月五日住職淨惠、檀家の協力を得て之を再建せり。境内は貳百貳拾壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓堂を存す。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同四年二月内藤紀伊守信政の領地に移り、同五



年松平紀伊守家信の領地に轉じ、寛永十一年徳川氏代官の支配に歸し、同十三年岡部美濃守宣勝の領地に換り、同十七年松平若狭守康信の領地に屬し、慶安二年八月永井日向守直清の領地となり、村高九百九拾八石參斗八升九合の内、九百八拾八石六斗五升參合は同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又其の九石七斗參升六合は年曆不詳永井日向守の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の區畫の變遷は、大字大塚町に同じ。

### 大字 番田

本地は古來島上郡に屬し、もと番田組の内なり。大塚村と同村たりしが、正保三年十月二十二日分れて番田村と稱す。傳へいふ、村名は往時諸蕃の調貢船唐崎に入れり、故に其の接待費に充つるが爲め、一定の田地を置きて其の地役を免じ、俗に之を蕃田と呼び、本地は其の蕃田のありし所なるを以て村名を爲し、後、蕃の字を番に改めしものなりと。番田組の稱も本地の名に因めるものにして、番田組といへるは本地及び大塚町・大塚・野中・中小路・辻子・西冠・土橋・下田部・西天川の諸村と、

東天川村の西部・野田村の西部を併せての稱なり。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同四年二月内藤紀伊守信政の領地に移り、同五年松平紀伊守家信の領地に轉じ、寛永十一年徳川氏代官の支配に歸し、同十三年岡部美濃守宣勝の領地に換り、同十七年松平若狭守康信の領地に屬し、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第二區五番組に入り、同八年四月三十日第九大區二小區五番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區二小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第三分區に屬し、同十三年七月二日西冠村・土橋村と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 野田

本地は古來島上郡に屬し、野田村と稱す。村名は山間にあるを山田といひ、谷間にあるを谷田といへるの類にして、野中の田地なりしより起りしものなるべし。もと東部は五領組に屬し、西部は番田組の内なり。

春日神社

春日神社は字清水にあり、天兒屋根命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は七百八坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

正覺寺

正覺寺は字南垣内にあり、清水山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文龜三年の頃正欽なるもの、開基なり。慶長十七年順忍之を再建せり。境内は壹百六拾貳坪を有し、本堂・庫裏・土藏・門を存す。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同四年二月内藤紀伊守信政の領地に移り、同五年三月松平紀伊守家信の領地に轉じ、寛永十一年徳川氏代官の支配に歸し、同十二年八月岡部美濃守宣勝の領地に屬し、同十七年松平若狭守康信の領地に移り、慶安二年八月永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第一區六番組に入り、同八年四月三十日第九大區一小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區一小區となり、同十年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第一分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 下田部

本地は古來島上郡に屬し、もと濃味郷にして番田組の内なり、たなべ田部村と稱せしが、後分れて上田部・下田部の兩村となれり、本地は其の一なり。

天満宮

天満宮は字村中にあり、菅原道眞・豐受大神を祀れり。創建の年月は詳ならず。豐受大神は寛保四年神告に依りて合祀せりといふ。明治五年村社に列せらる。境内は八拾七坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

鎮守神社

鎮守神社は字東五反田にあり、八衢比古神・八衢比賣神・久那斗神・大加牟豆美命を祀れり。由緒は詳ならず。境内は七拾四坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

一念寺

一念寺は字村内にあり、金剛山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基惠教は寶永二年八月本願寺寂如法主の直弟となり、有志の助力を得て創建し、後大破せしを以て文化二年之を再建せり。境内は壹百四拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同五年松平紀伊守信政の領地に移り、寛政十三年岡部美濃守宣勝の領地に轉じ、同十七年松平若狭守康信の領地に換り、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同

四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第二區七番組に入り、同八年四月三十日第九大區二小區七番組に改まり、同年九月十八日番組廢せられて單に第九大區二小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十日第一分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
東天川	六九三・〇〇〇	六六・六九六	二七〇	八・六六〇	三〇〇	三〇〇	
西天川	七五・六五〇	六・六三二	三三	六八・六七三	四三	四三	
野中	六六・五二〇	九〇・〇一〇	三三	九三・五三六	三二	三二	
中小路	五三・一五〇	五〇・〇〇〇	二九	五〇・三三九	二六	二六	
西冠	三二・六五〇	三二・三三	八〇	三三・七二五	二〇	二〇	
土橋	二四・五八〇	二四・八〇一	二六	二六・六七九	一四	一四	
辻子	四三・三二一	四二・六三七	三三	四三・〇一〇	一四	一四	
大塚	三八・八八〇	二二・六七七	二七	三五・四七二	二九	二九	
大塚	九八・三〇〇	一一九・〇一〇	四七	一三三・五三九	五五	五五	
番田	五九・〇〇〇	二二・八八八	一〇	一三・一四八	一一〇	一一〇	

### 第四項 磐手村

本村は明治二十二年四月一日の町村制施行に際し、川久保村・成合村・別所村・安満村・下村・古曾部村の六ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の管理區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時磐手の里と稱せしに依り、採りて以て磐手村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて島上郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬す。

### 大字 川久保

本地は古來島上郡に屬し、川久保村と稱す。四方山脈を繞らし、中間に一の溪流ありて、地勢窪めるを以て、古は久保ヶ原と呼びしを、後今の稱に改めしといふ。

北方山城國乙訓郡に界する所に高塚山あり。山は高峻にして山城・大和・河内・和泉・丹波・近江

野田	七七八・九〇〇	六五・八五〇	三〇七	六六・一九九	三二七	三二七
下田	五九・五三〇	三三・五三七	一九四	三四・六一二	一九六	一九六
計	六、三〇三・九七〇	六三三・六〇八	二八八四	六三三・五二二	三、一六八	三、一六八

諏訪神社

の七ヶ國を一瞬に收むるを得べし、往時國界を表せし山なるを以て此の名を得たりといふ。一にぼんぼん山の稱あり、人あり之を陥めば鼓聲を發するに依れり、勝地を以て名あり。

諏訪神社は字居の池にあり、武御名方神を祀れり。元慶四年六月橘・坂下・清原三氏の信州諏訪神社の分靈を勸請せしものなりといふ。明治五年村社に列し、大正六年四月四日字上垣内の無格社稻荷神社(宇賀御)を合祀せらる。境内は參百九拾坪を有し、本殿・拜殿・社務所・土藏を存す。末社に稻荷神社・愛宕神社あり。氏地は本地一圃にして、祭日は十二月十二日なり。

西教寺は字上垣内にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は九拾四坪を有し、本堂・庫裏・廊下を存す。

高塚

攝津志には高塚ありと記すれども、今其の所在は定かならず。

本地は慶安二年七月永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第一區一番組に入り、同八年四月三十日第九大區一小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて第九大區一小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十八日第六分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字成合

本地は古來島上郡に屬し、成合村と稱す。一に櫻村又は金龍寺村等の名あり。其の金龍寺村といへるは金龍寺のあるに依り、櫻村といへるは能因櫻のあるに因めるものなるべし。三面に山を負ひ、南方漸く開け、松尾川の上流たる西川は西より南を繞り、柳街道は中央を貫通せり。

春日神社

春日神社は字宮浦にあり、天兒屋根命・經津主命・天照大神を祀れり。社記に依れば、御神體は往時兵庫浦に浮び出で給ひしを、岩・日下部の兩氏供奉し來りて鷹取山の山嶺なる瑞光石に鎮祭したるもの、是れ當社の創始なり。其の後一夜の内に忽然として樹木生せしかば、不植林と呼ばれ、神勅に依りて其の林地に遷座し奉りしは、即ち現在の社地是れなり。往時は社頭壯麗を極め、神田を有し、神事を共にするもの七十五ヶ村の多きに及びて、祭禮は美々敷行はれ、社側に悉檀寺といへる宮寺もありしが、元龜年中高槻城主高山右近の暴火に罹りて悉く灰燼と化しければ、其の後金龍寺の僧及び氏子に依りて再建せらる、即ち現在の社殿等是れなり。文祿年間奉行山岡恕軒は米五石五斗を寄せ、元和の頃高槻城主松平紀伊守も米貳石を寄せたりしが、其の後同城主岡部美濃守及び永井備前守も、舊例を案じ、供米若干を附して明治の初年に至るまで繼續せり。同五年村社に列し、同四十二年八月十六日神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十三年八月二日字中垣外の無格社樫下神社(不詳)を合併して

末社とす。境内は四百七拾貳坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・御供所・社務所を存す。末社に國常立命社・若宮神社・岩尾神社・今宮神社・藤森神社・大井神社・蛭子神社あり。氏地は前記天正燒失後の混亂に依りて離散し、本地及び安滿・古曾部の三ヶ村にて祭祀を爲し來りしも、今は本地のみとなる。今も岩・日下部兩氏の子孫祭祀行事の任に當れるは、鎮祭當時の遺風に依れるものならん。例祭は五月八日なり。而して社頭は前記の如く不植林と呼ばれし所にして、高さ貳尺・南北壹間半・東西五間半の封土を自然石にて圍み、樅木多く繁茂して藤蔓の之に纏へるは、其の遺影を今に残せるものなりといふ。又瑞光石は當社の東北貳拾町許りなる鷹取山にあり、俗に「岩神さん」又は「光り石」「燈明石」とも稱せり。當社最初の鎮座地にして今より百年前に燈籠を建設し、毎年此の石に七五三繩を掛替へて獻燈するを例とせり。

金龍寺

金龍寺は字内供谷にあり、遼返山紫雲院と號し、天台宗延曆寺塔中安樂院末にして普賢菩薩を本尊とし、左に梵天王・右に帝釋天を安置せり。寺傳にいふ、桓武天皇の延曆九年參議阿部是雄の草創にして、安滿寺と稱し、坊舎十九宇を有せる宏壯なる精舎なりしが、一百餘年を経て村上天皇の康保元年僧千觀内供、再營して金龍寺と改稱せり。降て天正年中高槻城主高山友祥の織田信長と戰ふに當り、兵燹に罹りて堂宇は空しく焦土と化し、本尊並に開山千觀内供の像のみ智光坊宗俊といへる者に負ひ出されて、纒に災を免るゝを得たり。文祿年中に至り寺の由緒を豊臣秀吉に上申して再興を請ひしに、

遼返池

秀吉は深く歸依して直に之を再建し、且若干の林地を寄附せられしも、竟に昔日の偉觀に復する能はず、坊舎みな退轉せり。慶長七年豊臣秀頼は參拾四石餘の朱印を與へて梵厨の費に充て、徳川氏に至りても舊の如くなりしが、明治の初年に至りて上地せり。境内は壹千五百九拾八坪を有し、本堂・庫裏・書院・經藏・鐘樓・藥醫門及び辨天堂・開山堂を存す。鐘樓の下に遼返池あり、一小池なれども中に辨財天を安じ、金龍昇天の靈址と傳へ、一に金龍池といへり。古詠あり。

夫 木 憂き世にはありへん事も遼返のいけらんとたに思ひやはする 和泉式部  
五 葉 春かせに今に氷もたまさかの池のおもてはさゝなみそ打つ 藤原家隆

能因櫻

鐘樓の側に能因櫻あり、能因法師古曾部に住して屢此に遊び、曾て春を惜みて歌を詠せし樹なりといひ、老樹は已に枯れたるも、根元より再び幹を出して生育せり。花は山櫻の如くにして白辨なり。其の將に開かんとするや、花葉長く秀で、恰も象の鼻に似たり、里俗は普賢櫻と呼び、鐘樓には能因法師の像を安置せり。又堂後の高所に千觀内供の墳あり、十數坪なる坦地の中央に石壇を設け、上に六角形の高さ參尺五寸の碑を置きて、之に「千觀尊者墳」の五字を鐫し、紫苔石を蝕して古色掬すべし。千觀は中納言公頼の二男相模守敏貞の長男なり。少うして僧となり、初の三井寺にありて密顯二法に學びしも、官寺の權豪なるを厭ひ、出で、四方に行き、嘗て箕面寺に詣で、北方に紫雲の巖巖たるを看て、竟に此に來れり。時に此の地の小池より金色の瑞氣昇りしかば、因りて池畔に草庵を結び

て居を下し、以て當寺を再建せり。紫雲院の號は實に是れより起り、後復た池より龍女現れしかば寺名を改めて金龍寺とせり。池は即ち前記の遷返池なり。内供は當寺にありて時々山崎渡に出で、馬夫となりて行旅を惠みしといふ。性慈順にして面に曠色なく、常に微笑を含めるを以て、人呼びて笑佛といへり。嘗て山に雪深くして樹梢を没し、溪水凍りて笈聲絶え、人跡稀にして山房の寂寥いはん方なかりしかば、左の一首を詠じて初句は終に山號となれり。永觀元年十二月十三日六十六歳を以て入寂し、此の地に葬れり。寺境は高地にあり、一山縈紆して堂宇を繞り、南方に開けて眺闢廣く、高槻市街及び幾多の部落は脚下に錯落し、遠くは河州の風煙を瞰むるを得べし。櫻樹多きを以て花時は老若男女群集し、歡聲笑話紅雲の中に湧けり。寺寶中泥紙縁起書壹卷・深草元政筆能因法師傳壹卷・宗王謬筆山水樓閣圖壹幅・子昂筆壽仙圖壹幅・傳巨勢金岡筆二十五菩薩壹枚・傳千觀内供筆壹幅・同作普賢菩薩座像・傳安阿彌作地藏像・傳運慶作毘沙門天立像及び唐竹の花生・釜鐵鬼面の風爐等は逸品にして、其の他木像・繪畫等極めて多し。

日本紀略

村上天皇康保四年十月廿四日己卯、詔贈故從三位藤原盛子正一位、天皇外祖母九條右大臣室也、宣命使民部大輔行正、率局史生一人向金龍寺、

本朝無題詩

夏日於攝州山寺即事  
時々此地有留連 尋到寺門思慨然 西繞芥河護似帶 南歌柴島小於拳 當窓斜竹纒遮日 殘砌短松不記年

藤原茂明

境際摩訶人事少 素心寂靜禮金仙

續古今

たまさかに見るたに淋し世の常の雪のみ山を思ひこそすれ

千

觀

釜 飯 岩  
美 人 塚  
淺 茅 ケ 原

千 人 塚

金龍寺より下れる坂路の側に釜飯岩あり、其の形に依りて呼びなせるの稱ならん、攝陽群談にも載せらる。又山下の登口に美人塚あり、其の附近は古淺茅原と稱せし所なるべし。里諺に依れば、能因法師の曾て金龍寺に詣でしとき、偶此の淺茅原に美人の死せるを見て左の一首を詠じけるに、屍動きて頭をもたげ嫣然一笑して復た故の如くに倒る、法師因りて屍を此に葬り、且石を建て、厚く之を弔ひしは即ち此の美人塚にして、石は今に存せり。又千人塚といへるは部落南端なる檜尾川の西部耕地内にあり、高さ壹間半・東西七間・南北拾參間の封土にして、萱茨蕃茂せるが中に一株の老櫻あり。傍に高さ參尺・幅貳尺五寸の自然石の碑を建て、「奉供養聖一千人宿願成就」と題し、傍に寛文九年淨法妙有敬白と刻し、苔蘚附着したりしが、大正二年の春耕作上の都合に依りて、地主は之を田側の堤上に移せり。淨法は本地小野半兵衛の法名なり、深く佛法を信じ、僧千人を宿せしめて後世を祈り、該碑は其の満願の時に建てしものなりといふ。

淺茅原まとも黒髪きのふまで誰か手枕の上に置きけん

能因法師

四 王 寺

西王寺は字九頭神にあり、古道山淨土院と號し、淨土宗鎮西派阿彌陀院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十三年玉印の開創なり。嘉永三年十三世舜覺檀家の協力に依りて再建せり。境内は壹百四拾

七坪を有し、本堂兼庫裏・鐘樓堂・藥醫門を存す。

阿彌陀寺は字西カイトにあり、光明山攝取院と號し、淨土宗鎮西派妙嚴院末にして阿彌陀如來を本尊とす。慶長元年昌林の開創なり、安永九年九世寛善檀家の協力を得て再建せり。境内は壹百八拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和三年松平紀伊守家信の領地となり、寛永十年岡部美濃守宣勝の領地に移り、同十七年松平若狭守康信の領地に轉じ、慶安二年永井日向守直清の領地となり、村高參百拾九石九斗六升九合の内、貳百八拾五石六斗參升九合は同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又其の參拾四石參斗參升は慶長七年より金龍寺の領地となり、同寺相傳し、明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、同七月北司農局に屬し、同二年一月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第一區九番組に入り、同八年四月三十日第九大區一小區九番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區一小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第十二分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第七戶長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字別所

本地は古來島上郡に屬し、磐手里と呼びしが、後分れて安滿村・下村・別所村の三ヶ村となれり、本地は其の一なり。

花之井は西方字森之内中西惣太郎氏の庭前にあり、方四尺・深さ尺許にして、卷石を以て土崩を防げり。古は寒暑に涸れず、甚だ清冽なりしといへども、今は常に用ひざるを以て濁れり。一に能因井と呼び、又山下水の名あり、蓋し能因法師の左の詠に因れりと傳ふ。其の傍に一碑あり、天和二年領主麾下樋口久左衛門の建てし所にして、碑銘は村田貞軒の撰なり。

新古今

あしひきの山下水に影見れば眉しるたへにわれ老にけり

能因法師

夢宅和歌集

古曾部なる能因法師の影みし花の井にて

桃澤夢宅

山水に映れる影をいにしへの人の影とも思ひける哉

寶泉寺は字垣の内にあり、擁龍山竹林院と號し、時宗遊行派清淨光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。建治二年遊行元祖一遍上人の弟子知得の開基なり。然るに寺領なかりしを以て中絶し、元祿八年二月遊行四十四世尊通上人巡國の節之を再建し、維持の爲めに田地を買得して寄附せり。境内は參百八拾坪を有し、本堂兼庫裏のみを存す。

本覺寺は字風呂下にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。道永なるもの慶長十二年十月本願寺准如法王の直弟となり、檀家の協力を得て創建せし所なり。境内は壹百貳拾七坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は徳川氏の初めより麾下樋口久左衛門の采地となり、同氏世襲して同久左衛門に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第四十一區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、同十七年七月一日第九戸長役場の管理區域となりたるの外は、大字成合に同じ。

### 大字安滿

本地は古來島上郡に屬し、磐手里と呼びしが、後分れて安滿村・別所村・下村の三ヶ村となれり。本地は其の一にして、安滿の稱は安滿寺の塔中なりしより起れりといふ。出郷に新町といへるあり。また田圃中の小字に九の坪あり、大字下の二の坪と共に條里制當時の遺稱ならん。

新勅撰 見ぬ人にかゝ語らん口なしのいはての里の山吹のはな 讀人しらす  
夫 木 誰れをともしはての野への花薄招きにまれく秋のゆふ暮 讀人しらす

磐手行宮の址は西北なる紅茸山の南麓にあり、檜尾川に蒞み、東西拾五間・南北貳拾間・周圍七拾間にして、今に御所屋敷と呼ぶ。傳へて後鳥羽上皇の行宮を設け給ひし所なりといふ。喬松盤舞し、斷礎なほ其の下に存在せり。

磐手杜神社は同行宮の東南にあり、もと安滿神社と呼び、後春日神社と稱し來りしが、明治四十四年五月六日今の社名に改む、祭神は武甕槌命・天兒屋根命・齋主神・姫大神なり。社記に依れば、天智天皇の五年大織冠鎌足の願に依りて勸請せし所なりといふ。後鳥羽上皇の此の地に行幸ありし頃は、社頭最も輪奐を極めたりしが、天正年中高山友祥の焼く所となりて、社殿初め神寶舊記等悉く烏有と化し、神官彌五郎神靈及び神輿・神器の一部を携へて山崎の寶寺に隠し、僅に其の災を免れ、元和八年三月四日鈴木傳右衛門・鍛冶甚兵衛の二人を願人と爲し、大工岡島勘助・藤原信清をして社殿を造營せしめ、後、高槻城主は供米を寄せて明治の初年に至りしが、同五年村社に列し、同四十三年四月二十二日大字下字檜尾山の村社春日神社(武甕槌命・天兒屋根命)、同年五月三十日大字別所字雲峰山の同雲峰神社(安閑)を合祀し、同四十四年十月神饌幣帛料供進社に指定せられ、大正三年十月八日本地字千觀の無格社千觀神社(不詳)、同大將軍社(八衢比古命・同比賣命)を境内に移轉せり。合祀社中の雲峰神社は、白鳳年中役小角の當國に來りしとき、峰に白雲の立登るを遙に見て、山峰に安閑天皇を祀り、雲峰山藏王權現と崇め奉りしもの其の初めなりと傳へ、文祿・慶長の頃樋口石見守は靈威に感じて社殿を再建



磐手の森

し、明治元年神佛分離に依りて靈峰神社となれり。又春日神社は其の社傳に依れば、建久六年四月七日西行法師參詣して逗留しけるに、八日の神事に際して「氏人も今日や勇めん心なり心春日の神祭せは」と詠じ、同九日座衆社參して神葉を奉納しければ、復た「治まれる色も變らし代々かけて神に手向くる今日の神葉」と詠じて奉納し、後鳥羽天皇は同年九月同社に行幸、翌七年三月再び御幸あらせられて御太刀を奉納あらせられしといふ。社域は檜尾川に蒞み、安満山を負ひ、壹千拾七坪にして、本殿・拜殿・神樂殿・神輿庫・神器庫・社務所等相並び、末社に市杵島神社・稻荷神社あり。又夜啼石あり、高槻城主永井近江守の老臣長田文八郎曾て社頭に參し、奇石を認めて之を城下なる自己の庭園内に運び置きたるに、毎夜「あまへいの」との啼聲ありければ、其の靈石たるを知りて再び社頭に返したるより此の名ありと。例祭は五月八日にして神輿の渡御あり。又一月十五日には管粥占の神事ありて豊凶を下し、二月節分の日には豆焼の神事あり。氏地は本地及び大字下・同別所なり。而して社頭の森は有名なる古の磐手の森にして、古詠あり。

- 夫 木 しばしとも磐手の杜の紅葉は色に出てこそ人をとめけれ 源 頼 綱
- 拾 玉 思へとも磐手の杜のほと、きす昔に似たり聲になれては 慈 鎮
- 續 千載 おもふこといはての杜の紅葉に忍ふる色の深きとをなれ 津 守 國 基
- 同 おもひかれ心ひとつに苦しきは人にいはての杜のしめ縄 藤 原 爲 方

淨誓寺

淨誓寺は字安閑田にあり、安満山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺記に依れば、安満了願の開基なり。了願は橘正玄の三男楠正頼にして、觀應元年本願寺三世覺明法主に歸依し、剃髮して其の直弟となり、姓を阿間と改め、了願と法名せり。境内は五百八拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓堂・太鼓樓・土藏・藥醫門を存す。

- 長 吏 塚
- 荒 塚
- 百 穴
- 千 觀 森

長吏塚は西國街道の北にあり、方壹間の封土にして芝草を生じ、一にうなぎ塚と呼べり。又荒塚は紅茸山の林中にあり、高さ壹丈・廣さ壹畝許の封土なり。又磐手行宮址附近より大字下の山林中に亘りて俗に百穴と呼べるあり、百穴といつるは其の多きをいへるものにて、今里人の知れるものは拾ヶ所許なり。其の形は入口狭く、上部左右は大石にて組み、内部は廣さ貳疊敷以上に及べるものあり。又千觀森といへるは磐手池の側にあり、里俗には千觀内供の舊接地なりと傳へ、大字成台春日神社の舊記にも、僧千觀の金龍寺寺内に住するまでの間に居住せし所なりとせり。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同五年松平紀伊守家信の領地に移り、寛永十三年岡部美濃守宣勝の領地に轉じ、同十七年松平若狹守康信の領地に換り、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第二區一番組に入り、同八年四月三十日第九大區二小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區二小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第十分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字下

本地は古來島上郡に屬し、磐手里と呼びしが、後分れて下村・安滿村・別所村の三ヶ村となれり、本地は其の一なり。一に上郷下村の名あり。

大泉寺は字溝口にあり、眞法山と號し、淨土宗鎮西派阿彌陀院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永二年三月清譽の開創なり。境内は壹百五拾坪を有し、本堂兼庫裏・門を存す。

瑞應寺は同字にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人淨祐なるもの、正徳二年

大泉寺

瑞應寺

法照寺

四月本願寺寂如法主の直弟となり、檀家の協力を得て創立せり。境内は壹百參拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。

法照寺は字宮の前にあり、富松山と號し、日蓮宗妙覺寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。寛永五年長田重氏なるもの日乘上人に歸依して創立し、寛政十年日誠之を再建せり。境内は七百九拾八坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・鐘樓堂を存す。外に妙見堂あり。

鏡井及び小井は同字にあり、共に冷泉にして、攝津志にも載せられ、淨水滾々として四時涸渇することなし。

下村堡の址は檜尾川の北にあり、疆域及び緣由は詳ならず、もと古碑を存せしも、官設鐵道の敷設に際し、土を此に採られて埋没し、其の所在明ならざるに至りしは惜むべし。當時土中より古劍を得たりといふ。

妙法塚は西南字キベの耕地中にあり、一に姫塚とも呼べり。封土の高さ貳尺五寸・周圍六尺にして茅茨蕃茂せり。古記傳説共になし。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字安滿に同じ。

妙法塚

下村堡の址

小鏡井

### 大字古曾部

本地は古來島上郡に屬し、社戸村と呼びしが、後文字を改めて古曾部村と稱す。字地に晝神といへるあり、攝津志村里の條に「晝神、田邊・古曾部二村出戸」と記せるものは是れにして、今も兩地の出郷なり。西北に山を負ひ、東南は曠野相連り、西國街道は東西に通じ、其の西國街道より高槻町に通ずる道路は之を八町松原と呼ぶる、其の長さの八町あるに依れり。老松は道の兩側に偃蹇盤舞して、遠く之を望めば天橋の勝を眺むるの觀を爲し、永井氏の高槻城造營の後に開きて植ゑしものなりと傳ふ。又同街道より本地部落に通ずる道路の分岐點に三枚橋と呼べるあり、口碑に依れば、昔山姥の來りて一夜に架設したるものなりと傳へ、もと大なる三枚の自然石より成れるを以て此の名ありしが、今は架換せられて木橋となる。

八町松原

三枚橋

日吉神社

日吉神社は字宮山にあり、大山咋命・天照皇大神・住吉大神を祀れり。創建の年月は詳ならず。傳説に依れば、天武天皇十二年甲申詔ありて祭りしものなりといひ、又口碑に依れば、天正元年七月荒木村重芥川城を陥れて織田信長に謁し、信長其の功を賞して攝津守に任じ、攝津十三郡を領せしむ。依て荒木村重は此の地に正倉を創立し、近江國滋賀郡日吉神社の分靈を勸請して祀り、九月十八日を以て祭典を執行せしもの當社の起原なりと。社は慶長十九年正月十一日に再建せられ、元和五年十

二月廿五日高槻城主松平紀伊守家信社領貳石を寄附し、祭典の折には乘馬を獻するを例とし、寛永十三年九月二十日同城主岡部美濃守宣勝・同十七年松平若狭守康信・慶安四年正月同城主永井日向守直清は、皆前例に依りて社領貳石を寄附し、祭典に乗馬を獻じて變更なく、以て明治後の廢藩に至る。社名はもと三王權現と稱せしが、後日吉神社と改められ、明治五年村社に列せらる。境内は參百八拾五坪を有し、本殿は神明造檜皮葺にして彩色を施され、前記慶長の古建築なり。其の他拜殿・御供所・社務所を存し、末社に市杵島神社あり。氏は本地にして、祭日は五月八日なり。

伊勢寺

伊勢寺は伊勢寺山にあり、象王山と號し、曹洞宗總持寺末にして觀世音を本尊とす。寺記に依れば、平安朝に於ける名譽の歌人伊勢の幽棲せし所にして、其の山里の櫻花の詠も此の地の櫻花に對して成り、其の死するに及びて建立せしもの即ち當寺なり。伊勢は大職冠鎌足九世の孫、式部大丞兼木工頭藤原繼蔭の女にして、繼蔭の伊勢に守たりしときに生れしを以て此の名あり。宇多天皇の東宮に在ます時、入りて御息所となり、博覽多識にして和歌を能くし、天皇晏駕の後遁れて此に幽棲せしが、寛平三年十一月二十一日を以て卒するに及び、其の草庵を寺と爲して天台宗に屬せしも、降て天正年中に至り高山友祥の兵燹に罹り、寛永年中僧宗永再建して曹洞宗に轉じ、特に總持寺の蕉石を請じて中興の開山と爲し、且伊勢の祠堂を造れり。後、慶安四年高槻城主永井日向守直清は廟碑を建設せり、碑文は林羅山の撰なり。境内は貳百拾四坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓・土藏の外、位牌堂・地

藏堂・祖師堂・中興堂・伊勢堂を存し、高燥の域にあるを以て、磐手・高槻・大冠・五領の里落より澱江を隔て、北河の翠黛を望見し、風光の美しいべからず。寺寶に傳伊勢所持の古硯壹箇・同古鏡壹面・深草元政作並書の縁起壹卷等あり。

古今

見る人もなき山里の櫻花ほかの散なん後そさかまし

伊勢

名におふ此伊勢寺は、その人雲の上の遊ひをなん厭ひ通れ給ひて、此山里に閑居をしめ、

終には身まかり給ひしふるき跡なればにや、殊更たつれ詣待りて

洞上沙門寂本雙水月

しとふさよ玉の壺もいとひきて光をこゝにかくすこゝろを

寫しとめし繪姿を見侍りて

同

うつし繪になほも昔のしのはれてぬますの人にあふこゝちする

遊伊勢寺

僧元政

遊來伊勢寺

佳境絶風塵 梅影知何水 櫻花未改春 塔留奇石舊 碑刻好文新 一鏡清如月 至今照古人

攝津伊勢寺碑銘

攝津高槻城主永井日向守大江直清、來武城時有言曰、吾采地本州島上郡伊勢寺者、俗傳伊勢舊栖也、有祠有塔、然古記已失而不可知也、寺傍有村號古曾部、其南庭有櫻曰伊勢櫻、人與花其名相稱乎、頃得一古鏡于土中、安知其不爲掩蓋中之秘哉、按伊勢者大織冠九世之孫、式部大丞兼木工頭藤原繼隆之女也、繼隆經歷伊勢大和薩摩隱岐之任、當其爲伊勢守時誕之、故號曰伊勢、初仕宇多帝中宮溫子、所謂七條后昭宣公之女是也、一日帝見其美、召而幸之、生行明親王、因爲御息所、醍醐帝幸行明以爲子、任上總

太守、階主一品、伊勢倭歌、時人稱與野恒・貫之等相上下焉、曾記在五中將事魏之伊勢物語、行於世以爲詞花之麗麗、宇多帝殿履、在亭于院、伊勢山宮而居桂里、然出入後院中、或應命以獻歌、或自詠以捧之、醍醐帝皇子着袴之時、有婦人停車見山櫻之畫屏、詞使藤原少將伊衡、就伊勢題其詠歌、伊衡歸奏之、乃嘉之、勅小野道風書其歌于屏上、七條后崩後伊勢臣倭歌以哀悼之、聞者皆悲其不忘本也、其平生之詠歌若干輯之爲冊、號伊勢集、今住持僧示永有遺蹟懷德之志、而欲刻其事于石、蓋取綺語之業爲佛乘之讚、是白香山之遺意也、倭歌者綺語也、願余爲之碑、夫古之婦人有碑也、我邦蓋有之乎、中華多殿于古今之文集、就中曹娥饒娥之孝也、漂水貞女之節也、皆有碑、今伊勢以倭歌有碑乎、古人曰、倭歌 寫二南之風、其詩本善事父世、則倭歌亦宜然、所謂化人倫和夫婦、豈外求乎、若夫浮屠之說非所云々也、不得已而爲之銘、銘曰、

千古佳麗 名曰伊勢 廿七條后 侍宇多帝 花晨月夕 風前草際 一心省躬 六義應制 行明因緣  
小町異世 將復其衣 無感我悅

慶安四年月 日

林羅山

乾性寺

乾性寺は字加賀山にあり、加賀山と號し、日蓮宗法華寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。元和五年日進上人の開創なり。境内は貳百四拾七坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・藥醫門を存す。外に鎮守堂あり。

速徳寺

速徳寺は字宮の馬場にあり、攝取山と號し、眞宗本願寺派慈明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基道誓は本願寺證如法主の直弟となりて、天正二年當寺を創建し、弘化二年四月堂宇悉く焼失しければ、同年八月檀家協力して今の本堂・庫裏を再建せり。境内は貳百五拾貳坪なり。

第三篇 國郡市町村志

第一章

攝津國

第四節

三島郡 磐手村

七二九

淨教寺

淨教寺は同字にあり、光月山と號し、眞宗本願寺派淨誓寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。中興宗圓本願寺准如法主の直弟となり、寛永七年檀家の協力を得て再建せり。境内は貳百八拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。

能因法師の墳

能因法師の墳は中央字塚の脇にあり、封土の高さ壹間・東西九間・南北拾四間にして、面積壹百貳拾坪許り、老櫨一株蒼鬱として藤花之に纏へり。樹下に一碑あり、高さ四尺六寸・幅壹尺六寸、慶安二年高槻城主永井日向守直清の建てし所にして、碑銘は林羅山の撰なり。法師は平安朝有数の歌人にして、其の晩年此に幽棲せしが、兵部大輔大江公資の五條東洞院の家の庭に櫻の大樹ありけるを、毎年花盛になれば此の地より入洛し、公資の家に宿して其の花を賞せしといふ。古曾部入道と稱し、遂に此の地に卒れり。其の舊棲地といへるは東方なる舊松林庵にして、伊勢寺之を統べ、庵室連綿として來りしが、明治六年に至り庵號廢絶せり。我が宿の作は同庵にありての作なりと。

後拾遺

津の國古曾部と云ふ所にてよめる

能因

我が宿の櫓の夏になるときは生駒の山そ見えすなりける

同

對馬の守になりてまかり下りけるに、津の國のほとり能因法師が許へつかはしける

命あらは今かへりこん津の國の難波堀江の蘆のうら葉に 大江 嘉定

新古今

大江嘉定對馬守になりて下るとて、難波堀江のあしのうら葉にと詠みて下り侍りける程に、

國にて亡くなりけると聞きて

能因

あはれ人けふの命を知らませば難波のあしに契らさらまし

詞

花

ひたふるに山田もる身となりぬればわれのみ人を驚かす哉

同

千載

時鳥かたらふ聲を聞きしより蘆のしのやにえこそ寝られぬ

同

葦草紙 能因は古曾部より毎年花盛に上洛して宿大江公資か五條東洞院家に宿す、

碑銘

林羅山

能因法師者、左大臣橘諸兄十代之孫也、本名永愷、父曰肥後守元愷、永愷補文章生、號肥後進士、後遷世以名能因、號古曾部入道、善和歌、此道昔無師弟、至能因初以長爲師、果然否、嘗有秋風白河關之詞、世以爲美談、兵部大輔大江公資東洞院宅庭有大櫻樹、每年能因自古曾部入洛、往玩其花、花亦依人而其名彌顯、後冷泉院永承四年禁裡歌合時、能因獻和歌、有三室山楓籠田川錦之句、不亦榮乎、其餘詠歌繁多不可枚舉也、攝津城邊有其舊蹟、今略書其姓名、以傳于後世云、

慶安三年春三月 日

日向守大江姓永井氏直清書

能因櫻

能因櫻といへるは能因法師の墳墓より半町許北なる耕地の畔にあり。同法師が春夕金龍寺に詣でし時、之を賞して歸ることを忘れたる、有名なる「入相の鐘」の歌を詠せし櫻なりといふ。現在の樹は再植せし稚樹なれども、地上數幹を出し、高さ貳丈許り、花は八辨にして艶麗なり。然れども金龍寺にも同じく能因櫻といへるものあれば、其の何れの正なるかは明ならず。其の地は文塚と呼び、同法師の將に死せんとするに及び、詠稿の悉くを埋めし所なりと傳ふ。又數十歩を隔て、山麓に一古井あり、

文塚

不老井

不老井と稱し、法師の煎茶に用ひしものなりと傳へ、寒冽にして茶に適し、其の名遠近に喧傳して、普く茶客の知る所なり。

新古今

山里にまかりてよみ侍りける

能因

山里の春の夕暮来て見れば入相の鐘に花を散りける

功德水は西國街道より本地部落に通ずる道路筋にあり、今は橋梁を以て其の上部を覆はる。所傳に依れば、慶安五年の夏大に旱し、農民之を苦みて氏神に降雨を祈りけるに、七月十二日の曉天大地鳴動して俄然清水湧出し、城内七百石の耕地に溉ぎ、剩水は高槻町の領内に及び、農民爲めに愁眉を開きしが、越えて十九日の早旦泉中に一軀の古木辨財天像出現しければ、稀有の奇瑞なりとて其の傍に小祠を營みて安置したるに、其の日の夜半に至りて再び大雨あり、しかも其の降雨は城内のみに止まりて他村領に及ばざりしかば、いよく之を奇とせり。然るに本地より西北一里許なる今の清水村大字原の岩井谷にも辨天水といへる靈泉あり、傍に辨財天の小祠あるを以て此の名あり、當時の神職兄弟常に不敬の事ども多かりしが、當泉涌出の前日なる七月十一日の夜、岩井谷大に鳴動し、一道の黒雲帛を曳くが如くにして東南に向ひて去りければ、人々奇異の思を爲したるに、翌十二日の曉に至りて辨天水の水量半減せり。依て神職は辨天祠に詣て扉を開きて之を見たるに、靈像見えなかりければ、恐懼措く能はず、其の備祠前にありて祈願十三日に亘りしも遂に復座なし。日を経て兩村の事情相通す

七塚

るに及び、是れ全く岩井谷を去りて本地に遷り給ひ、從て岩井谷の水涸れて本地に湧出せしものなること知れ、林道春は爲めに其の顛末を記して、邑の土井氏之を所藏せりといふ。水は功德水と稱せられて、里民は其の靈徳を仰ぎ、今も盛に噴出して附近の耕地を灌溉せり。辨財天の小祠は長く其の傍にありしが、明治十年の頃氏神日吉神社に合併せられて址は耕地となる。

古來七塚と稱し、已記せる伊勢の墓・能因塚・文塚の外に、中將塚・鷲塚・平塚・車塚等を存せしが、鷲塚・平塚は已に其の形を失ひて字地に其の名を存し、車塚は其のありし所だも定かならず。中將塚は西北山間にあり、高さ參間・周圍五拾間の封土にして稚松叢生せり。口碑に依れば、在原業平の墓なりといひ、林道春・廣瀬旭莊も詩に文に作り、又深草元政も伊勢寺記中に之を誌せり。

在中將墓其西有美人山

旭莊

來弔當年中將墳

曾欽詞藻獨超群

擊碑牛觸春苔剝

斬木客過秋徑分

皆道馬椰尤好色

誰知劉向本忠君

仙魂紛綸遊何處

一片美人山上雲

古曾部燒

古曾部燒は本地の名産なり、創始の年代は詳ならざれども、能因法師の手づから土塊を採り、手扶にて土器を造り、以て老後の娛樂と爲せしものは其の濫觴なりと傳ふ。法師歿して其の業中絶し、光格天皇の寛政三年に至り、五十嵐信平なる者之を再興し、漸次製法に改良を加へて大に畫策し、尙未だ世に多く歡迎せられざりしが、其の子信平業を継ぎ、先代の遺志を承けて苦心經營し、百方改良

の策を講ずるに及び漸く需用増進し、聲價次第に高まり、同人歿して其の子信平更に能く其の業を研究し、嶄新の器物を製出しければ、古曾部焼の名は大に歓迎せらる。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同五年松平紀伊守信政の領地に移り、寛永十三年岡部美濃守宣勝の領地に轉じ、同十七年松平若狭守康信の領地に換り、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月土地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第二區八番組に入り、同八年四月三十日第九大區二小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區二小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第十二分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	石高	町村制施行		大正元年五月一日	
			町村制施行	町村制施行	大正元年五月一日	大正九年十月一日
川久保	石	七、九〇〇	一、三〇三	一、五八五	二、〇八	
成合	石	三九、九六九	一、六九五	二、三六五	五、六三	
別所	石	一四、一〇〇	一、〇七一	一、〇六四	九三	
安満	石	五、二七〇	八、〇三三	一、五三七	四九〇	

古曾部	町村制施行		大正元年五月一日	
	町村制施行	町村制施行	大正元年五月一日	大正九年十月一日
下	二、八〇〇	一、九	六、七五二	二、三
計	八五、〇〇〇	一、〇一〇	一〇〇、七〇五	一、〇一〇

### 第五項 清水村

本村は明治二十二年四月一日の町村制施行に際し、眞上村・服部村・原村・萩谷村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は河水所々に潭を爲し、玲瓏鏡面の如くなるに依り、其の意を探りて清水村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて島上郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬す。

### 大字眞上

本地は古來島上郡に屬し、もと白髮郷と呼びしが、後眞髮郷と改め、後復た眞上郷に作り、郷名廢し眞上莊の名あり、後眞上村と稱す。字地に光徳寺といへるあり、攝津志村里の條に「眞上屬邑」と記せるは、此の字地を指せるものならん。郷名の眞上は和名抄に「島上郡眞上郷」と載せ、其の

白髮郷を眞髮郷に改めしは、續日本紀桓武天皇延暦四年五月丁酉の詔に、「臣子之禮必避君諱、比者先帝御名及朕之諱、公私觸犯猶不忍聞、自今以後宜並改避 於是改姓白髮部爲眞髮部、山部爲山」と見ゆれば此の時なるべし。白髮部の改まりし眞髮部は、姓氏錄右京皇別に「眞髮部、稚武彥命男吉備武彥命之後也」と見ゆるものは是れにして、本地は同白髮部氏即ち眞髮部氏の居りし所にして、舊郷名も其れに因みて起りしならん。

笠森神社

笠森神社は宇笠森にあり、今は宇賀御魂神を祀れるも、原翁隨筆には稚武彥命と鴨田命の二座なりと記すれば、今の祭神は後の勸請にして、昔は稚武彥命及び鴨別命を祀りしものなるべし。稚武彥命は笠朝臣の祖にして、鴨別命は復笠臣の祖なり。其の社名に笠の字を冠せるは此の笠氏に因り。笠氏は共に眞髮氏と同祖なり、即ち姓氏錄右京皇別に「笠朝臣、孝靈天皇皇子稚武彥命之後也、應神天皇巡幸吉備國登加佐米山之時、飄風吹放御笠、天皇怪之、鴨別命言、神祇欲奉天皇故其狀爾、天皇欲知其眞僞令獵其山所得甚多、天皇大悅賜名賀佐」と見え、「笠臣、笠朝臣同祖、稚武彥命孫鴨別命之後也」と見ゆるものは是れにして、此の地に住せし笠氏の其の祖神を祀りしものなるべし、文和年間領主に眞上虎才丸あり、南朝の武士なり、特に當社を崇敬せりといふ、また其の祖神たるに依りしならん。境内は壹百五拾六坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に天照大神外三座社・大將軍外二座社あれども、無格社なり。

年足神社

年足神社は北方酒垂山の荒神塚にあり、無格社にして石川年足を祀れり。文政三年正月朔、本地の閑族田中六右衛門山崩れて土石の室内に墜落すと夢みて、翌朝後山に登りて見しに、塚上陥落せること一尺餘なりければ、怪みて之を穿ちしに、二重の古石棺ありて函中に青鏞の銅牌と古劔とを得たり。函は即ち年足の棺と共に埋藏せられたるものにして、牌には左の墓誌を刻しありしかば、同年七月十一日領主永井飛彈守の目附役長田權七郎・小倉藤左衛門檢分し、銅牌は取上げとなりたりしも、明治三年二月永井家より田中録十郎に下付せられ、録十郎は同年四月笠森神社の祠官中村資成に謀り小祠を建て、年足の靈を祀りしもの即ち當社なり。社域は五拾坪、祠は壹間四方の瓦葺にして、前に一碑を置きて荒神塚の三字を題せり。而して墓誌に白髮郷とあるは、年足の死は、白髮部を眞髮部に改めし延暦四年の詔より二十四年前なればなり。牌は明治四十四年四月十七日國寶となる。

墓誌

武内宿禰命子、宗我石川宿禰命十世孫、從三位左大辨石川石足朝臣長子、御史大夫正三位兼行神祇四年足朝臣、當平城宮御宇天皇之世、天平寶字六歲次壬寅九月丙子朔乙巳、春秋七十有五、薨于京宅、以十二月乙卯壬申、葬于攝津國島上郡白髮郷酒垂山墓、禮也儀形百代冠、蓋千年夜壑荒寂、松柏含煙、嗚呼哀哉、

遊京漫錄

石川年足朝臣の墓誌の金牌より出てしは三月十五日(文政)のとなりけり、おのれ難波に在りしほとなりしに、難波にてたれ知れるものもなかりき、(中略)四月廿七日高尾川へのほりし日難波かといひ來りしに、おのれあらぬ程なりければ、懐かみに此墓誌の文かきて、文中に疑はしきこととしし出て、おのれか思ふ所も問はまほしきを、一日二日の中に又も訪ひ來



なましと云ひ置きて歸りぬ、(中)廿九日の夕暮いとまを得て詮を訪ひて、まつ牌の事を問ふに、詮くはしく語りかするやう、攝津國島上部白髮郷といふは阿久刀神社の北に方れり、こゝに芥川といふもありて、川を渡りて甘阿ばかり行けば、古曾部とて能因法師の住みしあと所なり、そこに光徳寺といふ寺ありて、やがて光徳寺村といふ、村長田(六右衛門)はいく代も重ねてこゝに住めるものなり、六右衛門が垣内にいさゝかの岡山ありて、岡のつきばに一本の松おひたり、いつの世にか云ひそめしとも知らず、荒神松とよび來れり、(中)六右衛門(中)二人してうかつに(中)四尺ばかり下に至り、いとかたし、土をかき出して見れば、下は炭もてひた埋めに埋めたり、又穿つに炭ばかり一尺も掘り出でたらんと思ふ下に、朱にて一尺二寸に七寸ばかりのあたり角なるもの有り、其のかたへを掘りくつしたるに、中に白骨のいと薄らきたる有りけり、六右衛門もかたりな思ひあはせて、何となく物怖ろしくおほえしかば、もとのまゝにつくろひ埋めぬ、(中)六右衛門の弟の(中)多門院といふに住みてあるか、(中)三月の十日ばかりに行きけり、(中)共に行き見かたへより初のやうに掘りかへし見るに、こ度ば三尺まで掘らぬに墓誌の金牌をとつたり、(中)そもく此の石川年足朝臣は(中)作意見別式廿卷もありて、おほやけの政にいさをおほせし朝臣なり、又萬葉十九の卷に「あめにはも五百つ綱はふ萬代に國しらさんといほつ綱はふ」といふ歌見えたり、父の石足朝臣も懐風藻に五言春苑應詔詩一首のせられたり、近世に大和・河内・攝津などより古き墓誌これか掘り出でたるもあれと、かく昔に近く位高き人のこかれもつくれるさへあるに、文字の書きさまでたく、よろつ取り具したるはあらざりけり、云々

續日本紀 天平寶字六年九月乙巳、御史大夫正三位兼文部卿神祇伯勳十二等石河朝臣年足薨、時年七十五、詔遣攝津大夫從四位下佐伯宗福今毛人・信部大輔從五位上大伴宗禰持弔賜之、年足者後日本朝大臣大紫蘇我臣牟羅志曾孫、平城朝左大辨從三位石足之長子也、率性廉勤習於治體、起家補少判事、頻歴外任、天平七年授從五位下、任出雲守、視事數年百姓安之、聖武皇帝嘗之賜龜三十四布六十段・當國稻三萬束、九年至從四位春宮大夫兼左中辨拜參議、勝寶五年授從三位、累遷至納言兼文部卿神祇

伯、公務之閑唯書是悅、寶字二年授正三位轉御史大夫、時勅公卿各言意見、仍上便宜作別式二十卷、各以其政繫於本司、雖未施行頗有據用焉、

五社神社

靈松寺

五社神社は字荒神塚にあり、天照皇大神・春日大神・住吉大神・奥津日子神・應神天皇を祀れり。由緒は詳ならず。境内は八坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

靈松寺は東方牛飼山の半腹にあり、黄牛山と號し、曹洞宗神應寺末にして傳行基作十一面觀世音を本尊とし、脇檀に普賢菩薩・毘沙門天を安置せり。天平年中僧正行基の開創せし畿内四十九院の一なりといふ。初めは牛飼山地藏院と稱せしが、正平年中に至り伽藍頽廢して頗る荒涼を極めしに、應永十九年無月妙應禪師此を過りて、古松の下に光明の赫々たるを看、索めて一寸五分の大悲の金像を得しかば、之を本尊の胎内に納め、再興して更に靈松寺と改め、六院の塔中を建て、殿堂廊廡亦輪奐の美を極め、永祿元年正親町天皇の勅願所となり、同二年八月二十四日繪旨及び勅額を御下賜あらせらる。ついで三好長慶其の子筑前守義興及び土岐山城守定義等大檀那となり、寺門一代の盛を極めしも、天正の初め高山友祥の舞馬の災に罹りて殿堂悉く灰燼に歸し、爾後或は武將の地を納め又は租を免せしもあり、寛永二年六院の塔主施を四方に募りて、方丈一字を建て、貞享五年に至り、國秀和尚出で、山門・鐘樓・禪堂・衆寮・庫堂、及び塔中の雲樹軒・龍澤軒・湖音院等を建立し、稍舊觀に復するを得たるも、明治維新後に至りて漸次衰微し、參町六反歩を有したる境内も、今は僅に貳反壹畝拾參歩とな

三好筑前守  
義興の墓

り、塔中なく、本堂・庫裏・方丈・鐘樓・四足門及び不動明王堂を存せるのみ。然れども芥川・高槻の市街を瞰下し、淀川を隔て、遙に葛城・金剛の連山に對し、眺瞻甚だ佳なり。山上に行基袈裟洗の井あり、滾々涌出し、今は引かれて寺の飲用水となる。井は行基の開闢せし時、自然に涌出し、自ら袈裟を洗ひしを以て此の名起れりといふ。以前は山門の傍に黄牛松ありて、觀音大悲の靈像現出の所と傳へしも、已に枯死してなし。又堂後に三好筑前守義興の墓あり、礫石の塔にして世人之を「三好のカンカン石」と呼び、「三好筑前守義興墓、永祿六年八月二十六日卒」と刻せられ、其の側に土岐山城守の墓あり。寺寶に傳行基作地藏尊立像、傳兆殿司筆十六羅漢の像、土佐光起筆一之谷屏風・渡唐天神、寒殿司筆魚籃觀音像、雪舟筆達摩像、傳光明皇后筆般若廿五の卷等あり。

地藏院

地藏院は字中の谷にあり。峯尾山と號し、眞言宗にして、もと神照院末たりしが、明治四十一年四月一日大覺寺末となり、地藏菩薩を本尊とす。天平神護元年僧正行基の創立なりと傳ふれども、舊記焼失して緣由詳ならず。寛文七年教存堂宇を造營し、元祿十三年行巡更に修繕せり。境内は貳百八拾五坪を有し、本堂・庫裏・廊下を存す。

慈願寺

慈願寺は字東山にあり、太子山と號し、曹洞宗實性院末にして聖觀世音を本尊とす。聖徳太子の開基なりと傳ふ。往時は天台宗に屬し、天正年中高山右近の兵火に罹りしことあり。延寶二年洛東戒光寺末となり、元文四年曹洞宗に轉じて、更に實性院末となる。境内は五百參拾六坪を有し、本堂・庫

裏・藥醫門を存す。

眞如寺

眞如寺は字鹿の戸にあり、自性山龍門院と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元文中洪水の爲め舊記等流失して緣由詳ならず。境内は六百參坪を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・土藏・鐘樓堂・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同五年松平紀伊守家信の領地に移り、寛永十三年岡部美濃守宣勝の領地に轉じ、同十七年松平若狹守康信の領地に換り、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第一區九番組に入り、同八年四月三十日第九大區一小區九番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區一小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第十四分區に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字服部

本地は古來島上郡に屬し、もと服部郷にして郷名廢して服部村と稱す。字地に宮の川原・塚脇・浦

堂・大藏司・西の河原といへるあり、攝津志村里の條に「服部鬮邑五」と見ゆるは、此の字地を指せるものなるべし。舊郷名は和名抄に「島上郡服部郷（現上）」と見ゆるものはこれにして、姓氏錄攝津國神別に「服部連、熯之速日命十二世孫麻羅宿禰之後也、允恭天皇御世任織部司、總領諸國織部、因號服部連」と見ゆれば、服部連の居りし所にして、郷名も是れより起りしものならん。

西北參町許、服部川の大字原より落下し、折れて西流せる所に浮島淵あり。巖岩峭削、東岸に峙つものは高さ參丈・幅七尺、西岸の一崁は高さ七尺・幅貳間、中流に斗出して東岸と對し、西方の岸涯は二脚となりて水中に沈入し、脚間數尺は恰も水上に浮べるが如し、是れ浮島の名の起りし所以にして、崁上には紫苔深く蝕して凹所に雜木を生じ、舞へるが如く將た躍れるが如く、鬱蒼として淵を蔽ひ、幽邃の境にして避暑觀光に適せり。

神服神社は字宮の川原にあり、延喜式内の神社にして素盞鳴命・熯速日命・麻羅宿禰を祀れり。社傳に依れば、社は允恭天皇の御宇、服部連の勸請にして服部神と稱へしが、醍醐天皇延喜年中に至り、初めて部の字を削り上に神の字を加へて神服神社と改め、郡中式内三社（河久刀神社・野見神社・神服神社）の一なり。然るに天正の頃屢兵燹に罹りて舊記を失ひし爲め、中世の沿革を知る能はざれども、漸次衰頽して今日に至りしものならん。明治五年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定され、同年十一月二十六日字宮の川原の無格社春日神社（天兒根命）・同稻荷神社（宇賀神）を境内に移し、字塚脇の同上宮神社

神服神社

浮島淵

（服部連）・字浦堂の同若宮神社（天兒屋根命）・字大藏司の同神明神社（天照皇大神・豐受大神）を合祀せらる。境内は壹千貳百八拾坪を有し、本殿・拜殿・神輿庫・繪馬所・社務所・土藏等を存す。氏は往時にありては其の區域廣く、今の清水村、芥川村の全部（芥川村は芥川の東を除く）・如是村大字津之江・同東五百住、同西五百住、阿武野村大字氷室・同岡本等に亘りしも、今は本地一圓なり。例祭は五月八日を以て行ひ、俗に八日祭と稱し、里民古雅の服裝を爲し、神輿を奉じて芥川原の旅所に練行せるは、實に本地の特祭にして、遠近より來觀者群集せり。

安岡寺

安岡寺は安岡山の半腹にあり、南山と號し、般若院と稱し、天台宗延曆寺末にして如意輪觀世音菩薩を本尊とす。開成皇子の開基なり。皇子は寶龜六年二月當山に登りて如意輪觀世音を刻み、之を本尊として精舎を建てられしもの即ち當寺にして、皇子は一石一字の大般若經を書寫して後丘に安置し給ひしより、寺名を安岡寺と稱するに至れりといふ。ついで皇子は寺を開智和尚に譲り給ひしが、後天安年間堂舎天災に罹り、永正年間に至り高誓再建せり、故に高誓を中興とす。然るに天正年中高山友祥の爲めに灰燼となり、同年末更に造營せしもの即ち今の堂宇是れなり。境内は壹千參百八拾五坪を有し、本堂・庫裏・寶藏・水屋・鐘樓・土藏・藥醫門・仁王門を存す。外に開山堂・阿彌陀堂・藥師堂あり。堂後の官林中に般若塚あり、五重の碑を建てたれども、青苔深く蝕して文字讀むべからず。塚は開成皇子の書寫し給ひし一石一字の大般若經、及び釋迦像十六善神の石像を藏めし所と傳へ、碑

は寶龜六年二月十八日同皇子の建て給ひしものなりといふ。其の皇子の遺跡にして且幽邃閑雅の境なるを以て、古來文人碩徳の來遊せしもの多く、水無瀬氏成・同兼豊も曾て詣で、共に詠あり。又草山元政も來りて詩文を作れり。寺實中筆者不詳着色絹本十六善神畫像壹幅・着色絹本聖徳太子畫像壹幅・着色絹本涅槃像壹幅は、明治二十四年七月三日美術上參考たるの鑑査狀を附與せらる。

如意輪はれかひのまゝにめぐりきて身を安岡の寺におかはや

水無瀬氏成

文月のはしめ、津の國南山安岡寺に侍る教壽院といふ僧のもとにまかりて、終日あそひなと

しけるに、所のさゝ里とほかれと、さひしきつたは誠に世をはなれたらんやうにて、住ま

はからん所にこそといとらやましく覺えて

水無瀬兼豊

うき事も餘所にみなみの山ならん世に住みやすき岡への寺

題南山般若院

草山元政

南山幽邃四無隣 堂閣高安如意輪 林下逢僧訪遺跡 坊中延客慰吟身 三千諸佛禮來久 十六應眞畫得新

般若塔前回首看 色空空色絶風塵

淨光寺

淨光寺は字大藏司にあり、植木山と號し、眞宗本願寺派淨誓寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文三年十一月本地住人植木五郎右衛門なるもの、本願寺十世光教の直弟となりて空誓と法名し、一字を創建せしもの即ち當寺なり。境内は貳百貳拾七坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。

西蓮寺

西蓮寺は字上垣内にあり、眞宗本願寺派淨誓寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳なら

ず。了誓なるもの元和九年本願寺准如法主の直弟となりて中興し、寶曆七年に至りて更に再建せり。

境内は參百參拾貳坪を有し、本堂・庫裏・廊下・土藏を存す。

萬福寺

萬福寺は字東垣内にあり、東光山と號し、眞宗本願寺派淨誓寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。享祿年中淨西なるもの、本願寺十世光教法主の直弟となりて創立せりといふ。貞享年中住職教圓檀家の協力に依りて再建せり。境内は貳百貳坪を有し、本堂・庫裏・廊下を存す。

聞力寺

聞力寺は字坂の下にあり、安養山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十七年教念なるもの檀家の協力に依りて創立せり、境内は貳百八拾壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・廊下を存す。

長樂寺

長樂寺は同字にあり、歡喜山と號し、眞宗本願寺派淨誓寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永二年十月本地の人玄正なるもの、本願寺十二世光照法主の直弟となりて創立せり。境内は貳百拾八坪を有し、本堂・庫裏を存す。

正恩寺

正恩寺は字正恩寺前にあり、眞宗本願寺派慈明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十四年六月十四日本地住人中尾徳右衛門なるもの道宗と法名し、本願寺十二世光照法主の直弟となりて創立せり。境内は貳百拾四坪を有し。本堂・庫裏・土藏を存す。

唯徳寺

唯徳寺は字珍神前にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。大永二年の創立なりといふ。